

新型コロナウイルス感染症 対策検討協議会説明資料

(検証事項説明資料)

(頁)

◎市民への適切な情報提供について 1

令和 2 年 (2020 年) 7 月 20 日

市 長 室

◎検証項目 市民への適切な情報提供について

1 項目別検証結果

① 広報紙について

ア 「広報よこすか号外」および、「広報6月号折り込みちらし」の掲載内容と配布時期のタイミングは適切だったか、市民に適切に届いていたのか。

- 印刷から配布終了まで2週間以上のタイムラグが生じたため、手元に届いた時には既に更新されていた内容もあり、即時性という面では最適とは言えなかったと考えています。
- また、広報紙が届いていない旨の連絡を数件受けましたが、その都度、すぐに対応しました。

項目	内容	印刷期間	配布期間
5月号外	・新型コロナウイルス感染症に関する各種支援策 ・オンライン診療について (5月1日時点情報)	4月30日(木)～ 5月7日(木)	5月8日(金)～ 17日(日)
6月号折り込みちらし	緊急事態宣言解除にあたってのお知らせとお願い (休止施設の段階的な再開について等)	5月25日(月)～ 5月27日(水)	5月29日(金)～ 6月10日(水)

イ 広報6月号では、一部、職員がポスティングしていたが、毎回できるわけでもないため、また同じ状況になったときにどのような情報提供がよいのか。

- 即時性が求められる情報について、広報紙での提供には限界があることを実感しています。「今必要な情報」を多くの市民に届けるには、電子媒体を活用することが適切と考えています。
- ホームページでの分かりやすい情報提供、ツイッターでの配信のほか、現在、幅広い世代で利用されているLINEの活用について調整中です。また、ネットニュースでの配信など、新聞・テレビメディアへの働き掛けは変わらず重要な取り組みだと考えています。

② コールセンターの着信件数、応答率、回答率の状況について（通常時との比較）

ア 着信数

- 緊急事態宣言ただ中の令和2年5月は6,220件であり、前年同月の4,640件に比べて大きく増加しています（+1,580件）。

イ 応答率（着信した電話に対して応答した割合）

- 令和2年4月から6月は概ね90%前後で推移しているが、前年度の同期間（97%以上）と比べると低い状況です。着信数の増加が、応答率を引き下げたものと考えられます。
- 特に、5月以降の応答率の低下は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため縮小体制で運営したことも大きな要因だと考えられます。
（4月27日から6月30日までは、2班での交代制勤務及び8時～18時の時短運営）

ウ 回答率（対応した電話に対して利用者の質問に回答した件数の割合）

- 令和2年4月から6月は、96.3%～97.3%、前年同期間は94.8%～97.8%で、特に影響は見られなかった。

表1 コロナ禍におけるコールセンター着信数等の前年比較

		2月	3月	4月	5月	6月
令和2年	着信数(①)	4,640	4,268	5,263	6,220	5,237
	応答率	90.0%	91.8%	91.5%	86.5%	87.6%
	回答率	96.9%	97.5%	97.3%	96.3%	97.2%
令和元年	着信数(②)	3,965	3,878	4,125	4,640	4,034
	応答率	90.8%	95.0%	97.0%	97.1%	98.6%
	回答率	86.1%	78.6%	94.8%	97.4%	97.8%
着信数の前年度比較(①-②)		+675	+390	+1,138	+1,580	+1,203

- ※ 着信数：コールセンターへの入電総数
 応答率：着信に対して応答した割合
 回答率：対応した電話に対して利用者の質問に回答した件数の割合

- ※ 4月27日～6月30日まで新型コロナウイルス感染拡大防止のため縮小体制で運営（2班による交代制勤務及び8時～18時の運営）

エ 新型コロナウイルス関連の質問件数と内容の分類

- 令和2年2月以降、新型コロナウイルス感染症に関する問い合わせが徐々に増加し、4月以降は1,000件を超えています。
- 4月下旬以降は特別定額給付金の問い合わせが急増し、特に5月、6月は、新型コロナウイルス関連の問い合わせのうち6割～7割程度を占めています。そのほか、施設の休止・再開やイベントの中止に関する情報、次亜塩素酸水などの除菌液に関する問い合わせが多い状況です。

表2 コールセンター質問件数の状況と内容の分類（令和2年2月～6月）

	2月	3月	4月	5月	6月
新型コロナウイルスに関する問合せ総数	160	349	1,319	1,788	1,367
特別定額給付金	0	11	337	1,128	1,011
支援策	4	29	39	126	49
施設・イベント情報	35	139	129	252	192
感染者情報	5	26	49	20	11
自身の体調に関する相談（帰国者・接触者相談センター等）	18	25	82	32	26
次亜塩素酸水等	0	0	479	153	26
寄付	0	1	5	11	9
その他	98	118	199	66	43

③ ホームページについて

ア 新型コロナウイルス関連情報のページビュー数の状況

- 令和2年5月の状況を見ると、緊急告知エリア（トップページ赤枠内）に配置する「感染症患者の発生状況」のページには1,654,166件ものアクセスがありました。これは、前年同月のすべてのページへのアクセス数（1,588,404件）を超える状況です。

表3 新型コロナウイルス感染症に関連する主なページのアクセス数(令和2年2月～6月)

ページ名	アクセス数				
	2月	3月	4月	5月	6月
緊急告知エリア 全体	7,824	760,273	3,359,262	2,071,584	729,583
感染症患者の発生状況	-	337,115	1,524,839	1,654,166	594,741
関連情報（市民のみなさまへ）	7,824	423,158	1,815,690	276,674	87,141
緊急対策基金へのご寄附について	-	-	995	15,434	5,606
新型コロナウイルス感染症に関する支援策	-	-	-	112,669	37,141
関連情報（事業者のみなさまへ）	-	-	17,738	12,641	4,954
特別定額給付金について	-	-	42,171	252,369	114,191
施設の再開情報等	-	30,772	104,702	26,640	32,385
イベント中止・延期について	-	19,075	11,126	3,410	8,418
除菌水（次亜塩素酸水等）の無料配布	-	-	145,381	29,997	6,944

イ 情報更新作業の振り返り

- 令和2年3月上旬の段階では、トップページの緊急告知エリアに約20項目の関連情報が羅列されているだけの状態でした。情報量の増加にあわせて、集約や見せ方を工夫し、閲覧者にとって見やすいページを意識しながら、更新を重ねています。
- 具体例として、市民の関心が高い感染者の発生情報については市内の感染状況を把握しやすくするため、健康部と連携し、帰国者・接触者相談センターへの相談件数、PCR等検査人数、感染者数の日ごとの件数及び累計、推移が一目でわかるようグラフや表を用い、視覚的な情報提供を行っています。
- また、各種支援策については、「個人向け」と「事業者向け」に分類して国、県、関係機関の支援情報を集約して掲載しているほか、ご自身の状況に応じた支援策とその問い合わせ先がわかるように整理しています。

④ ツイッターについて

ア 新型コロナウイルス関連情報の発信数・発信内容・リツイート数等の状況

- 令和2年2月から新型コロナウイルスに関する情報発信を開始し、感染症患者の発生が多かった4月には、ひと月あたり最多となる72件のツイートをを行いました。
- 3月から感染拡大のピークである4月にかけてフォロワーは約3,000人増加し、2月から6月では約5,500人増加しています。これは新型コロナウイルス流行前のフォロワー数の30%に相当する数字です。
- 発信内容としては、感染者情報や施設・イベントの中止・再開情報が多く、感染者情報は閲覧者の反応も高い状況です。

表4 発信数等の推移（月別）

	フォロワー数	発信数	リツイート数	いいね数
令和2年2月	18,594人	8件	1,595件	1,243件
令和2年3月	19,394人	36件	2,732件	3,525件
令和2年4月	22,314人	72件	5,372件	7,811件
令和2年5月	22,668人	49件	2,637件	5,370件
令和2年6月	24,175人	36件	886件	2,899件

※リツイート・いいね数は7月2日現在

表5 発信内容の内訳（令和2年2月～6月）

項目	発信数	リツイート数	いいね数
感染者情報	44件	5,031件	5,361件
施設・イベント情報	41件	2,148件	2,314件
市への寄附（基金、マスク等）	25件	445件	2,203件
支援策（税金の納付猶予等）	19件	1,536件	2,590件
市長メッセージ	13件	1,368件	2,375件
その他（応援動画、感染防止の啓発等）	59件	2,694件	6,005件
計	201件	13,222件	20,848件

※リツイート・いいね数は7月2日現在

⑤ 新型コロナウイルス関連動画の視聴回数について

- 新型コロナウイルスに関する動画は令和2年2月28日から開始し、市長メッセージや横須賀市ゆかりの有名人からのメッセージなど17件を公開しています（6月末時点）。
- 最初に新型コロナウイルス関連の動画を公開してからこれまでの間（2月28日～6月30日）の平均視聴回数を見ると、当然ではありますが、関連動画は他の動画に比べて圧倒的に多く、関心の高さがうかがえます。
- また、市長メッセージについては、5月7日の配信（「緊急事態宣言延長に伴う市立学校の臨時休校期間の延長」など）から手話通訳を導入し、聴覚障害者への情報保障に努めています。

表6 動画内訳（6月30日現在）

分類	件数
市長メッセージ	10件
応援メッセージ	6件
その他	1件

表7 平均視聴回数（令和2年2月28日～6月30日）

分類	件数
新型コロナウイルス関連動画	3,312回
その他	132回

【新型コロナウイルス関連動画一覧 17件】

分類	公開時期	動画のタイトル	主な内容	視聴回数
市長 メッセージ	2/28(金)	新型コロナウイルスに関する横須賀市長 メッセージ (1回目)	・感染症予防対策の励行 ・幼稚園・小学校・中学校・高校・特別支援の臨時休校	3,937
	3/26(木)	新型コロナウイルスに関する横須賀市長 メッセージ (2回目)	・週末の外出や会合の自粛、在宅勤務のお願い ・図書館や美術館などの閉館期間の延長	6,208
	4/7(火)	新型コロナウイルスに関する横須賀市長 メッセージ (3回目)	・緊急事態宣言発令に伴う対応 ・再度の外出自粛のお願い ・市立学校の臨時休校期間の延長 ・次亜塩素酸水の配布	4,068
	4/13(月)	新型コロナウイルスに関する横須賀市長 メッセージ (4回目)	・市役所3交代制勤務に伴うお願い ・再度の外出自粛、感染予防対策のお願い	3,049
	4/17(金)	新型コロナウイルスに関する横須賀市長 メッセージ (5回目)	・緊急事態宣言10日目過ぎ自粛等の協力への御礼 ・PCRセンターの設置 ・医療従事者への御礼	4,463
	4/22(水)	新型コロナウイルスに関する横須賀市長 メッセージ (6回目)	・海岸付近の道路の混雑などに伴う、三浦半島への来訪自粛の お願い(横須賀市、三浦市両代表として)	6,979
	4/30(木)	新型コロナウイルスに関する横須賀市長 メッセージ (7回目)	・臨時議会で可決された各種支援策の内容 ・市内公共事業等の発注対象の拡大 ・新型コロナウイルス基金の創設	2,485
	5/7(木)	新型コロナウイルスに関する横須賀市長 メッセージ (8回目)	・緊急事態宣言延長に伴う市立学校の臨時休校期間の延長 ・教育委員会ホームページ「家庭学習応援コーナー」の紹介 ・中高生向けに市立図書館や運動公園の開放の案内	2,267
	5/25(月)	新型コロナウイルスに関する横須賀市長 メッセージ (9回目)	・緊急事態宣言解除に伴う「新しい生活様式」について ・市の施設の段階的な再開、市立学校の再開方針 ・大規模イベント中止について ・今後の経済活動について(プレミアム商品券の発行、家賃補 助の拡大等)	1,817
	6/1(月)	新型コロナウイルスに関する横須賀市長 メッセージ (10回目)	・人権への配慮(差別、偏見、誹謗中傷はあってはならない)	944
応援 メッセージ	5/7(木)	【コロナに負けるな!】秋山翔吾選手からの応援メッセージ		3,113
	5/13(水)	【コロナに負けるな!】水沼宏太選手からのメッセージ		513
	5/15(金)	【コロナに負けるな!】石川直宏選手からメッセージ		376
	5/18(月)	【コロナに負けるな!】柔道全日本男子の井上康生監督からメッセージ		715
	5/29(金)	【コロナに負けるな!】「横須賀盛り上げ大使」のEXILE TETSUYAさんからのメッセージ		2,400
	5/29(金)	【コロナに負けるな!】「横須賀盛り上げ大使」の橘ケンチさんからのメッセージ		1,848
その他	4/20(月)	リズムジャンプを使って踊ってみた	外出自粛で体力の低下を防ぐための、自宅で出来るリズムトレー ニングの紹介	11,124

※視聴回数は6月30日現在

新型コロナウイルス感染症 対策検討協議会説明資料

(検証事項説明資料)

(頁)

◎在宅勤務における業務内容等の調査に基づく検証結果について …………… 1

令和2年（2020年）9月8日

総 務 部

◎検証項目

在宅勤務における業務内容等の調査に基づく検証結果について

1 検証の目的

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、本市では出勤する職員数を抑制するため、令和2年4月14日から令和2年5月26日までの期間で在宅勤務を実施しました。

今回の在宅勤務は、臨時的な措置として実施したことを踏まえ、各所属から在宅勤務で実施した業務内容や課題等について調査を行いました。

実施した結果を検証することで、今後の感染拡大に備えるとともに、在宅勤務のあり方など職員の働き方の見直しにつなげていくことを目的とします。

2 項目別検証結果

各所属に調査を実施した結果、今回の在宅勤務の課題として抽出された項目について検証し、今後の対応について検討しました。

(1) パソコン等が利用できない環境について

ア 調査結果の概要

- ・在宅勤務で実施できない業務の理由として、「パソコン等が使えないこと」の回答が最も多かった。
- ・在宅勤務の実施のため市として取り組むべきこととして、「庁内のネットワークやシステムに外部からアクセスできる環境の整備」、「テレワーク端末の導入」の順で回答が多かった。

イ 検証及び今後の対応

- ・パソコン等が利用できない環境が、在宅勤務で業務を行う上での最大の障壁となっていると考えられます。
- ・そのため、テレワーク端末を導入し、自宅において、職場と同様に庁内のネットワークにアクセスできる環境を整備する必要があると考えます。

※テレワーク端末については、補正予算の議決が済み、今年度中に約300台を調達する予定です。

(2) 所属、担当業務によって在宅勤務が実施できないことについて

ア 調査結果の概要

- ・在宅勤務で実施できない業務の理由として、「窓口や現場での対応、職場の機材の使用など職員が出勤する必要があるため」の回答割合が50%を超えた。
- ・在宅勤務の課題として、「所属、担当業務により在宅勤務の可、不可がある。」の回答が最も多かった。

イ 検証及び今後の対応

- ・ 調査結果のとおり、市役所には窓口業務やインフラに関連する業務など、現時点で在宅勤務が実施できない、あるいは困難な業務があります。
- ・ そのため、今回のように全庁的な出勤抑制を行う必要が生じた場合は、勤務場所の分散や土日を含めた交代制勤務などの在宅勤務以外の取り組みを合わせて検討する必要があると考えます。

(3) 職員同士のコミュニケーションの機会が減少したことについて

ア 調査結果の概要

- ・ 在宅勤務の課題として、「職員同士のコミュニケーションの機会が減り、業務効率が低下したこと」の回答が2番目に多かった。
- ・ 業務実績の確認方法について、「口頭での報告」の回答割合が約76%で最も高く、「成果物等の提出」、「実績報告書等の様式で報告」は、30%弱の割合に留まった。

イ 検証及び今後の対応

- ・ コミュニケーションの機会の減少を懸念する回答が多い一方で、試験的に導入した「LoGo チャット」を活用したとの回答は約76%と高い割合になっています。
- ・ そのため、「LoGo チャット」のような新たなツールの導入により、在宅勤務時におけるコミュニケーションの手段を確保していく必要があると考えます。
- ・ 業務実績の確認方法については、在宅勤務で実施した業務として「担当業務に係る知識の習得等」の回答が最も多かったことから、簡易な方法を選択した所属が多かったと考えられます。
- ・ そのため、今後、テレワーク端末を導入し、在宅勤務で実施する業務の幅を広げていく場合は、業務実績の確認方法を整理する必要があると考えます。

(4) 情報セキュリティに係る基準の整理、情報セキュリティの強化について

ア 調査結果の概要

- ・ 在宅勤務を実施するため市として取り組むべきこととして、「書類等の持ち出しに係るルールの整理、情報セキュリティに係る基準の整理、情報セキュリティの強化」の回答が多かった。

イ 検証及び今後の対応

- ・ 市役所の業務の性質上、個人情報や機密情報を扱うことが多いため、在宅勤務を前提とした情報セキュリティの考え方を改めて整理する必要があると考えます。

(参考) 在宅勤務の実施状況

(1) 実施期間

令和2年4月14日(火)から令和2年5月26日(火)まで

(2) 対象職員

すべての職員(再任用職員、会計年度任用職員を含む。)

(3) 実 績

在宅勤務率 34.8%(4月14日から5月1日までの期間)

(4) 実施する業務

- ・ 在宅勤務での業務については、職員ごとに所属長が命令する。
- ・ 職場のLAN端末や電子データを持ち帰ることは禁止する。
- ・ 業務に関する資料等は所属長の許可を得て持ち帰ることを可能とし、紙ベースでの資料の検討や自己研さんを実施することとする。なお、個人情報や機密情報を含む資料等の持ち帰りは禁止する。
- ・ 在宅勤務日に地域活動を実施する場合は業務の一環とみなす。

(5) 連絡・報告の方法

- ・ 在宅勤務を実施する職員は、勤務時間中、原則、職場からの電話連絡に対応できるようにする。
- ・ 職員は、業務の進捗状況等について、必要に応じて所属長に報告・連絡・相談をする。また、実施後は、適宜、所属長に業務内容を報告する。
- ・ 所属長は、職員から業務内容の報告を受け、実施日ごとに記録する。

新型コロナウイルス感染症 対策検討協議会説明資料

(検証事項説明資料)

(頁)

◎各種申請に係る様式や説明資料の改善について…………… 1

令和2年（2020年）11月6日

総 務 部

◎検証項目

各種申請に係る様式や説明資料の改善について

1 検証の目的

新型コロナウイルス感染症対策の各種支援制度への申請に際し、記入の様式が煩雑であり、説明がわかりにくいという声があったことから、現在の申請のあり方を検証し、業務行程再構築（BPR）の観点から改善することを目的とします。

2 検証にあたっての調査方法

調査票により全部局に照会

3 調査対象

- (1) 新型コロナウイルス感染症により新たに生じた申請
- (2) 既存の申請であるが、新型コロナウイルス感染症により急増した申請
(急増の基準は概ね2倍以上)
- ※ 事業主体（国・県・市）を問わず、市で受け付ける申請
- ※ 既に終了したものを含む

4 該当申請書の数

29 種類（内訳は別紙参照）

5 調査項目及び調査結果

(1) 申請書様式の根拠

① 市の条例、規則、要綱等	13 件 (45%)
② 市以外（国等）の法令等	14 件 (48%)
③ その他	2 件 (7%)

(2) 申請の受付方法

① 紙のみ	23 件 (79%)
② 電子（Web）のみ	0 件 (0%)
③ 紙・電子の併用	6 件 (21%)

(3) 受付方法が紙のみ(23件)の場合、電子化は可能か

- ① 可 0件(0%)
- ② 不可 8件(35%)
- ③ 困難 15件(65%)

(4) 上記(3)が不可または困難の場合の理由

- ・国で定めた書式、申請方法であるため
- ・押印欄があるため
- ・添付資料があるため
- ・申請者からヒアリングを行う必要があるため

(5) LINEで質問に答える型の様式や、記入代行の仕組みを作ることができるか

- ① 可 3件(10%)
- ② 不可 13件(45%)
- ③ 困難 13件(45%)

(6) 上記(5)が不可または困難の場合の理由

- ・押印欄があるため
- ・申請条件が複雑であり、申請書の内容に適さないため
- ・事業者が対象であり、内容が複雑であるため
- ・国で定めた事務のため
- ・PCを使える対象者は、既にある関数入りのエクセルデータ等への入力の方が早いと思われるため
- ・LINEで申請できても添付資料は別途郵送等してもらう必要があり、その後処理の突合作業に膨大な時間を要することが想定されるため
- ・個人情報を申請者から提出してもらう必要があり、LINE等での質問に答えるだけでは対応できないため
- ・本人からの申請に限るが、LINEでは本人確認がとれないため

(7) 性別など、申請に本来は不要な項目がないか

- ① あり 1件(3%)
- ② なし 28件(97%)

(8) 個人が特定できれば、市の保有情報と引き当てして、削減できる項目がないか(個人情報保護条例により利用不可能な場合を除く)

- ① あり 4件(14%)
- ② なし 25件(86%)

(9) 該当者には最初から支給決定通知書を送るなど、申請自体を不要にできないか

- ① 可 1件 (3%)
- ② 不可 28件 (97%)

(10) 氏名、住所等のプレプリント（事前印刷）の有無

- ① あり 3件 (10%)
- ② なし 26件 (90%)

(11) 記入例の有無

- ① あり 18件 (62%)
- ② なし 11件 (38%)

(12) 記入例がある場合、わかりやすくしている工夫

- ・ 記入箇所に吹き出しで詳細を説明している
- ・ 欄外に補助説明を記載している
- ・ 複数の例を提示している
- ・ 記入部分を色付け、太字など目立つようにしている

(13) その他、わかりやすい申請のための工夫や今後に向けた改善点など

① 工夫した点

- ・ 記入箇所を減らせるよう、自動計算等の機能が付いた申請様式もホームページからダウンロードできるようにした。
- ・ 申請書式のエクセルデータは、入力が必要なセルの色を変えてわかりやすくし、一方で入力不要な部分はロックをかけている。また一箇所に入力すると他の必要書類の同様の項目にデータが反映されるようにしている。
- ・ 手書き、エクセル作成どちらでも対応可能な記入要領を記入例とは別に用意し、わかりやすくしている。
- ・ 申請書の記入欄は必要最低限に留めている。また申請の連絡があった際に記入方法について助言をする等スムーズな申請となるよう心がけている。
- ・ コロナ関連の給付で、給付までのスピードが求められた。国から示された事務手順、様式について、申請者の負担が軽減されるものに作り変えるだけの時間的余裕はなかったが、可能な限りの情報をプレプリントして、記入に関する負担を軽減した。
- ・ 本来は市税条例に基づく延長申請書類を提出すべきところを、国税庁への延長申請書類の写しの添付や、申告書への追記等により対応した。

② 今後の改善点

- ・ 国の標準様式を改善し、希望しない場合のチェック欄を設けず、抹消線で消すようにしたが、金融機関コードである「CD」欄を残したことで多くの問

い合わせがあった。次回があれば適切に対応する。

- ・記入が必要な書類を少しでも減らす事や、記入要領を簡素化し、読みやすくするように改善することを考えている。

③ その他

- ・条件が複雑なことや、申請内容の誤認を防ぐことから、電子化には向いていないと考えている。また、電子化によって事前相談がない申請も多く見込まれるため、事務量が増えることから、現在の電話での相談の結果で申請書を送ることが適していると考ええる。
- ・電子化は望むところであるが、国が奨励(半ば指示)する事務処理では、電子化が困難なものがある。国の事務手順に準拠しながら、どこまで市の裁量で対応できるかがポイントであるため、まずは国が電子化に取り組んで欲しい。

6 必須の検証項目に対する見解

(1) 該当者には最初から支給決定通知書を送るなど、申請自体を不要にできないか

調査結果 可=1件 不可=28件

申請自体を不要とするためには、制度設計の段階で、該当者の詳細情報を把握していること、審査不要の仕組みにすること等が必要であり、条件が厳しいと思われます。また辞退する方への対応についても検討する必要があると考えます。

(2) 性別など、申請に本来は不要な項目がないか

調査結果 あり=1件 なし=28件

様式設計の際に、不要な項目は設けないようにしていますが、今後も留意する必要があると考えます。

(3) 個人が特定できれば、市の保有情報と引き当てして、削減できる項目がないか

調査結果 あり=4件 なし=25件

引き当てするためには、個人情報保護条例に基づき、目的外利用に該当するかの確認が必要となります。そのうえで、引き当てするための仕組みやそのための作業等も含めた検討を併せて行う必要があると考えます。

(4) 申請の受付方法

調査結果 紙のみ=23件 電子(Web)のみ=0件
紙と電子の併用=6件

電子化が不可または困難である理由としては、国で定めた書式、申請方法であること、押印欄や添付書類があること、ヒアリングが必要であることが挙げ

られます。申請の内容に応じて様式のダウンロード、メールでの受付等といった方法も検討する必要があると考えます。

(5) LINE で質問に答える型の様式や、記入代行の仕組みを作ることができるか

調査結果 可=3件 不可=13件 困難=13件

LINE の利用については、本人確認、押印、添付資料、個人情報の入力等が障壁になると思われます。

記入代行については、その仕組みの構築と利用ニーズといった、費用対効果等を踏まえた検討が必要だと考えます。

(6) 説明や書式をわかりやすくする工夫

調査結果 記入例あり=18件 記入例なし=11件

記入例の作成だけでなく、書式や説明を可能な限りシンプルにすることが必要と考えます。

7 今後の対応

業務行程再構築（BPR）という観点から考えると、申請を不要にすることや、電子化を進めることが望ましいと考えます。

そのために、申請のあり方の改善に向け、不要な項目の削除、様式や説明の簡素化、電子申請の可能性について、効率性も含めて検討する必要があると考えます。一方で、簡素化により不正受給等につながらないようにする点を十分考慮する必要があると考えます。

まずは今回取りまとめた内容を全庁で共有し、できることから改善していきたいと考えています。

該当申請書と検証項目

別紙

	担当課	申請または申請書の名称	受付方法	プレプリントの有無	記入例の有無	申請自体を不要にできないか	不要な項目がないか	市の保有情報と引き当てができる項目がないか	LINE や記入代行ができるか
			1. 紙 2. 電子 (WEB) 3. 併用	1. あり 2. なし	1. あり 2. なし	1. 可 2. 不可	1. あり 2. なし	1. あり 2. なし	1. 可 2. 不可 3. 困難
1	納税課	徴収猶予 (特例)	3. 併用	2. なし	1. あり	2. 不可	2. なし	2. なし	2. 不可
2	市民税課	法人市民税及び事業所税の申告・納期限延長申請	3. 併用	2. なし	2. なし	2. 不可	2. なし	2. なし	2. 不可
3	資産税課	新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の事業用家屋及び償却資産に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置に関する申告	3. 併用	2. なし	1. あり	2. 不可	2. なし	2. なし	2. 不可
4	地域安全課	特別定額給付金	3. 併用	1. あり	1. あり	2. 不可	1. あり	2. なし	2. 不可
5	窓口サービス課	個人番号カード交付申請書 兼 電子証明書発行/更新申請書	3. 併用	1. あり	1. あり	2. 不可	2. なし	2. なし	2. 不可
6	窓口サービス課	署名用電子証明書/利用者証明用電子証明書 新規発行/更新申請書	1. 紙	2. なし	2. なし	2. 不可	2. なし	2. なし	2. 不可
7	窓口サービス課	電子証明書暗証番号変更/電子証明書暗証番号初期化申請書	1. 紙	2. なし	2. なし	2. 不可	2. なし	2. なし	2. 不可
8	窓口サービス課	国民年金保険料免除・納付猶予申請書 (臨時特例用)	1. 紙	2. なし	1. あり	2. 不可	2. なし	2. なし	2. 不可
9	指導監査課	衛生用品購入費補助金	1. 紙	2. なし	1. あり	2. 不可	2. なし	1. あり	1. 可
10	指導監査課	介護施設等サービス継続支援事業費補助金	1. 紙	2. なし	1. あり	2. 不可	2. なし	1. あり	1. 可
11	障害福祉課	衛生用品等の緊急調達補助金	1. 紙	2. なし	1. あり	2. 不可	2. なし	2. なし	2. 不可
12	障害福祉課	特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービスへの支援事業	1. 紙	2. なし	1. あり	2. 不可	2. なし	2. なし	2. 不可
13	障害福祉課	「新型コロナウイルス感染拡大に伴う訪問入浴サービス等強化事業」補助	1. 紙	2. なし	1. あり	2. 不可	2. なし	2. なし	3. 困難
14	障害福祉課	障害福祉サービスにおけるテレワーク等導入支援事業	1. 紙	2. なし	2. なし	2. 不可	2. なし	2. なし	3. 困難
15	障害福祉課	生産活動活性化支援事業	1. 紙	2. なし	2. なし	2. 不可	2. なし	2. なし	3. 困難
16	生活福祉課	住居確保給付金	3. 併用	2. なし	1. あり	2. 不可	2. なし	2. なし	2. 不可
17	介護保険課	介護保険料減免	1. 紙	2. なし	2. なし	2. 不可	2. なし	1. あり	3. 困難
18	健康保険課	傷病手当金	1. 紙	2. なし	1. あり	2. 不可	2. なし	2. なし	3. 困難
19	健康保険課	国民健康保険料減免	1. 紙	2. なし	2. なし	2. 不可	2. なし	2. なし	3. 困難
20	子ども育成総務課	放課後児童健全育成事業補助金 (うち新型コロナウイルス感染症対策特例措置分)	1. 紙	2. なし	1. あり	2. 不可	2. なし	2. なし	2. 不可
21	子ども青少年給付課	ひとり親世帯等臨時特別給付金	1. 紙	1. あり	1. あり	1. 可	2. なし	2. なし	1. 可
22	保育課	ファミリー・サポート・センター活動料金助成申請書	1. 紙	2. なし	2. なし	2. 不可	2. なし	2. なし	3. 困難
23	幼保児童施設課	コロナ対応補助金	1. 紙	2. なし	2. なし	2. 不可	2. なし	2. なし	2. 不可
24	経済企画課	中小企業信用保険法の規定による認定申請書	1. 紙	2. なし	1. あり	2. 不可	2. なし	2. なし	3. 困難
25	経済企画課	中小企業等家賃支援補助金の申請書	1. 紙	2. なし	1. あり	2. 不可	2. なし	1. あり	3. 困難
26	都市計画課	横須賀市公共交通感染拡大防止支援事業	1. 紙	2. なし	1. あり	2. 不可	2. なし	2. なし	3. 困難
27	市営住宅課	市営住宅家賃徴収猶予申請書	1. 紙	2. なし	1. あり	2. 不可	2. なし	2. なし	3. 困難
28	市営住宅課	市営住宅駐車場使用料徴収猶予申請書	1. 紙	2. なし	2. なし	2. 不可	2. なし	2. なし	3. 困難
29	市営住宅課	入居資格の特例の申出書	1. 紙	2. なし	2. なし	2. 不可	2. なし	2. なし	3. 困難

新型コロナウイルス感染症 対策検討協議会説明資料

(検証事項説明資料)

(頁)

◎感染拡大予防物資の各施設への効果的な配分方法について …………… 1

令和2年（2020年）8月19日

市 民 部

福 祉 部

健 康 部

こども育成部

こども家庭支援センター

◎検証項目 感染拡大予防物資の各施設への効果的な配分方法について

1 検証の目的

民間企業からの寄贈や国・県からの配布により市に届けられたマスク等感染拡大予防物資の配分方法について、より効果的、効率的な配分方法のあり方を模索します。

また、それらの物資を各施設、事業所に引き渡す方法についても、最も効率的な方法を検討することを目的とします。

2 項目別検証結果その1 効果的・効率的な物資の配分方法

(1) 不足数（ニーズ）の把握について

①市の当初の想定と実際

当初、各事業所においてマスクなどの消耗品類は均一な量で使用されていくものと考え、ある時点で照会すれば各事業所の在庫のひっ迫さが把握でき、ひっ迫している事業所から順に配布することが効果的で効率的と想定していました。

しかし実際は、マスクを例にすると、事業所はふんだんに保有している場合と保有量が少なくなった場合とで、マスクを交換する頻度を変えることで、在庫切れを防ぐという対応がされていて、現在の保有量でどの程度もつのか、不足数はいくつなのかということを示すのは難しいことでした。

②事業所からの声

- ・納期と納品量が示されなければ「不足量」は判断できない
- ・コロナに限らず、インフルエンザやノロなどの感染症が発生しても、施設内での衛生材料の使用量は大きく変化する。ある時点での在庫量調査の結果は、あくまでもその時点のものと捉えるべき
- ・通常の在庫量は、事業所の規模の大小に基本的に比例する。小規模事業所は使用量の調整にも限界があるので、配布にあたっては事業所の規模も勘案してほしい
- ・必要量の照会をし、その結果を集計して配布計画を立てるという手順を踏んでいる間に、時間は経過していく。迅速に配布することを念頭にしてほしい
- ・提供するサービス分野ごとに「業界団体」を組織している。この団体内で物資の過不足は融通し合うという対応も行うので、配布計画作成のために労力と時間を割かないでほしい

(2) 不足数（ニーズ）の把握方法について

①市の当初の想定と実際

従前から、国や県からの事務連絡の伝達等にはメールを使用しているため、物資不足に関する照会や連絡もメールで行うことで支障はないと認識していました。

しかし実際は、コロナ禍で国や県、市から日々多くのメールが送信されていて、物資不足に関する本市からのメールが埋もれてしまい、気づかれない状況でした。

②事業所からの声

- ・メールは日々大量に着信し重要なものでも見落とす可能性があるため、緊急・重要な案件はファクスも併用してほしい
- ・照会等の際には、多くの事業所に専任の事務員はいないことを踏まえてほしい
- ・照会にあたっては、回答内容がどのように扱われるのか明示してほしい

(3) 考察・検証・今後の対応

上記(1)のとおり、各事業所のニーズを正確に的確に把握することは、非常に困難です。国等から大量に供給された物資の配布計画を考える場合には、公平性を過度に意識するのではなく、迅速性に重きを置いたものとすべきです。

具体的には、精緻なニーズを把握するよりも、利用定員割や従事者数割など一定の基準によって配布計画とすることとします。

また、物資の在庫切れが間近となった事業所に対しては、個別に対応することとします。

なお、国や県からの要請として、各事業所の在庫数や必要数を調査して報告するよう求められた場合には、これに応じるものとします。

メールのほかファクスを併用することについては、一件ごとにダイヤルしながら送信していくファクスの特性上、宛先件数が多くなればなるほどリアルタイムでの送信が難しくなるという課題があります。

今後、物資の配布に関する照会については、照会の意図を明記して行うとともに、重要・緊急な照会やお知らせについては、重要・緊急であることが分かるようメールの件名を工夫したうえで、宛先件数の多寡によりファクスを併用するかどうかを判断していくこととします。

3 項目別検証結果その2 効率的な物資の引き渡し方法

(1) 市での実際の引き渡し方法

数百枚程度のマスクなど配布するものが少量な場合には、基本的には郵送で各事業所に配布しています。郵便事情さえ通常であれば、効率的な配布方法と考えます。

複数の種類の物資を段ボール箱に梱包しなおしたり、配布物が複数の段ボール箱となるような場合には、基本的には市職員が各事業所を訪問して配布しています。宅配便での配布に耐えられる梱包とする手間を省き、また日中不在となる事業所であっても事前に調整した置き場に置いてくるという対応が可能というメリットがあります。一方で、公用車の積載量の関係から、配布完了まで相応の日数を要する場合があります。

以上が基本的な配布方法ですが、「業界団体」事務局に物資を届け、各事業所への配布を依頼する場合や、事業所が市役所に赴き受領していくこともあります。

(2) 事業者からの声

- ・在庫がひっ迫している場合には、事業所が市役所に受領しに行くのが最も効率的
- ・業務時間中に無人となる事業所もあることを念頭にしてほしい
- ・訪問配布はありがたいが、感染防止の観点から少人数で来訪してほしい

(3) 考察・検証・今後の対応

現状の配布方法で、臨機応変に対応できていると考えますが、今後、国や県からの物資の配分量がさらに増えてきた場合には、より効率的な方法を検討していく必要があります。

これからも、事業所の在庫のひっ迫さ、配布すべき物資の量や内容、そして感染防護の観点も踏まえ、どのような引き渡し方法が迅速・効率・安全なのかを見極めながら対応していきます。

新型コロナウイルス感染症 対策検討協議会説明資料

(検証事項説明資料)

(頁)

◎医療機関におけるマスク・防護服等の提供状況について……………	1
◎医療関係の対応状況	
②保健所、健康安全科学センターなどの対応力について……………	4
③PCR検査外来の対応力について……………	9
◎市立2病院と横須賀共済病院について……………	13
◎市内病院や薬局等の運営状況について……………	29

令和2年(2020年)7月20日

健康部

◎検証項目3 医療機関におけるマスク・防護服等の提供状況

1 検証の目的

コロナウイルス感染症患者を受け入れた病院におけるマスク・防護服等の確保と本市に寄付されたマスク等の配布状況を検証し、今後予想される第2波へ備えます。

2 検証結果

(1) マスク等の配布状況

- ① 配布の概要 3月上旬から寄付や調達によるマスク等が、順次地域医療推進課に提供され、その都度、概ね2日以内に医療機関等へ配布しました。(寄付受付と調達は市民部(市長室)危機管理課が担当)

② 配布数

マスク(医療用マスク、サージカルマスク、手作りマスク)	約50,000枚
防護服(全身タイプ、簡易タイプ)	約400枚
フェイスシールド・ゴーグル	約10,000枚

③ 配布先の選定と配布方法

次の優先順位により配布しました。

マスク等は不定期で提供されるため、その都度、各病院の調達担当と連絡を取り合い切迫状況に応じて、配布数を決めました。

優先順位	配布先	配布手段
1	コロナ患者を受け入れている市内3病院(以下「3病院」)、PCRセンター	市職員による搬送
2	3病院を除く市内9病院	市職員による搬送、郵送
3	診療所・歯科診療所・薬局	医師会等に委任

(2) 3病院におけるマスク等の在庫状況等

① 3病院における調達の考え方

コロナ前	現在
<ul style="list-style-type: none"> ○ マスク等の安定供給のある物品は、置き場の関係で在庫を持たないようにしていた。(1病院) ○ 通常使用量の概ね1か月分の在庫を確保するようにしていた。(2病院) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 卸売業者から示される割当数量を発注・調達している。 ○ G-MIS(ジームス)※により、緊急性の高い病院に物資が送られるようになった。

※G-MIS（ジーミス）とは

厚生労働省と内閣官房 IT 室が連携して構築した「新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム」のこと。

全国の医療機関から病院の稼働状況、病床や医療スタッフの状況、医療機器や医療資材の確保状況を一元的に把握し支援を行い、必要な医療提供体制の確保を目指す。

登録した病院はマスク等の在庫見通しについて「1週間以内」「2～3週間」「1か月以上」等と報告し、在庫状況と緊急性に応じて、国県から必要枚数が提供される仕組み。

② 物品別在庫状況（振り返り）

ア マスク

1月中旬～	入手が困難となり、各病院では使用方法を見直し節約を始めた。
3月下旬	G-MIS が稼働を始めた。
3月～5月	入手が相当困難となった。 同時期に市民からの寄付が寄せられ、市から配布した。
5月中旬～	G-MIS による配布が始まるとともに、通常ルートによる調達が、徐々に可能となった。
現 在	G-MIS による一元管理に加え、患者数が少ないこともあり、使用頻度を見直す等の工夫によって対応している。

イ 防護服

2月上旬～	コロナ患者を受け入れ始めた頃から、在庫が急速に減り始めた。
3月下旬	G-MIS が稼働を始めた。
4月中旬～	ビニールガッパを代用しているテレビ報道もあり、全身タイプの防護服の寄付が寄せられ、市から3病院と PCR センターへ配布した。 簡易タイプは、引き続き不足した。
5月中旬～	G-MIS による配布が始まるが、通常ルートによる調達が困難であった。 気温上昇とともに全身タイプでは熱がこもり、医療者の負担が増大したため、簡易タイプの確保が求められた。
現 在	G-MIS による一元管理に加え、患者数が少ないこともあり、一部では、滅菌消毒の上再利用する等の工夫によって対応している。

(3) 課題等

① 状況と課題等（3～5月頃）

- コロナ前は、各病院における調達に市は関与していなかった。
- コロナウイルス感染拡大に伴って、3病院ではマスク等の使用量が急速に拡大する一方で、調達が困難となり在庫不足となった。
- マスク等の寄付物品については入手時期と数が見込めないため、計画的な配布ができなかった。
- ご寄付いただいた医療用マスク等は、国内外の様々なメーカー品であり材質等も異なるため、使用前に医療現場では一定の確認作業が必要であった。
- 各病院への支援は、国・県・市・所属する医療法人グループが行うとともに、市民が直接当該病院に持参することもあった。
- 衛生面を考慮しマスク等の梱包は極力解かずに配布したため、小分けによる対応ができなかった。

② G-MIS 普及により解決した課題

- 各病院におけるマスク等の在庫状況について、国による一元管理が可能となった。
- 在庫状況と緊急性に応じて、マスク等が国県から優先的に病院に提供される仕組みができた。

③ G-MIS 普及以降も継続する課題

- 国による一元管理と提供体制は整ったが、独自調達分を含めて総量が足らず、各病院では在庫数を減らさないよう独自の工夫によって対応している。

◎検証項目5 医療関係の対応状況

(②保健所、健康安全科学センターなどの対応力)

1 検証の目的

新型コロナウイルス感染症への対応について、第2波の到来に備え体制を整備することを目的として保健所等の人員体制や対応力を検証します。

2 検証結果

(1) 現場で足らなかったもの(こと)、苦勞した点

新型コロナウイルス感染症1例目が介護施設職員であったため、濃厚接触者の検査を約100名実施するなど、初期のころから人員体制に課題がありました。

その後部内での応援体制を整えましたが、感染の拡大に伴い事務的な業務に支障を生じるようになったため、全庁的な応援体制により事務負担の軽減を図りました。

また検査や相談業務について民間委託を実施することで、業務量の改善を図り現在に至ります。

	課題	改善点
2月～3月	通常の勤務体制でスタート。担当者の負担大きい。 帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センターの設置。	帰国者・接触者相談センターについては、全庁的に保健師・福祉職等の応援を依頼した。 疫学調査等は保健所内でチーム体制を整備した。
4月～5月	感染者増により事務量の増大。 帰国者接触者相談センターの相談対応や疫学調査で専門性が必要だが、マンパワーが少ない	他部課から併任辞令による応援体制を得て、事務負担が減少。 保健所内で業務ごとの専任チームを編成し役割の明確化、マンパワーの確保ができた。 1日1回の合同会議による情報の共有化。
6月	患者の発生が無く業務量は落ち着いた。 職員の疲労の蓄積。	各業務のマニュアル化。 今後の人員体制の検討。
7月	第2波、第3波に備えた、再体制づくり	組織改正による、担当の明確化 次の波に備えた準備開始

① 人員

ア 保健所の職員配置の変遷

2月～3月	保健所感染症対策係 8名 + 健康部職員（応援） + 他部職員（応援）
4月	健康づくり課に併任辞令 課長補佐級 2名 健康部総務課に辞令 担当部長 1名 健康部総務課に併任辞令 （課長 1名、主査 1名、主任 1名） 健康部健康づくり課に併任辞令 課長補佐 1名
7月	疾病予防担当部長 1名 防疫企画担当課長 1名 防疫企画担当主査 1名 防疫企画担当主任 1名 健康づくり課内異動 1名

イ 健康安全科学センターの職員配置

ウイルス検査担当 3人 + 他担当職員（応援） 5人

② 機材

健康安全科学センターでリアルタイムPCR検査用機器を2台に増設

③ 資材

ア 保健所

平時からの備蓄物品（PPE・マスク等）で対応
アルコール等消毒液の購入

イ 健康安全科学センター

検査用試薬・器材の購入にあたり、在庫不足のため入手困難な時期はあったが、検査は遅滞なく実施

(2) 保健師の通常業務への影響の有無

感染の拡大に伴い、多くの業務が延期または中止となりましたので、通常業務に差支えのない範囲で応援体制を組みました。

(3) 職員の心身の不調について

感染が拡大し始めてから4月中旬までが業務負担のピークとなり、疲れが取れない、不眠などの症状が一部職員に現れました。

現在は落ち着きつつありますが、先の見えない状況に疲労が蓄積されている状況ではあります。

(4) ヒューマンエラー

重大な個人情報を取り扱う業務ですので、チームで確認をしながら業務を進め、人による事故等がないように努めました。

(5) 国や県からの指示の内容

検査体制や神奈川モデルなど、感染症法における新型コロナウイルス対策にかかる事務取扱いに係る指示が多くありました。

(6) 国、県への要望

- ・法に基づく事務処理の簡素化
- ・第2波に向けた入院病床や療養施設の安定的な提供

3 今後の課題

- ・今回の経験で、新規患者の発生は日により異なりますので、疫学調査は1件につき1チームが交代で対応し、入院勧告などの事務も、件数により所内で応援体制を再開できるよう保健所内で調整しています。
- ・検査体制の充実などにより、保健所の対応力が高まってはいますが、限界の見極めは集団感染の有無にも影響されるため、本庁とも連携して早めの判断が必要となります。
- ・風水害等の災害時と新型コロナウイルス感染症の流行が重なった際の対応に関して、全庁的な人員体制や対応マニュアル等の整備が必要となります。
- ・新型コロナウイルス感染症は未知の部分が多く、精神的なストレスが大きいことから、職員の心のケアが必要となります。

<資料>

1. 帰国者・接触者相談センター

日時	開設時間	回線数	従事者数
2月7日～ 2月24日	平日8:30～17:15 休日10:00～16:00	2回線	2人
2月25日～ 3月15日	平日8:30～21:00 休日10:00～16:00	2回線	3人
3月16日～ 3月24日	平日8:30～20:00 休日9:00～17:00	6回線	7人
3月25日～ 4月6日	平日8:30～20:00 休日8:00～17:00	3回線	専任2人 応援4人
4月7日～ 4月20日	平日8:30～20:00 休日9:00～17:00	4回線	昼(専3人応援4人) 夜(専1人応援4人)
4月20日～	平日8:30～20:00 休日9:00～17:00	4回線	派遣開始 派遣者5人 (4月26日他部応援終了) 保健所保健師の専任2人
5月中	上記同様	4回線	保健所保健師専任3人(平日) 派遣者5人
6月中	上記同様	4回線	保健所保健師専任2人(平日) 派遣者4人
7月	上記同様	3回線	保健所保健師専任1人(平日) 派遣者3人

2. その他従事者

4月から5月は疫学・勧告・投げ込み等健康部内でコロナ対策体制を整え対応していた。

6月中旬より感染者の発生がなくなったため、体制を徐々に通常に戻し、7月1日からは担当部所のみで対応するようになっている。

【参考】1日の配置役割と職員数 4月から6月

医師	疫学	勧告	結果 連絡	投げ 込み	検体 搬送	緊急 携帯	PCRセンター
1人	4チーム 8人	2人	4人～ 3人	3人～ 2人	2人～ 1人	1人	1人

3. 残業時間（保健所健康づくり課感染症対策係）（課長除く）

	3月	4月	5月	6月
1	132.5H	131.5H	116.25H	65.15H
2	122.5H	116.0H	90.25H	41.45H
3	105.5H	90.50H	71.00H	41.15H

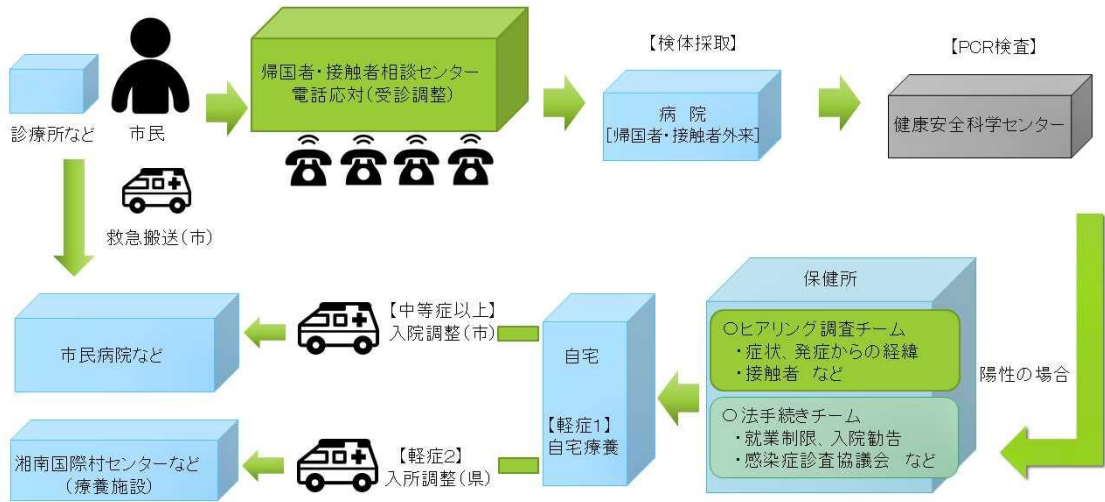
◎検証項目5 医療関係の対応状況(③PCR検査外来の対応力)

1 検証の目的

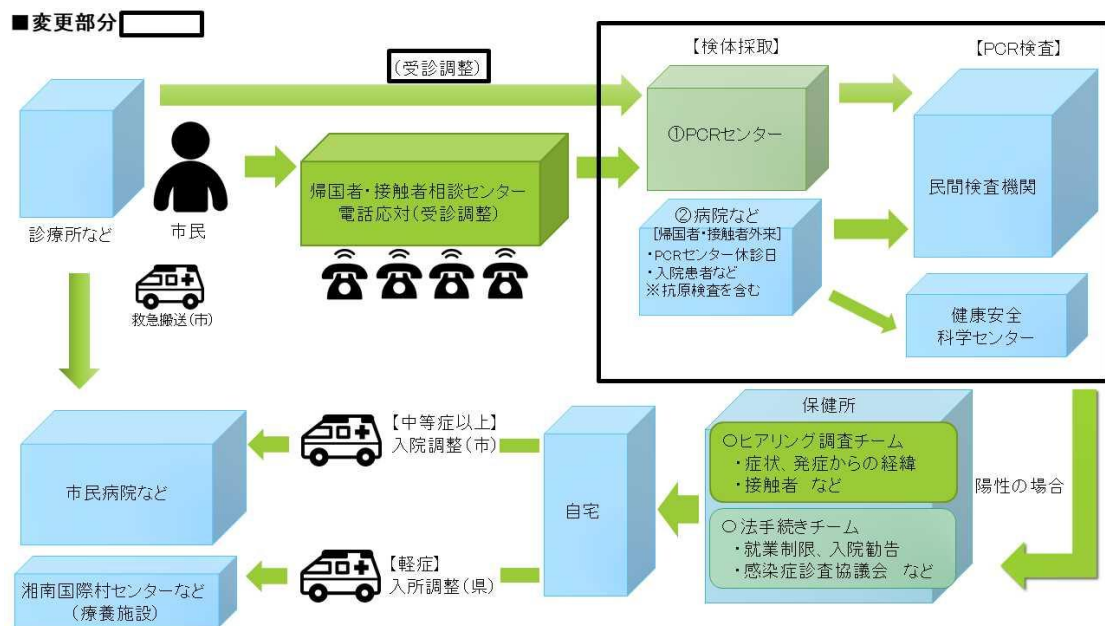
新型コロナウイルス感染症の感染拡大を予防し、今後予想される第2波へ備えるために本市のPCR検査等を検証します。

2 新型コロナウイルス感染症対応の流れ

(1) 当初～4月の流れ



(2) 4月～現在の流れ



3 PCR検査の対応変化

<p>当初 ～ 4月</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・帰国者・接触者外来として3病院が検体採取。(平日、休日) ・市職員が検体回収。(保健所、本庁応援者) ・健康安全科学センターが検査。 <p>検査結果は翌日16時頃判明。 感染症法に基づく疫学調査、感染症診査協議会の開催、報道発表等の事務処理。</p>
<p>4月 ～ 6月</p>	<p>4月24日から横須賀PCRセンター開設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平日、土曜日午前：横須賀PCRセンター（以下「PCRセンター」）が検体採取。 休日：3病院が検体採取。 ・PCRセンター採取分の検体回収は民間委託。 <p>検査結果は翌日9時頃判明。 所要事務の大半が勤務時間内で処理可能。</p>
<p>6月以降 の対応</p>	<p>PCRセンターの検体採取の効率化*と診療所による取組み開始。</p> <p>※検体採取の効率化</p> <p>PCR検査の検体が、くしゃみ等を誘発して医療従事者の感染リスクにさらされる鼻咽頭ぬぐい液以外に唾液PCR検査を導入（対象は発症9日以内）。</p> <p>7月17日より無症状者も唾液PCR検査が可能となった。</p> <p>4病院で抗原検査を実施。</p>

4 当初からの課題と改善点

横須賀市医師会、三浦半島病院会の協力得てPCRセンターを開設・運営しています。

また、診療所でPCR検査や抗原検査を実施するようになり、検査希望者を待たせることなく検査体制の強化が図られています。

(1) PCR検査体制の強化

- ①平日、土曜日午前：PCRセンター
- ②日曜日：3病院
- ③その他：市内30診療所等でPCR検査、4病院で抗原検査を実施

(2) PCR検査を民間委託したことによる改善

- ①健康安全科学センターのみで検査を行っていた場合は、約35件/日。

民間委託により市内の検査可能件数が約100件/日まで拡大できました。

また、民間委託により健康安全科学センター職員の負担が軽減されました。

- ②民間委託する前は、結果判明する16時以降に陽性者の疫学調査等が始まるため、入院が翌日になってしまい、患者や家族の不安がみられました。

また、多くの職員が休日勤務、時間外勤務を続けていました。

民間委託にした結果、9時頃に判明するため、患者は当日中の入院が可能になり、本人や家族の不安が解消するとともに、職員の長時間勤務も軽減しました。

(3) その他（帰国者・接触者相談センター）

PCRセンターと連携している帰国者・接触者相談センターに看護師派遣の委託を活用して職員の負担を軽減しました。

5 検査体制について

(1) PCR検査

- ①経過：5月12日から契約を開始
- ②検査場所：PCRセンター、3病院、30診療所等
- ③検査実績：3,196件（7月15日現在）

(2) 抗原検査

- ①経過：5月12日から契約を開始
- ②検査場所：4病院
- ③検査実績：418件（7月15日現在）

6 PCR検査件数の公表について

市ホームページで速報値を公表しています。

7 今後のPCR検査の課題

(1) 検査ニーズに対する現状の対応

- ・健康安全科学センターを有する本市は、当該感染症の発生当初からPCR検査が可能でした。
- ・横須賀市医師会、三浦半島病院協会の協力を得て、PCRセンターの設置・運営、診療所でのPCR検査の実施、病院での抗原検査の実施など検査の幅が広がり、他自治体に比べて検査希望者を待たせることなく対応ができています。
- ・5月、国の「相談・受診の目安」が改訂された際、改めて医師会と協議した結果、

- ① 相談センターでの、柔軟な検査予約の対応。
- ② かかりつけ医から、PCRセンターに直接検査予約が可能。
(例：時間調整がつけば、当日予約・検体採取を実施 など)

以上を確認しましたので、検査までの流れがさらにスムーズになっていますが、今後の感染の広がり方によっては、さらなる対応が求められます。

(2) 集団感染への対応

集団感染が発生した場合には、速やかに濃厚接触者を特定してPCR検査を行います。

現在まで集団感染は発生していませんが、福祉施設・事業所や学校、保育園等で連続して発生した場合の対応力に課題があります。

(3) 濃厚接触者の費用負担

PCR検査は保険診療が認められており、自己負担分として2,000円前後の支払いが生じています。

5月29日付厚生労働省通知により、無症状患者の濃厚接触者は有症状と同様にPCR検査を実施しており、検査対象者の自己負担額を負担させることが課題となっています。

(4) 感染のリスクが高い環境（店舗など）のハイリスク者への対応

感染リスクの高い店舗等で陽性者が発生した場合、濃厚接触者ではなくてもPCR検査を実施したほうが望ましいと考えられるケースが発生した場合の対応が課題となっています。

8 PCR検査、抗原検査実績について

	2月	3月	4月	5月	6月	7月	合計
帰国者・接触者外来 (3病院)	57	253	678	349	325	140	1,802
3病院以外 (非契約医療機関)	6	114	58	13	9	2	202
横須賀PCR センター			77	408	342	224	1,051
30診療所等 (契約医療機関)				12	46	83	141
抗原検査				26	237	155	418
検査総数	63	367	813	808	959	604	3,614

※陰性確認のために行った検査の実施人数は含まない

※7月分は7月15日まで

◎ 検証項目8 市立2病院と横須賀共済病院について

1 検証の目的

コロナ禍における3病院の経営状況をはじめとした、運営上の問題点について検証し、医療提供体制を維持していくことを目的とします。

2 検証結果

(1) 検証方法

市立2病院と横須賀共済病院で情報共有等を図りながら新型コロナウイルス感染症への対応を進めてきていますが、横須賀共済病院の運営状況の詳細については、健康部（保健所を含む。）でデータを持ち合わせていません。

そこで、市立2病院の状況をもとに、新型コロナウイルス感染症が病院運営に与えている影響等を整理しました。

(2) 考察 (20 頁)

現状、国等から市立2病院に対して一定の支援がありますが、医療提供体制を維持するための考察を、今後の課題等としてまとめました。

3 市立2病院への影響の概要

(1) 新型コロナウイルス感染症患者受け入れ体制づくり (14 頁)

①医療機器の整備は、購入費の全額を国等の補助金を受け行いました。今後、第二波に向けた準備として、さらに医療機器を整備する予定です。この医療機器購入費の全額に対して、新型コロナウイルス感染症緊急支援交付金による補助金を受ける予定です。

②新型コロナウイルス感染症患者増加への対応として一般病棟で受け入れることができるよう、病室改修工事を行いました。改修工事費の全額に対して、神奈川県単独事業による補助金を受ける予定です。

(2) 感染防御策を講じながらの診療 (15 頁)

①新型コロナウイルス感染症患者の診療にあたっては、感染防御策を講じるため通常時よりも多くの医療従事者がかかわり、マスク及びガウン等の医療資材を多く用いています。この診療実態を評価するものとして、診療報酬が特例措置として増額されています。

(3) 病院職員の負担感の増加 (16 頁)

①病院職員は、新型コロナウイルス感染症患者との接触を伴う場面もありながら地域の日常診療を継続させる必要がある中、強い使命感を持って業務にあたっていますが、相当程度心身に負担がかかっています。このことに対する職員手当を新設するため、指定管理者が病院職員の給与規定を改正しています。

(4) 患者減少に伴う収益減少 (17 頁)

- ①新型コロナウイルス感染症患者受け入れのための病室整備のため、一部の病床を休止しました。休止病床に対する経済的支援として、新型コロナウイルス感染症緊急支援交付金を受ける予定です。
- ②新型コロナウイルス感染症患者の速やかな受け入れ体制づくりのため、常時空床を確保しています。空床確保に対する経済的支援として、新型コロナウイルス感染症緊急支援交付金を受ける予定です。
- ③コロナ禍における、市民の受療行動の変化等に伴う患者減少の影響を受けています。

4 新型コロナウイルス感染症患者受け入れ体制づくり

(1) 医療機器等の整備 (令和2年3月末完了分)

購入医療機器	支援状況
市民病院 人工呼吸器 (2,221 千円)	新型インフルエンザ等対策医療機器整備事業補助金 (国 1/2 県 1/2)
うわまち病院 HEPA フィルター付き空気清浄機 (405 千円) HEPA フィルター付きパーティション (160 千円)	感染症外来協力医療機関整備事業補助金 (国 1/2 県 1/2)
うわまち病院 陰圧ブース (539 千円)	新型コロナウイルス感染症患者入院医療機関設備整備事業補助金 (国 1/2 県 1/2)

補助金は、令和元年度に収入済み。

(2) 医療機器等の整備 (第2波に向けた準備)

購入医療機器 (予定)	支援状況
市民病院・うわまち病院 HEPA フィルター付きパーティション ECMO 装置 人工呼吸器 SmartAmp 法簡易パッケージ装置 ほか	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金 (医療分) (国 10/10)

国の一次補正予算対応分として7月に、二次補正予算対応分として8月に補助申請手続き予定であり、交付決定後に購入手続きを行います。

(3) 病室の改修（実施済み）

改修内容	支援状況
市民病院（計 6,191 千円） シャワー室設置（1,622 千円） 透析対応病室への改修（618 千円） 換気設備改修（3,131 千円） 病棟内パーティション設置（512 千円） 資材倉庫電源工事（308 千円） うわまち病院（計 3,010 千円） 透析対応病室への改修（220 千円） 換気設備改修（1,965 千円） 病棟内パーティション設置（825 千円）	感染症患者入院医療機関等施設費補助（神奈川県独自事業） （県 10/10）

神奈川県 6 月補正予算で措置され、8 月に補助申請手続き予定です。

5 感染防御策を講じながらの診療

(1) 診療報酬の特例措置

説明	支援状況
感染防御策を講じる新型コロナ感染症患者（確定及び疑似症）への診療実態を評価し、特例措置として診療報酬が増額されている。 新型コロナ感染症患者に限って、特例措置を適用して診療報酬を請求する。	軽症患者 通常診療報酬に加えて、12,000 円／日を加算 中等症患者 通常診療報酬に加えて、31,000 円／日を加算 ICU 等入院患者 通常診療報酬の約 3 倍（集中治療室における診療報酬上の施設基準により異なる。）

6 病院職員の負担感の増加

(1) 職員手当を新設

説明	支援状況
<p>指定管理者が職員給与規定を改正し、職員手当（防疫等手当）を新設した。支給対象は、新型コロナウイルス感染症患者及びその疑似症患者への診療にかかわった職員であり、令和2年2月3日従事分から適用中。</p> <p>手当額 4,000 円／日または2,000 円／日 （従事状況による。）</p> <p>支給済額（2～5月勤務分） 市民病院 7,300 千円 うわまち病院 6,004 千円 （注）6月分以降も支給する。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症重点対応医療機関への支援（市独自事業）</p> <p>指定管理者の判断で、職員手当の財源に充当した。</p> <p>市民病院 5,000 千円 うわまち病院 5,000 千円</p>

6月25日に、市からの支援金を受け取りました。

(2) その他

国の第二次補正予算において、新型コロナウイルス感染症対応医療従事者慰労金交付事業が創設されました。

市立2病院の場合は、患者と接する医療従事者や職員に対し、慰労金として1人20万円が給付される予定です。

7 患者減少に伴う収益減少

(1) 新型コロナ患者受け入れ病室を用意するために一部病床を休止

説明	支援状況
<p>新型コロナ感染症患者と一般患者の入院病室を区分けするため、一部の病床を休止した。休止病床に対して、経済的支援がある。</p> <p>休止病床数（4月1日から6月30日までの最大数）</p> <p>市民病院 14床 うわまち病院 14床</p>	<p>新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分） （国 10/10）</p>

8月に補助申請手続き予定であり、交付決定時に金額が確定します。

(2) 即応体制として空床を確保

説明	支援状況
<p>新型コロナ感染症患者をすみやかに入院させることができるよう、常時空床を確保している。空床確保に対して、経済的支援がある。</p> <p>確保病床数（4月1日から6月30日までの最大数）</p> <p>市民病院 30床＋1床 うわまち病院 17床＋1床</p> <p>（注）＋1床は、確実に患者を受け入れることができるようにするため、予備力として用意したもの。</p> <p>確保病床数から、新型コロナ感染症患者入院患者数を差し引いた病床数が、空床確保数となる。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分） （国 10/10）</p>

国の一次補正予算対応分として7月に、二次補正予算対応分として8月に補助申請手続き予定であり、交付決定時に金額が確定します。

(3) 市民の受療行動の変化等による患者減少要因（可能性として）

①病院側の要因

- ・新型コロナウイルス感染症患者受け入れ病床確保のため、通常診療の病床が減少
- ・各診療部門の関係学会が示した診療方針の影響（不急の検査、手術等を延期すること等）

②市民側の要因

- ・手洗いの励行等による、市中感染症の減少
- ・感染を恐れて、外来受診や軽症での救急受診を見合わせた。
- ・休校や外出自粛に伴う、市中感染症や外傷等の減少

(参考データ)

1 手術件数（件）

	市民病院		うわまち病院	
	4月	5月	4月	5月
H31. R1	445	390	501	437
R2	259	211	442	318
増減	△186 (△41.8%)	△179 (△45.9%)	△59 (△11.8%)	△119 (△27.2%)

(注) 手術室分のほか、内視鏡処置等も含む。

2 診療所等からの紹介状数（件）

	市民病院		うわまち病院	
	4月	5月	4月	5月
H31. R1	720	695	816	859
R2	349	353	463	425
増減	△371 (△51.5%)	△342 (△49.2%)	△353 (△43.3%)	△434 (△50.5%)

治療のために必要だが不急の検査・診察依頼や、診療所を受診する患者数が大きく減ったことなどが、大幅な減少要因と思われます。

3 救急患者数（人）

	市民病院		うわまち病院	
	4月	5月	4月	5月
H31. R1	648	716	940	1,067
	288	286	491	479
R2	490	526	779	852
	220	211	447	430
増減	△158 (△24.4%)	△190 (△26.5%)	△161 (△17.1%)	△215 (△20.1%)
	△68 (△23.6%)	△75 (△26.2%)	△44 (△9.0%)	△49 (△10.2%)

上段：救急患者総数 下段：うち救急車搬送患者数

4 昼夜別救急患者数（人）

	市民病院		うわまち病院	
	4月	5月	4月	5月
H31. R1	362	393	355	483
	286	323	585	584
R2	303	326	385	462
	187	200	394	390
増減	△59 (△16.3%)	△67 (△17.0%)	+30 (+8.5%)	△21 (△4.3%)
	△99 (△34.6%)	△123 (△38.1%)	△191 (△32.6%)	△194 (△33.2%)

上段：昼間救急患者数 下段：夜間救急患者数

救急患者を昼夜別にみると、夜間救急患者が大きく減少しています。

外出自粛の影響のほか、感染を恐れて不急の夜間受診が控えられた可能性も考えられます。

8 考察（今後の課題等）

（1）新型コロナ感染症患者受け入れに対する支援

①現状

医療機器の整備、病室の改修、休止・空床確保に対する経済的支援については、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金として全額国費により措置されました。また、感染防御策を講じながらの診療に対しては、診療報酬の増額という特例措置がなされており、相当程度の支援が受けられていると考えています。

②課題等

休止・空床確保に対する経済的支援の対象期間は、現在の補助要綱では4月1日から6月30日までとされており、7月1日以降の休止・空床確保について対応が明確にされていません。

病院職員の負担感に対して、新型コロナ感染症患者（確定及び疑似症）に対する診療実態を評価した診療報酬の増額、指定管理者判断による職員手当の新設、国の第二次補正予算による慰労金交付事業などが設けられました。長期にわたる対応を考えた場合、職員の負担感に対する配慮を継続する必要があると思われま

（2）市民の受療行動の変化等による患者減少に伴う収益減少

①現状

各診療部門の関係学会が示した診療方針に基づく不急の検査等の延期等による患者減少は、解消しつつあります。また、市立病院では、新型コロナ感染症患者受け入れ病床を一時的に縮小し、一般患者の受け入れをできるようにしましたので、病院側の要因としての患者減少要因は解消したと考えています。（新型コロナ感染症患者の増加に備え、直ちに対応病床へ戻す体制を整えています。）

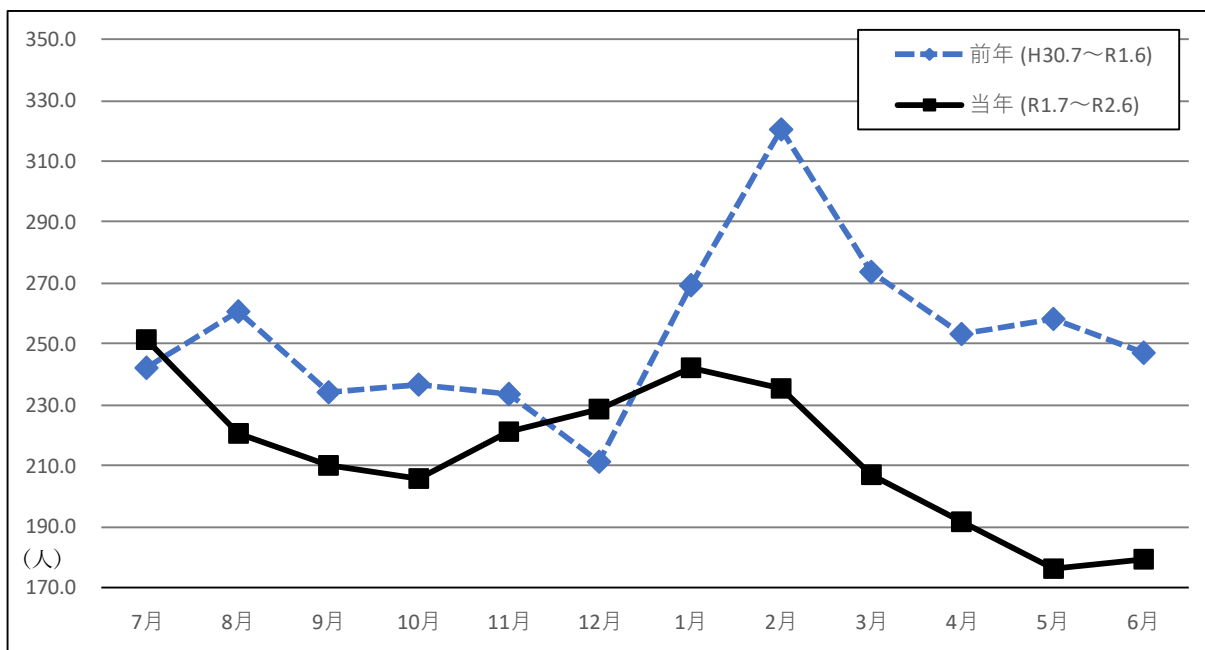
②課題等

コロナ禍の中で、感染を恐れて外来受診等を見合わせているなどの要因と考えられる患者減少に伴う収益減少に対する支援は、これまでに行われておらず、こうした状況が継続すると新型コロナ患者受け入れに対する支援だけでは、今後の病院経営が難しくなると思われま

9 患者数の推移

(1) 1日平均入院患者数

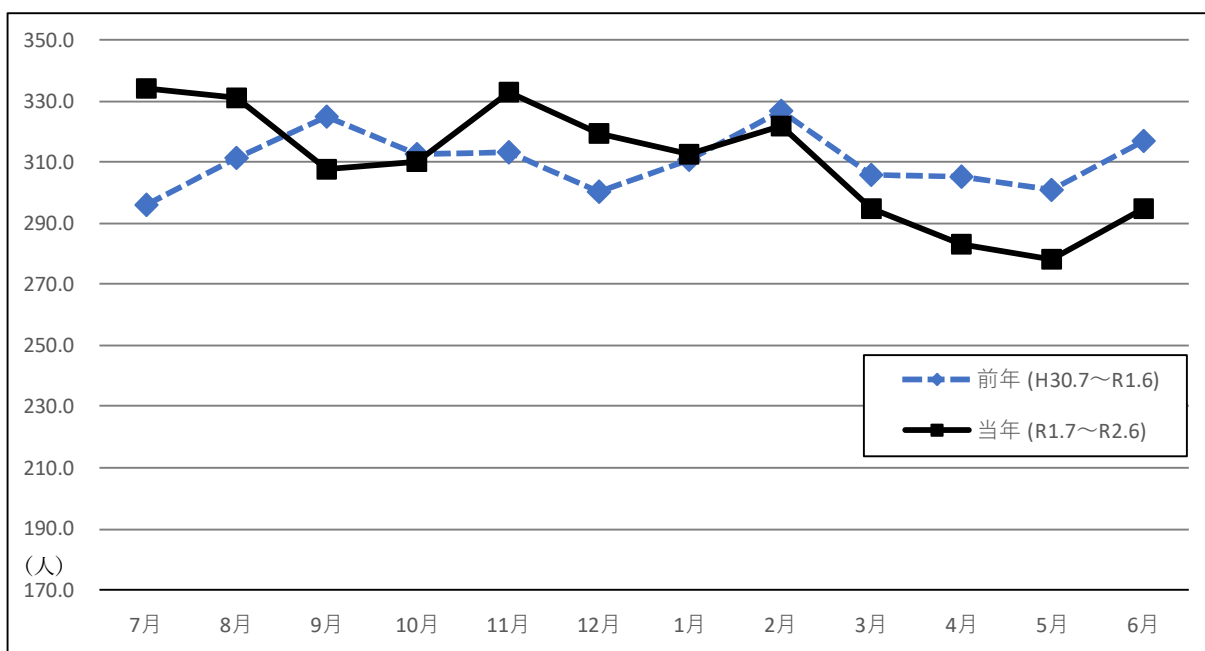
①市民病院（入院）



(単位 人)

	前年 (H30.7~R1.6)	当年 (R1.7~R2.6)	増減	前年比率
7月	242.4	251.5	9.1	103.8%
8月	260.4	220.7	△ 39.7	84.8%
9月	234.1	210.1	△ 24.0	89.7%
10月	236.7	205.9	△ 30.8	87.0%
11月	233.6	221.2	△ 12.4	94.7%
12月	211.2	228.8	17.6	108.3%
1月	269.5	242.0	△ 27.5	89.8%
2月	320.7	235.6	△ 85.1	73.5%
3月	273.5	207.2	△ 66.3	75.8%
4月	253.2	191.5	△ 61.7	75.6%
5月	258.2	176.4	△ 81.8	68.3%
6月	247.1	179.3	△ 67.8	72.6%

②うわまち病院（入院）

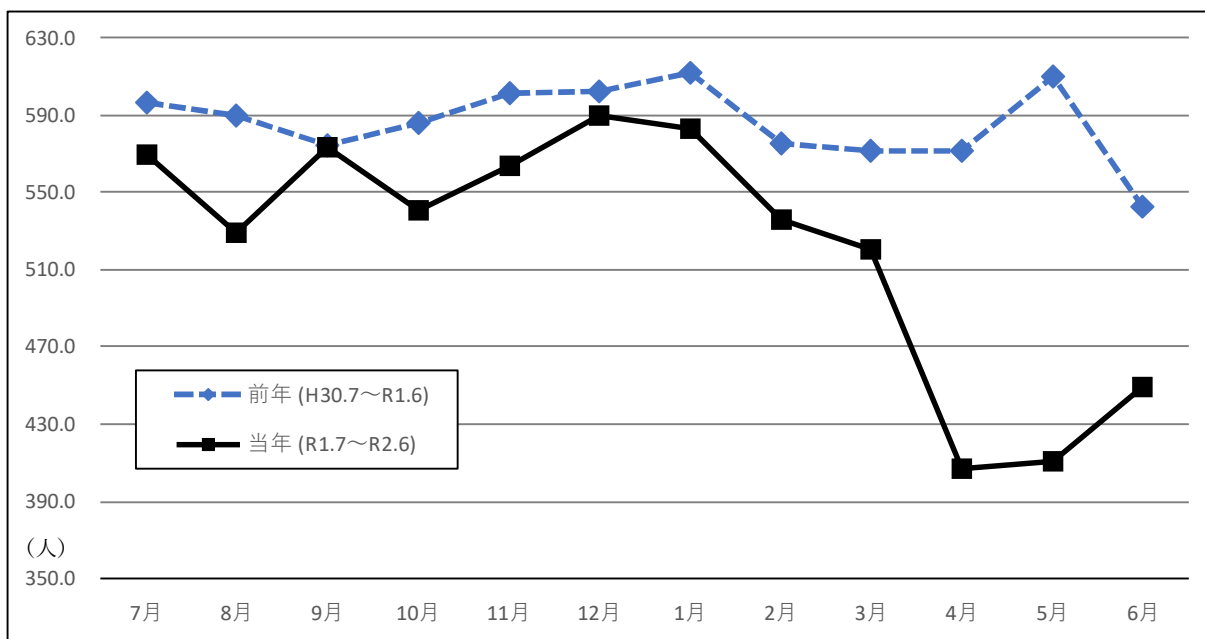


(単位 人)

	前年 (H30.7~R1.6)	当年 (R1.7~R2.6)	増減	前年比率
7月	296.2	334.1	37.9	112.8%
8月	311.7	330.9	19.2	106.2%
9月	325.1	307.9	△ 17.2	94.7%
10月	312.4	309.9	△ 2.5	99.2%
11月	313.2	333.0	19.8	106.3%
12月	300.4	319.6	19.2	106.4%
1月	310.8	312.5	1.7	100.5%
2月	327.0	322.0	△ 5.0	98.5%
3月	306.0	294.7	△ 11.3	96.3%
4月	305.4	283.0	△ 22.4	92.7%
5月	301.2	278.2	△ 23.0	92.4%
6月	317.2	295.1	△ 22.1	93.0%

(2) 1日平均外来患者数

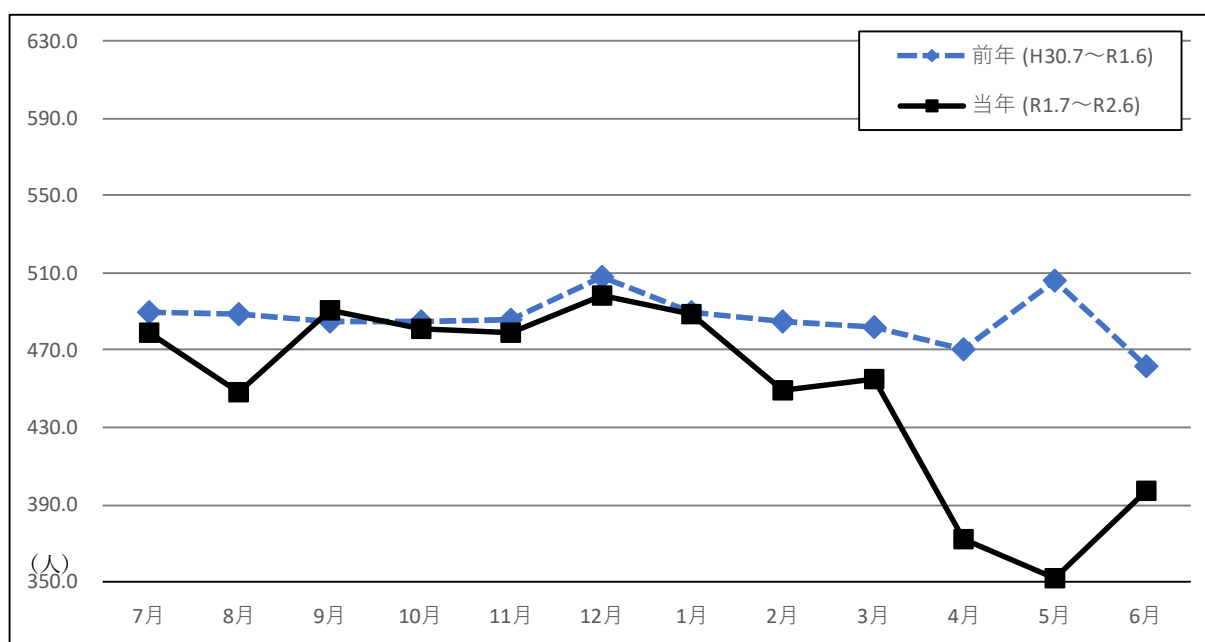
①市民病院 (外来)



(单位 人)

	前年 (H30.7~R1.6)	当年 (R1.7~R2.6)	増減	前年比率
7月	596.9	569.2	△ 27.7	95.4%
8月	589.8	529.0	△ 60.8	89.7%
9月	574.0	573.0	△ 1.0	99.8%
10月	585.9	540.9	△ 45.0	92.3%
11月	601.7	564.1	△ 37.6	93.8%
12月	602.0	590.1	△ 11.9	98.0%
1月	611.9	582.8	△ 29.1	95.2%
2月	575.7	536.2	△ 39.5	93.1%
3月	571.5	520.4	△ 51.1	91.1%
4月	571.5	406.7	△ 164.8	71.2%
5月	610.4	411.0	△ 199.4	67.3%
6月	542.6	449.2	△ 93.4	82.8%

②うわまち病院（外来）



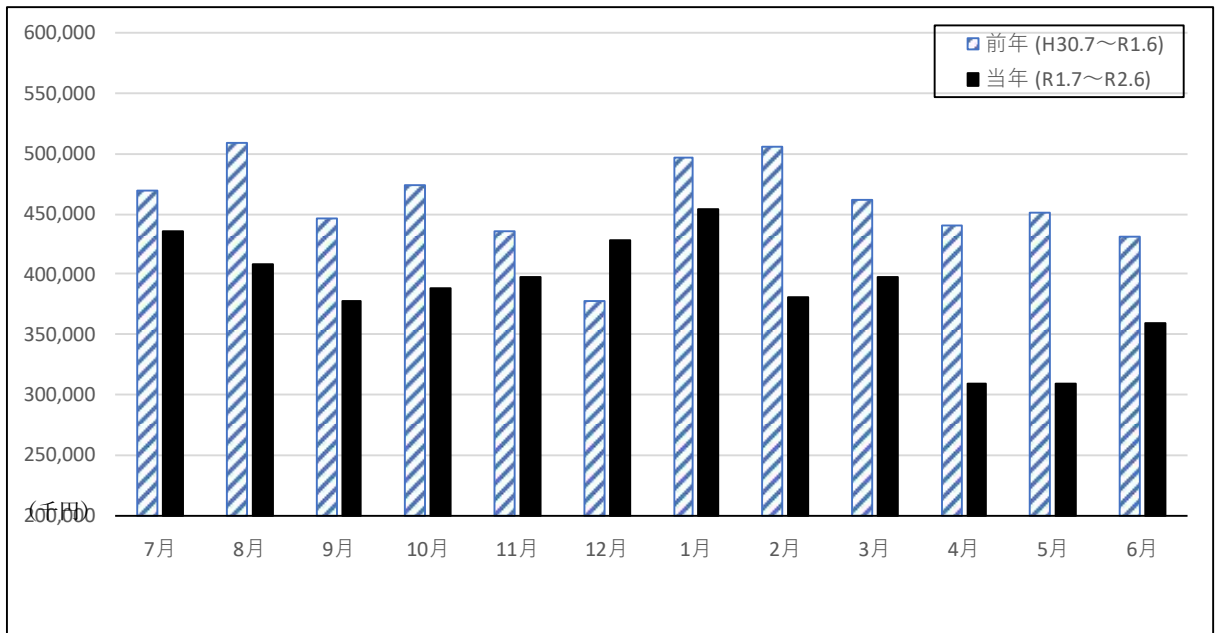
(単位 人)

	前年 (H30.7~R1.6)	当年 (R1.7~R2.6)	増減	前年比率
7月	489.9	478.6	△ 11.3	97.7%
8月	488.6	448.3	△ 40.3	91.8%
9月	485.0	490.5	5.5	101.1%
10月	484.8	480.8	△ 4.0	99.2%
11月	485.5	479.5	△ 6.0	98.8%
12月	508.3	498.8	△ 9.5	98.1%
1月	490.0	488.4	△ 1.6	99.7%
2月	484.6	448.9	△ 35.7	92.6%
3月	482.2	455.4	△ 26.8	94.4%
4月	470.7	372.1	△ 98.6	79.1%
5月	506.0	352.5	△ 153.5	69.7%
6月	461.8	397.1	△ 64.7	86.0%

10 収益の状況

(1) 入院収益

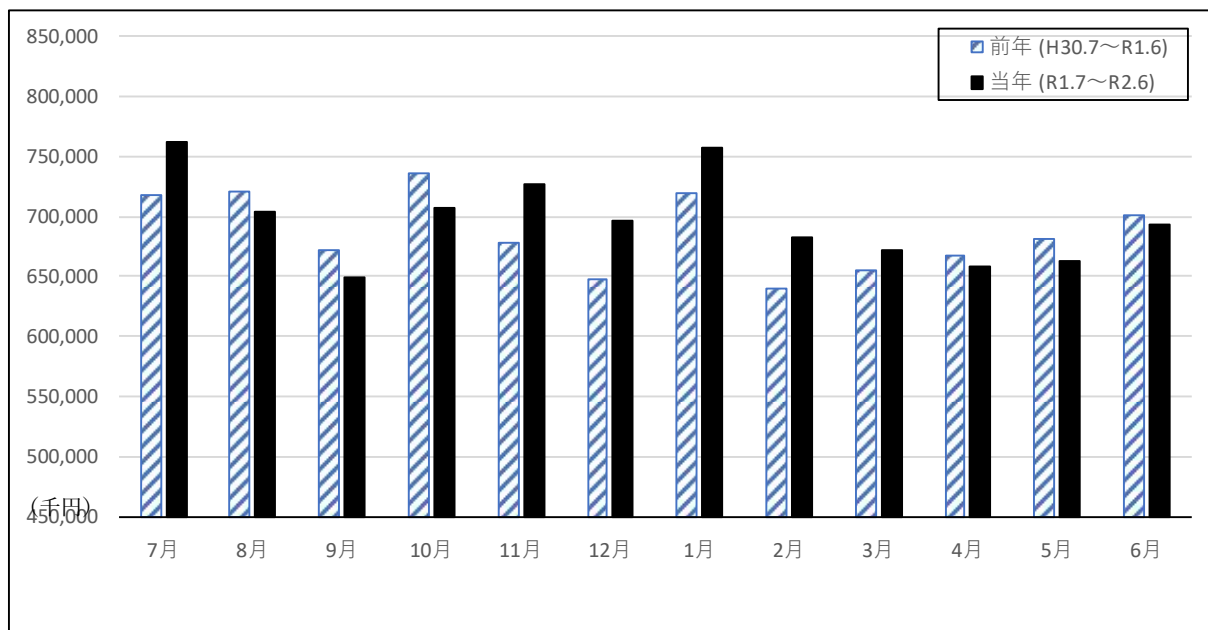
①市民病院（入院）



（単位 千円）

	前年 (H30.7~R1.6)	当年 (R1.7~R2.6)	増減	前年比率
7月	469,722	435,474	△ 34,248	92.7%
8月	509,057	408,722	△ 100,335	80.3%
9月	446,953	377,421	△ 69,532	84.4%
10月	473,083	388,465	△ 84,618	82.1%
11月	436,215	398,075	△ 38,140	91.3%
12月	378,339	428,311	49,972	113.2%
1月	496,120	454,022	△ 42,098	91.5%
2月	505,663	381,134	△ 124,529	75.4%
3月	461,789	397,331	△ 64,458	86.0%
4月	439,545	308,686	△ 130,859	70.2%
5月	450,882	308,640	△ 142,242	68.5%
6月	431,294	358,790	△ 72,504	83.2%

②うわまち病院（入院）

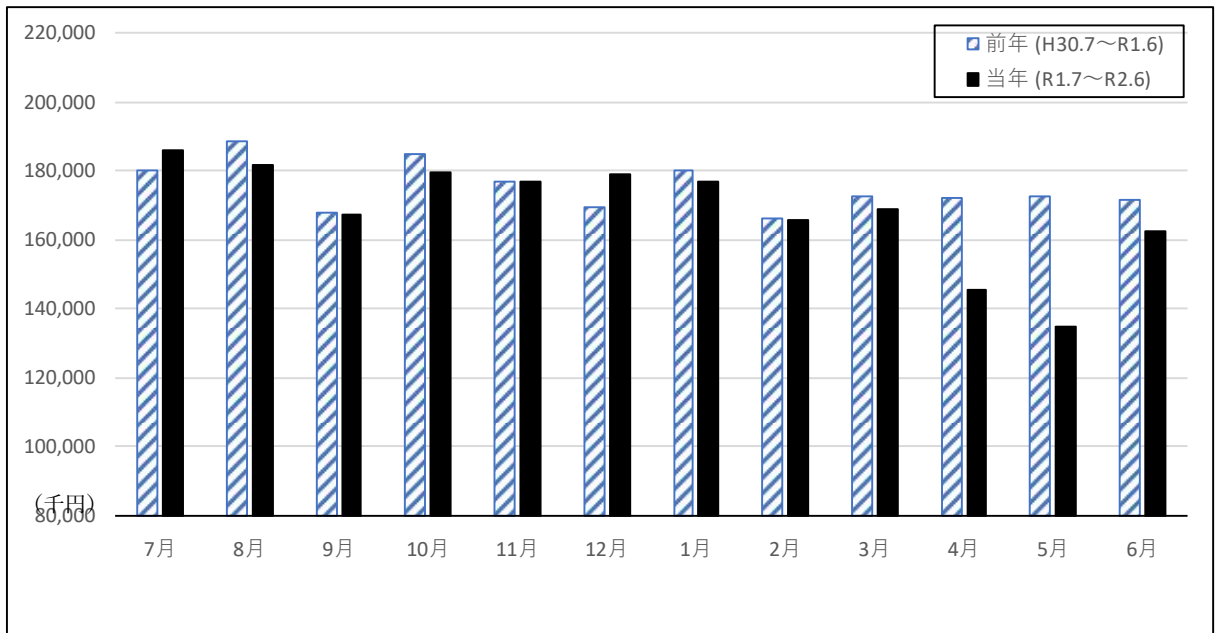


(単位 千円)

	前年 (H30.7~R1.6)	当年 (R1.7~R2.6)	増減	前年比率
7月	717,535	761,593	44,058	106.1%
8月	720,677	704,017	△ 16,660	97.7%
9月	672,425	648,429	△ 23,996	96.4%
10月	735,896	706,357	△ 29,539	96.0%
11月	678,437	727,544	49,107	107.2%
12月	648,213	695,933	47,720	107.4%
1月	718,633	757,934	39,301	105.5%
2月	639,882	683,024	43,142	106.7%
3月	655,675	671,418	15,743	102.4%
4月	667,775	657,903	△ 9,872	98.5%
5月	681,107	663,164	△ 17,943	97.4%
6月	700,213	693,825	△ 6,388	99.1%

(2) 外来収益

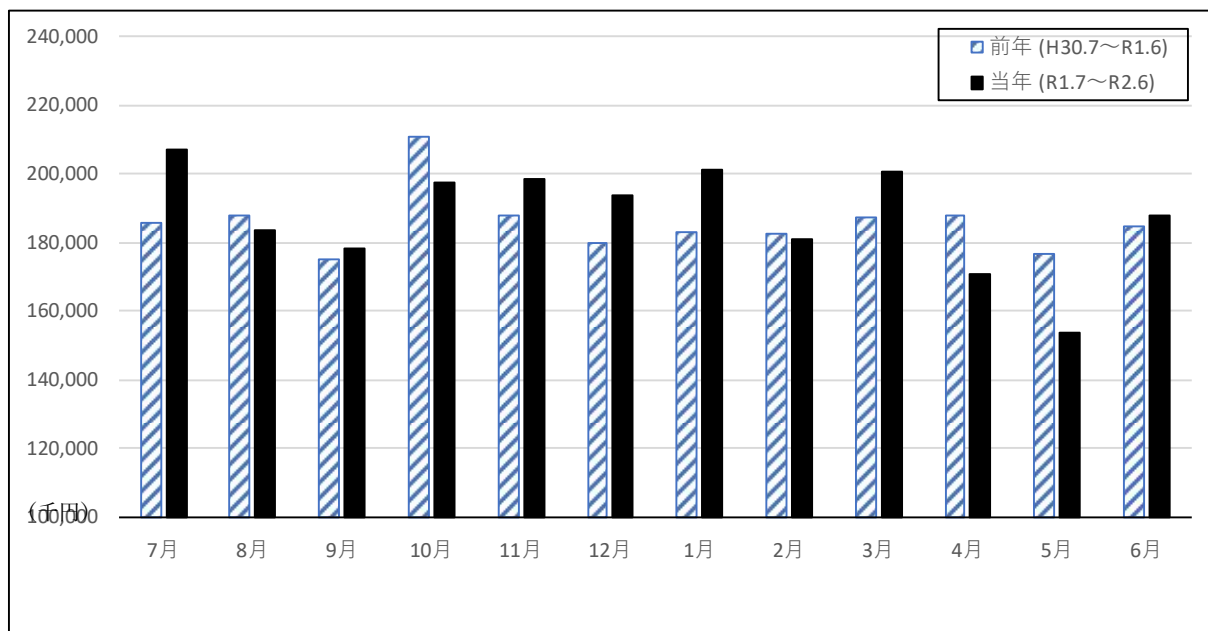
① 市民病院（外来）



(単位 千円)

	前年 (H30.7~R1.6)	当年 (R1.7~R2.6)	増減	前年比率
7月	180,176	185,706	5,530	103.1%
8月	188,594	181,479	△ 7,115	96.2%
9月	167,749	167,025	△ 724	99.6%
10月	184,667	179,538	△ 5,129	97.2%
11月	177,133	177,111	△ 22	100.0%
12月	169,337	179,213	9,876	105.8%
1月	179,892	176,724	△ 3,168	98.2%
2月	166,396	165,710	△ 686	99.6%
3月	172,732	169,030	△ 3,702	97.9%
4月	171,917	145,452	△ 26,465	84.6%
5月	172,539	134,962	△ 37,577	78.2%
6月	171,327	162,243	△ 9,084	94.7%

②うわまち病院（外来）



(単位 千円)

	前年 (H30.7~R1.6)	当年 (R1.7~R2.6)	増減	前年比率
7月	185,482	207,181	21,699	111.7%
8月	187,755	183,642	△ 4,113	97.8%
9月	175,233	177,992	2,759	101.6%
10月	210,876	197,332	△ 13,544	93.6%
11月	188,067	198,385	10,318	105.5%
12月	179,573	193,523	13,950	107.8%
1月	182,861	201,203	18,342	110.0%
2月	182,498	180,745	△ 1,753	99.0%
3月	187,321	200,780	13,459	107.2%
4月	187,923	170,973	△ 16,950	91.0%
5月	176,403	153,455	△ 22,948	87.0%
6月	184,590	187,604	3,014	101.6%

◎ 検証項目 9 市内病院や薬局等の運営状況

1 検証の目的

新型コロナウイルス感染症患者受け入れ病院以外の医療機関や薬局等の経営状況をはじめとした、運営上の問題点について検証し、医療提供体制を維持していくことを目的とします。

2 検証結果

(1) 検証方法

市内病院や薬局等の運営状況について、病院等から市に対して報告をしなければならぬルールが無く、健康部（保健所を含む。）でデータを持ち合わせていません。

そこで、保険診療を行った医療機関は、診療費の請求を患者と保険者に行っていますので、保険者の一つである横須賀市国民健康保険のレセプト件数データから、コロナ禍における患者数の状況を推測しました。

(2) レセプト件数

① 医科入院

令和2年3月までは、対前年比で被保険者数の減少（3～4%）程度の減少でしたが、4月以降大幅に減っており、多くの医療機関で入院患者が減ったものと思われます。

② 医科入院外

病院・診療所の外来診療は、令和2年2月までは、対前年比で被保険者数の減少程度の減少でした。3月に減少幅がやや大きくなり、緊急事態宣言が出された4月以降大幅に減少し、多くの医療機関で外来患者が減ったものと思われます。

③ 歯科入院外

歯科診療所等の外来診療は、令和2年3月に減少幅がやや大きくなり、緊急事態宣言が出された4月以降大幅に減少し、多くの歯科診療所等で外来患者が減ったものと思われます。なお、医科入院外と比較して4、5月の減少幅が大きい要因の一つには、「緊急性が無いと考えられる治療については延期も考慮」という趣旨の厚生労働省事務連絡（令和2年4月6日）があったことが考えられます。

（歯科入院は、レセプト件数が毎月15件程度なので分析しなかった。）

(3) 薬局について

医療機関の患者が大きく減ったことから処方箋数も減少していることが容易に推測でき、薬局においても患者が大きく減ったものと考えられます。

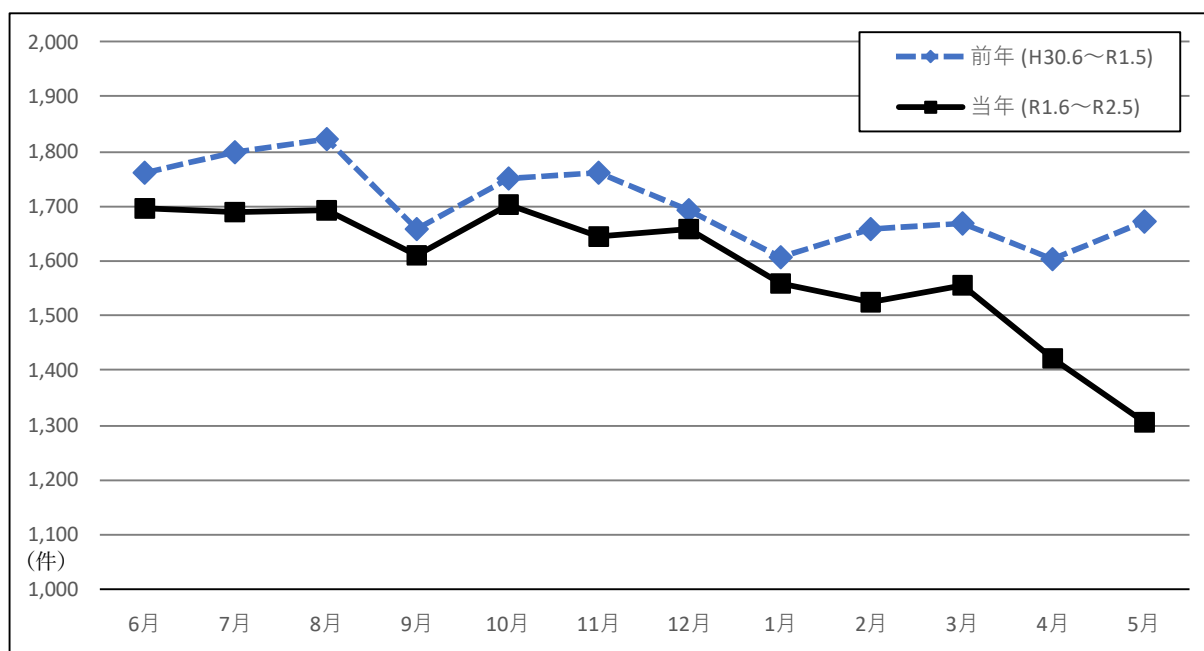
(4) 考察

レセプト件数の減少は、患者の減少に基づくものと考えられます。

4、5月の患者の減少は、市立2病院の患者減少要因と同様に、手洗いの励行等による市中感染症の減少、感染を恐れて外来受診や軽症での救急受診を見合わせた、休校や外出自粛に伴う市中感染症や外傷等の減少などが考えられます。

コロナ禍の中で、こうした要因と考えられる患者減少に伴う収益減少に対する支援はこれまでに行われておらず、患者減少の状況が継続すると、ますます医療機関等の経営が難しくなると思われま

3 医科入院

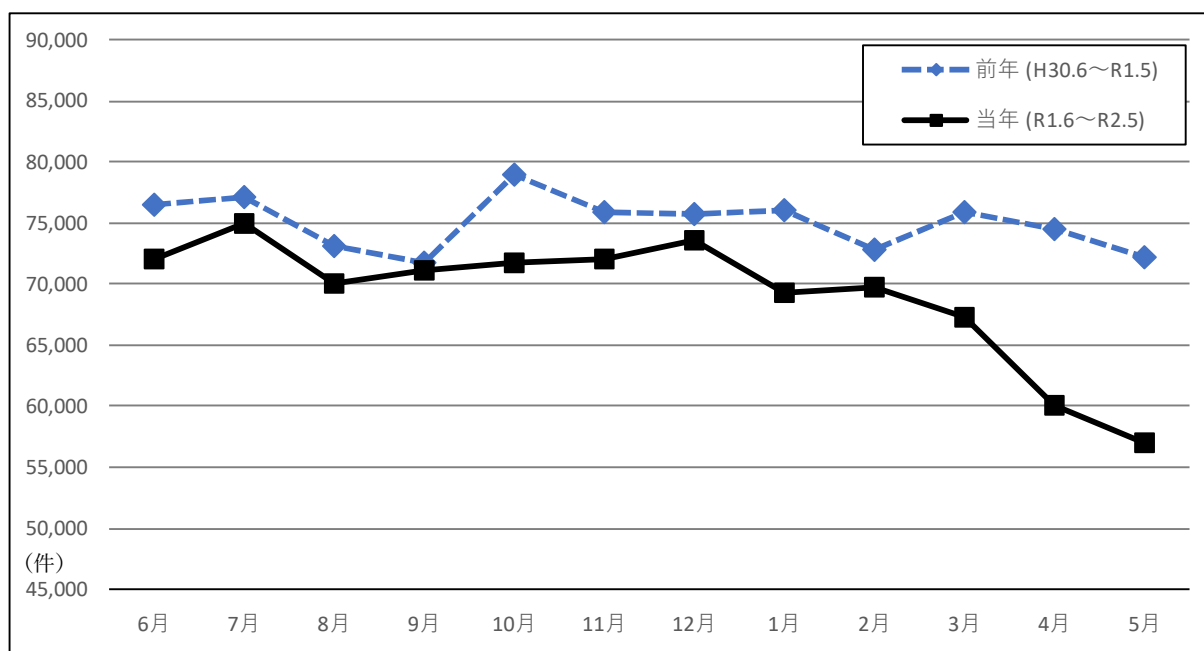


(単位 件)

	前年 (H30.6~R1.5)	当年 (R1.6~R2.5)	増減	前年比率
6月	1,760	1,697	△ 63	96.4%
7月	1,798	1,689	△ 109	93.9%
8月	1,821	1,692	△ 129	92.9%
9月	1,659	1,611	△ 48	97.1%
10月	1,749	1,704	△ 45	97.4%
11月	1,762	1,646	△ 116	93.4%
12月	1,691	1,659	△ 32	98.1%
1月	1,607	1,558	△ 49	97.0%
2月	1,657	1,526	△ 131	92.1%
3月	1,669	1,555	△ 114	93.2%
4月	1,602	1,423	△ 179	88.8%
5月	1,671	1,306	△ 365	78.2%

データ提供：福祉部健康保険課

4 医科入院外

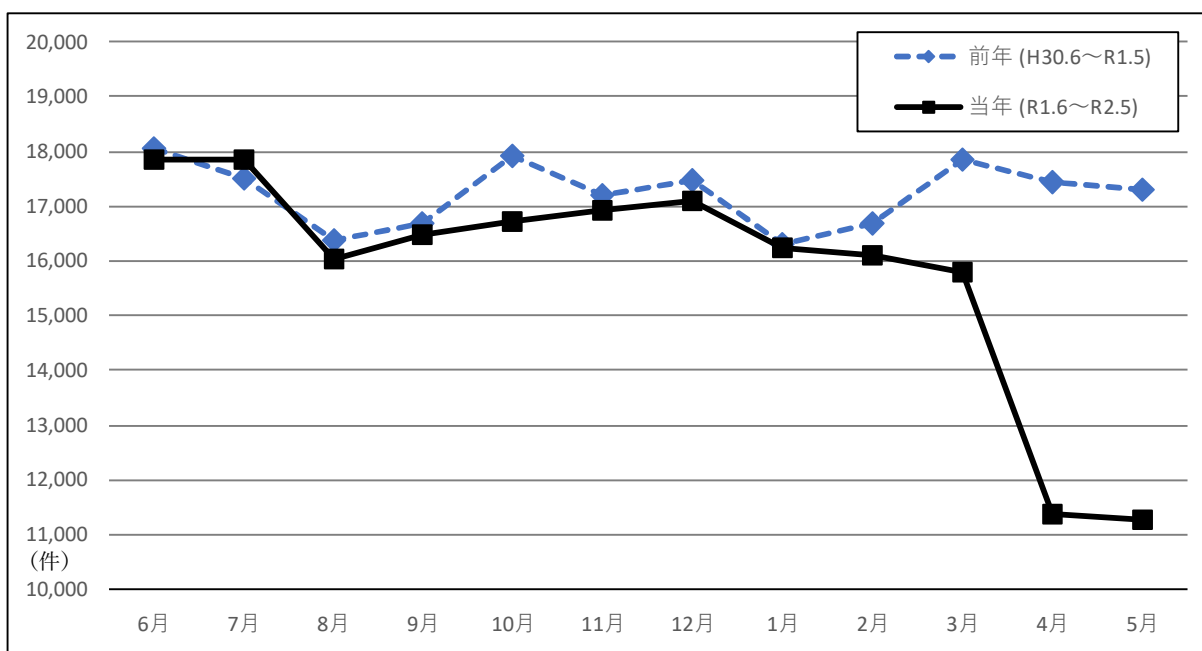


(単位 件)

	前年 (H30.6~R1.5)	当年 (R1.6~R2.5)	増減	前年比率
6月	76,573	72,120	△ 4,453	94.2%
7月	77,135	74,927	△ 2,208	97.1%
8月	73,140	69,989	△ 3,151	95.7%
9月	71,774	71,093	△ 681	99.1%
10月	78,963	71,763	△ 7,200	90.9%
11月	75,836	72,050	△ 3,786	95.0%
12月	75,716	73,559	△ 2,157	97.2%
1月	76,011	69,232	△ 6,779	91.1%
2月	72,774	69,704	△ 3,070	95.8%
3月	75,921	67,224	△ 8,697	88.5%
4月	74,559	60,094	△ 14,465	80.6%
5月	72,258	57,054	△ 15,204	79.0%

データ提供：福祉部健康保険課

5 歯科入院外



(単位 件)

	前年 (H30.6~R1.5)	当年 (R1.6~R2.5)	増減	前年比率
6月	18,048	17,843	△ 205	98.9%
7月	17,509	17,840	331	101.9%
8月	16,359	16,030	△ 329	98.0%
9月	16,692	16,480	△ 212	98.7%
10月	17,903	16,714	△ 1,189	93.4%
11月	17,197	16,914	△ 283	98.4%
12月	17,460	17,078	△ 382	97.8%
1月	16,318	16,222	△ 96	99.4%
2月	16,700	16,102	△ 598	96.4%
3月	17,863	15,807	△ 2,056	88.5%
4月	17,431	11,364	△ 6,067	65.2%
5月	17,295	11,274	△ 6,021	65.2%

データ提供：福祉部健康保険課

新型コロナウイルス感染症 対策検討協議会説明資料

(検証事項説明資料)

(頁)

◎乳幼児健康診査及び小児の定期予防接種の適切な提供について …………… 1

令和2年（2020年）8月11日

こども育成部

◎検証項目 乳幼児健康診査及び小児の定期予防接種の適切な提供について

1 検証の目的

乳幼児健康診査（以下「乳幼児健診」といいます。）及び小児の定期予防接種状況を検証し、コロナ禍における、より適切な乳幼児健診と予防接種のあり方を検討し、乳幼児等の効果的な健康管理につなげていくことを目的とします。

2 項目別検証結果

(1) 乳幼児健診

〈令和2年3月から5月の状況〉

令和2年2月28日、厚労省より新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、集団で実施する健診については、必要に応じて延期等の措置をとるよう通知（4頁 資料1）があり、本市においても、3月3日より集団健診で実施する3か月健診、1.6歳児健診、3歳児健診を延期することとしました。

延期の周知については、市ホームページに掲載するとともに、対象児には速達文書で通知（6頁 資料2）しましたが、周知が行き届かず、来所された方には健診を実施しました。

しかし、対象の時期に健診を行うことができない乳幼児が増加することは望ましくないと判断し、4月以降の集団健診は、感染拡大防止の措置を講じた上で実施する方針として4月2日から再開しましたが、4月7日の緊急事態宣言を受け、集団健診は4月10日まで実施し、以降の日程を再度延期しました。

* 3月から5月の乳幼児健診の受診状況は、12頁 参考資料1のとおり

〈延期中の対応〉

- ・乳幼児健診が延期となった対象児への通知準備と発送事務、健診の再開に備えて、健診日増設のための関係各所との日程及び人員確保の調整を行いました。
- ・各健康福祉センターにおいては、延期に伴う不安への相談や受診予定であった要フォロー児への電話及び家庭訪問による支援等を行いました。

〈健診再開後の対応〉

緊急事態宣言解除後、国の通知（7頁 資料3）を受け、6月15日より健診を再開しました。6月から8月までの乳幼児健診日を、合わせて22単位増設し、受診を延期した対象児を優先しつつ、健診案内を郵送しています。

9月末迄には、すべての未受診児が受診できる見込みです。

（健診会場における感染防止対策）

- ・ 入口での検温と症状の有無の確認。
- ・ 会場内では、受診者同士の接触を極力避けるため、距離を離れた指定の席に座っていただき、問診、生活指導、栄養指導を実施。
- ・ 診察、計測時のみ移動していただき、一組が終了するごとに座席や計測器等の消毒を実施するなど、感染予防に最大限配慮し、滞在時間の縮小化に努めながら実施。

（２）定期予防接種

〈令和２年３月から５月の状況〉

- ・ 予防接種は12種あり、集団接種であるBCGを除く11種の予防接種は、協力医療機関において個別に接種する体制となっています。３月から５月の間も、個別接種は国の３月19日付事務連絡（10頁 資料4）のとおり、継続的に実施していました。しかし、外出自粛の影響による接種控えが生じた結果、３月から４月は、前年度比で大幅な接種数の減少がみられました。
- ・ 集団接種であるBCGは、集団健診の対応に倣って対応することが望ましいと判断し、３月からは延期しましたが、対象の時期に接種を行うことができない乳幼児が増加することは望ましくないため、４月以降は感染拡大防止の措置を講じた上で集団接種を再開することとしました。
しかし、４月７日の緊急事態宣言を受け、集団接種は４月２日、９日に実施し、以降の日程を再度延期しました。

* ３月から５月の予防接種別接種者数は、13頁 参考資料2のとおり

〈延期中の対応〉

- ・ 集団接種が延期となった対象児への通知準備と発送事務、接種の再開に備えて、接種日増設のための関係各所との日程及び人員確保の調整を行いました。
- ・ 各健康福祉センターにおいては、接種が延期となった乳児等への接種スケジュールについて相談に応じました。
- ・ 個別接種の接種控えについては、本市としては、特段の対応は実施していませんでした。

〈集団接種再開後の対応〉

- ・ 緊急事態宣言解除後、国の通知（7頁 資料3）を受けて6月3日より集団接種を再開しました。6月から7月までの間、接種日を23単位増設し、接種を延期した対象児を優先しつつ、集団接種の案内を郵送しました。
7月末までには、接種を延期した未接種児全員が接種できる状況となりました。

- ・コロナ禍における全国的な接種控え等があることから、6月8日、厚労省より「遅らせないで！子どもの予防接種と乳幼児健診」のリーフレット配布による周知について、自治体への協力依頼がありましたので、市ホームページに掲載するとともに、保育園への掲示依頼を行いました。
また、保健師や助産師による電話相談、家庭訪問等での周知を行っています。

3 今後の対応

(1) 乳幼児健診

第2波襲来時、外出自粛が求められ、集団健診を再度、延期せざるを得ない状況が予測されます。長期にわたり健診を延期することは、子どもの発育、発達チェックが滞ることとなるため、時限的に、協力医療機関における個別健診の導入も検討する必要があると考えます。

(今後の方針)

集団健診を基本としつつ、緊急事態宣言などが発令された場合に備え、医療機関での「個別健診」の導入を検討していきます。

(2) 定期予防接種

予防接種は、乳幼児期に多い感染症の発症と重症化を防ぐために行うもので、接種することが望ましい時期に接種券を発送しているため、コロナ禍においても個々に、計画的に接種を進めていただくよう、周知に努めていく必要があると考えます。

(今後の方針)

あらゆる機会をとらえて、接種勧奨を行っていきます。

- ・保健師、助産師による家庭訪問や電話相談での周知(実施中)
- ・乳幼児健診時の接種状況確認と勧奨(実施中)
- ・市ホームページへの掲載(実施中)
- ・予防接種券発送時の接種勧奨チラシの同封
- ・市内小児科、産科外来、幼稚園などへのポスター掲示 等

〈集団予防接種の取り扱い〉

集団予防接種で実施しているBCGについては、今後、緊急事態宣言が発令された場合でも、実施方法を工夫のうえ、接種を継続していきます。

また、将来的には、個別接種への移行も検討していきます。

事務連絡
令和2年2月28日

都道府県
各 指定都市 母子保健主管部局・児童福祉主管部局 御中
中核市

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
厚生労働省子ども家庭局母子保健課

母子保健事業等の実施に係る新型コロナウイルスへの対応について

今般、新型コロナウイルスについて、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において、別添の「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」（以下「基本方針」という。）が決定されたところです。

母子保健主管部局及び児童福祉主管部局におかれても、上記基本方針の趣旨に留意するとともに、母子保健事業等について、下記に留意の上、適切な対応をお願いします。また、都道府県においては、管内市町村への周知をお願いします。

記

母子保健事業等の実施については、以下の点に留意すること。

1 妊産婦及び乳幼児に対する健康診査、保健指導等について

(1) 集団で実施する健康診査、保健指導等について

感染拡大防止の観点から、必要に応じ、延期等の措置をとること。ただし、この場合において、延期等の措置をとっている間にも必要に応じて電話や訪問等による保健指導や状況把握を行うこと。

なお、延期等により、母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条第1項に定める月齢の間に乳幼児健康診査を受診できない場合には、別の機会に乳幼児健康診査を受ける機会を設けること。

(2) 個別で実施する健康診査、保健指導等について

個別で実施する健康診査、保健指導等については、当該実施機関等と適宜相談の上で実施するかどうか判断されたい。

2 保健師による訪問指導等、各居宅へ訪問して実施する事業について

事業の社会的必要性等を踏まえ、事業を継続して実施する場合には、感染拡大防止のための以下の点に留意すること。

(注意事項)

(1) 訪問に際し、訪問する家庭の児童や家族に風邪の症状や発熱、倦怠感や呼吸困難などの症状がないか確認すること。

(2) 事業従事者は、発熱（概ね37.5℃以上）や呼吸器症状がないことを確認した上で、訪問時におけるマスク着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等により、感染機会を減らすための工夫を行うこと。

- 3 乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業について
これらの事業については、上記2と同様の対応とすること。

(参考)

- 厚生労働省 HP 新型コロナウイルス感染症について
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

令和2年3月3日

保護者 様

横須賀市こども健康課

乳幼児健康診査 実施延期のお知らせ

令和2年3月4日実施でご案内を差し上げている**乳幼児健康診査(乳児)**につきまして、厚生労働省より令和2年2月28日付で「母子保健事業等の実施に係る新型コロナウイルスへの対応について」の通知があり、「集団で実施する健康診査、保健指導等について、必要に応じ、延期の措置をとること」が示されました。本市で実施している乳幼児健康診査につきましても新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、健診実施を延期とさせていただきます。

健診再開の際には、お知らせを差し上げますので、ご確認をお願いいたします。

保護者の皆様にはご迷惑、ご不便をおかけいたしますが、ご協力をお願いいたします。お子様の発育、発達や育児等についてご不安なこと、ご相談がございましたら、管轄の健康福祉センター等へお問い合わせくださるようお願いいたします。

事務担当 横須賀市こども育成部こども健康課

電話 046-824-7141

医政歯発0526第1号
健健発0526第1号
健が発0526第1号
基安労発0526第1号
子家発0526第3号
子母発0526第3号
保保発0526第1号
保国発0526第2号
保高発0526第2号
保連発0526第1号
令和2年5月26日

(別記) 御中

厚生労働省医政局
歯科保健課長
(公印省略)

厚生労働省健康局
健康課長
(公印省略)
がん・疾病対策課長
(公印省略)

厚生労働省労働基準局安全衛生部
労働衛生課長
(公印省略)

厚生労働省子ども家庭局
家庭福祉課長
(公印省略)
母子保健課長
(公印省略)

厚生労働省保険局
保険課長
(公印省略)
国民健康保険課長
(公印省略)
高齢者医療課長
(公印省略)
医療介護連携政策課長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除を踏まえた各種健診等における対応について

令和2年4月7日に新型コロナウイルス感染症対策本部長が、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項に基づく緊急事態宣言を行い、その後、感染状況の変化等を踏まえた区域変更や期間延長を経て、5月25日に全ての区域において緊急事態宣言を解除したところです（別添1）。

①健康増進法（平成14年法律第103号）に基づく健康診査等の各種健診・保健指導等、②特定健康診査・特定保健指導及び高齢者健康診査並びに保険者が行うその他の保健事業、③母子保健法（昭和40年法律第141号）に基づく健康診査等、④労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）等に基づく健康診断並びに⑤各自治体を実施する歯科健康診査・歯科保健指導（上記①から④までに該当するものを除く。以下同じ。）（以下「各種健診等」という。）の実施については、当該緊急事態宣言の解除を踏まえ、下記のとおりとしますので、別紙Q&Aも活用し、適切な対応をお願いします。なお、母子保健法に基づく健康診査等については、「母子保健事業等の実施に係る自治体向けQ&A（令和2年5月1日時点）」（令和2年5月1日付厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課、母子保健課事務連絡別添）を後日改正し、送付する予定ですので、改正後のQ&Aを御参照ください。また、都道府県においては管内市町村へ、保険者団体等においては貴管内の保険者等へ改めての周知徹底をお願いします。

なお、これに伴い、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた特定健康診査・特定保健指導等における対応について（改訂）」（令和2年4月17日付厚生労働省保険局保険課長、国民健康保険課長、高齢者医療課長、医療介護連携政策課長連名通知）並びに「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた健康増進事業の実施に係る対応について」（令和2年4月14日付厚生労働省健康局健康課、がん・疾病対策課、医政局歯科保健課事務連絡）、「新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた各自治体を実施する歯科健康診査・歯科保健指導について」（令和2年4月24日付厚生労働省医政局歯科保健課事務連絡）及び「母子保健事業等の実施に係る新型コロナウイルスへの対応について」（令和2年4月10日付厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課、母子保健課事務連絡）は廃止します。

記

第1 緊急事態宣言の解除を踏まえた各種健診等の実施について

緊急事態宣言が解除されたことを踏まえ、各種健診等については、その意義や実施主体の責務などの制度趣旨等に則り、以下の点に留意の上、適切に実施すること。

1 健康増進法に基づく健康診査等の各種健診・保健指導等（以下1において「各種健診・保健指導等」という。）の実施について

各種健診・保健指導等の実施については以下のとおりとすること。

ア 各種健診・保健指導等を実施するに当たっては、各自治体において、地域における感染の状況や感染拡大防止策の対応状況等を踏まえて、実施方法や実施時期等を判断し、関係者や実施機関等と適宜相談の上で実施すること。

イ 仮に延期等の措置をとる場合には、延期等により各種健診・保健指導等を受診できない者に対し、別に各種健診・保健指導等を受ける機会を設けること。

2 特定健康診査・特定保健指導及び高齢者健康診査並びに保険者が行うその他の保健事業の実施について

(1) 特定健康診査・特定保健指導及び高齢者健康診査（以下(1)において「特定健康診査等」という。）の実施については以下のとおりとすること。

ア 特定健康診査等を実施するに当たっては、地域における感染の状況や感染拡大防止策の対応状況等を踏まえて、実施方法や実施時期等を判断し、関係者や実施機関等と適宜相談の上で実施すること。

イ 地域における特定健康診査等の実施方針については、保険者協議会の仕組み等を適宜活用して、保険者及び医療機関等との合意の上で決定すること。その際、特定健康診査等の実施が地域の医療機関等の負担とならないよう十分に留意すること。

ウ 保険者は、特定健康診査等の実施方針について、加入者に対し周知を行うこと。また、特に集合契約を結んでいる代表保険者においては、保険者協議会の仕組み等を活用して、契約の相手方である医療機関等の代表者や医療関係団体をはじめとする関係者に対し、特定健康診査等の実施方針を適切に周知すること。

エ 仮に延期等の措置をとる場合には、延期等により特定健康診査等を受診できない者に対し、別に特定健康診査等を受ける機会を設けること。

オ 昨年度の特定健康診査の結果が受診勧奨域であった者等については糖尿病等の重症化の危険性が高いため、受診勧奨に努める等重症化予防のための適切な措置を行うこと。

(2) 保険者が行うその他の保健事業（以下(2)において単に「保健事業」という。）の実施については以下のとおりとすること。

保健事業を実施するに当たっては、地域における感染の状況や感染拡大防止策の対応状況等を踏まえて、実施方法や実施時期等を判断し、関係者や実施機関等と適宜相談の上で実施すること。

3 母子保健法に基づく健康診査等の実施について

(1) 母子保健法第12条第1項に定める健康診査であって、集団で実施するものについては、以下のとおりとすること。

ア 各自治体において、地域における感染の状況や感染拡大防止策の対応状況等を踏まえて、実施方法や実施時期等を判断し、実施すること。

イ 仮に延期等の措置をとる場合には、必要に応じて、電話や訪問等による保健指導や状況把握を行うこと。また、延期等により、健康診査を受診できない幼児には、別に健康診査を受ける機会を設けること。

(2) 母子保健法第12条第1項に定める健康診査以外の健康診査、保健指導等であって、集団で実施するものについては、第1の3の(1)に準じた取扱いとすること。

(3) 個別での健康診査、保健指導等を実施する場合には、各自治体において、地域における感染の状況や感染拡大防止策の対応状況等を踏まえて、実施方法や実施時期等を判断し、関係者や実施機関等と適宜相談の上で実施すること。

事務連絡
令和2年3月19日

各都道府県衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局健康課

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う定期の予防接種の実施に係る対応について

今般、新型コロナウイルス感染症について、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」（令和2年2月25日。以下「基本方針」という。）が決定されたところです。

各地方自治体における予防接種担当部局においては、基本方針の趣旨に留意するとともに、予防接種事業等について、下記に留意の上、適切な対応をお願いいたします。また、都道府県においては、管内市町村（保健所を設置する市及び特別区を含む。以下同じ。）への周知をお願いします。

記

- 1 予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定による定期の予防接種（以下「定期接種」という。）については、ワクチンで防げる感染症の発生及びまん延を予防する観点から非常に重要であり、感染しやすい年齢を考慮して感染症ごとに接種年齢を定めて実施しているものであることから、基本的には引き続き実施すること。特に乳児の予防接種を延期すると、感染症に罹患するリスクが高い状態となることから、関係者と協力して接種機会の確保を図る必要があること。

実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症への感染防止の観点から、予防接種を実施する医療機関等において、例えば、被接種者及びその保護者が、疾病の診療目的で来院した患者と接触しないよう、時間帯又は場所を分けるなどの配慮を行うとともに、器具や従事者を介した院内感染の防止についても適切な対応を取ること。

- 2 定期接種の接種時期については、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第1条の3第1項に規定されているが、今般の新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、地域の実情に応じ、上記1の対応に当たって困難を来す場合や、特に高齢者への接種や追加接種に当たって、接種のための受診による感染症への罹患のリスクが、予防接種を延期

することによるリスクよりも高いと考えられる場合等、規定の接種時期に定期接種ができない相当な理由があると市町村が判断し、やむを得ず規定の接種時期を超えて定期接種を行った者については、予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）第2条の5第3号に該当するものと取り扱って差し支えないこと。

- 3 上記2により、規定の接種時期を超えて接種を行った場合について、定期接種実施要領20（5）に係る厚生労働省への報告については、1件ごとの報告は不要であり、年度ごとに、ワクチンごとの接種件数及び人数をまとめて、都道府県を通じて翌年度の6月30日までに報告すること。様式については、別途お示しする予定である。

（参考）厚生労働省HP 「新型コロナウイルス感染症について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

乳幼児健診（集団健診延期期間中）

乳幼児健診は集団健診であるため、令和2年3月から5月まで感染拡大防止の観点から実施を延期しました。
（一部、再開した実施日があります）

この期間の未受診者は乳児健診462人・1.6歳児健診514人・3歳児健診569人となりましたが、6月に再開し、実施日の増設及び受付時間を延長したことにより、9月中までに実施できる見込みです。

乳健	令和2年3月	令和2年4月	令和2年5月	計
対象者	179	191	184	554
受診者数	2	90	0	92
未受診者	177	101	184	462
実施日	4日,17日	7日,8日	なし	

1.6歳児	令和2年3月	令和2年4月	令和2年5月	計
対象者	199	198	206	603
受診者数	2	87	0	89
未受診者	197	111	206	514
実施日	27日	3日,10日	なし	

3歳児	令和2年3月	令和2年4月	令和2年5月	計
対象者	220	220	223	663
受診者数	30	64	0	94
未受診者	190	156	223	569
実施日	2,4,9,11,13日	3,6,8日	なし	

予防接種別接種者数（個別接種）

MR（麻しん風しん混合）1期：対象年齢1歳

MR1	3月	4月	5月	計
令和2年（2020年）	171	154	193	518
平成31年（2019年）	257	171	164	592
増減	-86	-17	29	-74
前年同月比増減率	-33.5%	-9.9%	17.7%	-12.5%

MR（麻しん風しん混合）2期：対象年齢年長児（小学校就学前の1年間）

MR2	3月	4月	5月	計
令和2年（2020年）	186	266	408	860
平成31年（2019年）	243	449	403	1,095
増減	-57	-183	5	-235
前年同月比増減率	-23.5%	-40.8%	1.2%	-21.5%

DT（二種混合）：対象年齢11歳～13歳未満

DT	3月	4月	5月	計
令和2年（2020年）	197	96	148	441
平成31年（2019年）	250	207	68	525
増減	-53	-111	80	-84
前年同月比増減率	-21.2%	-53.6%	117.6%	-16.0%

ヒブ（インフルエンザ菌b型）：対象年齢2か月～5歳未満・最大4回接種

ヒブ	3月	4月	5月	計
令和2年（2020年）	801	684	715	2,200
平成31年（2019年）	812	739	692	2,243
増減	-11	-55	23	-43
前年同月比増減率	-1.4%	-7.4%	3.3%	-1.9%

小児用肺炎球菌：対象年齢2か月～5歳未満・最大4回接種

肺炎球菌	3月	4月	5月	計
令和2年（2020年）	722	649	697	2,068
平成31年（2019年）	824	716	685	2,225
増減	-102	-67	12	-157
前年同月比増減率	-12.4%	-9.4%	1.8%	-7.1%

四種混合：対象年齢3か月～7歳6か月未満・4回接種

四種混合	3月	4月	5月	計
令和2年（2020年）	762	667	768	2,197
平成31年（2019年）	843	727	754	2,324
増減	-81	-60	14	-127
前年同月比増減率	-9.6%	-8.3%	1.9%	-5.5%

B型肝炎：対象年齢1歳未満・3回接種

B型肝炎	3月	4月	5月	計
令和2年（2020年）	547	455	525	1,527
平成31年（2019年）	525	488	499	1,512
増減	22	-33	26	15
前年同月比増減率	4.2%	-6.8%	5.2%	1.0%

水痘（水ぼうそう）：対象年齢1歳～3歳未満・2回接種

水痘	3月	4月	5月	計
令和2年（2020年）	319	301	390	1,010
平成31年（2019年）	471	412	349	1,232
増減	-152	-111	41	-222
前年同月比増減率	-32.3%	-26.9%	11.7%	-18.0%

日本脳炎1期：対象年齢6か月～7歳6か月未満・3回接種

日脳1期	3月	4月	5月	計
令和2年（2020年）	349	771	1420	2,540
平成31年（2019年）	454	1015	1422	2,891
増減	-105	-244	-2	-351
前年同月比増減率	-23.1%	-24.0%	-0.1%	-12.1%

日本脳炎2期：対象年齢9歳～13歳未満・1回接種

日脳2期	3月	4月	5月	計
令和2年（2020年）	238	116	588	942
平成31年（2019年）	391	182	319	892
増減	-153	-66	269	50
前年同月比増減率	-39.1%	-36.3%	84.3%	5.6%

HPV（子宮頸がん予防）：対象年齢小学6年生～高校1年生の女子（学齢）・3回接種

HPV	3月	4月	5月	計
令和2年（2020年）	28	10	14	52
平成31年（2019年）	13	5	5	23
増減	15	5	9	29
前年同月比増減率	115.4%	100.0%	180.0%	126.1%

※平成26年度以降、積極的勧奨を中止しています。

BCG接種（集団接種延期期間中）

BCGは集団接種であるため、令和2年3月から5月まで感染拡大防止の観点から実施を延期しました。（一部、再開した実施日があります）

この期間の未受診者は452人となりましたが、6月に再開し、実施日の増設及び受付時間を延長したことにより、7月末までに接種機会を確保し、接種案内の送付を完了しています。

実施月	令和2年3月	令和2年4月	令和2年5月	計
対象者	令和元年9月生	令和元年10月生	令和元年11月生	計
対象者数	181	193	181	555
接種者数(集団)	4	99	0	103
未接種者	177	94	181	452
実施日	5,12,26日	2,9日	なし	

新型コロナウイルス感染症 対策検討協議会説明資料

(検証事項説明資料)

	(頁)
◎幼稚園・保育園・認定こども園等の運営上の課題について	1
◎臨時休校及び分散登校実施中の放課後児童クラブの課題 について	6

令和2年(2020年)9月8日

こども育成部

◎検証項目 幼稚園・保育園・認定こども園等の運営上の課題について

1 検証の目的

登園自粛により生じた運営上の課題を把握するために、幼稚園・保育園・認定こども園等を実施した調査結果から、今後想定される感染拡大の第2波、第3波、また同様の感染症が発生した際に備えて、有効な対策を講じることを目的とします。

2 検証にあたっての調査方法

(1) 検証項目

- ①幼稚園・保育園・認定こども園等の運営上の課題
- ②幼稚園・保育園・認定こども園等の登園状況

(2) 調査方法

- ①次の団体等を対象に、調査票の配布・提出により実施しました。
 - ・横須賀市民間保育園長会
 - ・横須賀市私立幼稚園協会
 - ・市立保育園全11園の園長
- ②全ての教育・保育施設を対象に、調査票の配布・提出により実施しました。

(3) 調査内容

- ①市から登園自粛をお願いした4月8日から6月30日までの期間に、教育・保育施設の運営を行う上で生じた課題について、園児・保護者・職員・運営全般・その他の項目別に調査しました。
- ②緊急事態宣言が発令された4月7日から市立小学校休校後通常授業が再開されて約1週間が経過した7月7日までの毎週火曜日ごとに、登園した児童数について調査を行いました。

3 項目別検証結果

(1) 幼稚園・保育園・認定こども園等の運営上の課題

①職員及び施設の対応について

主な課題や意見は以下のとおりです。

園児対応に関する不安
登園再開後、集団生活に戻るのに時間がかかる子どもがいた。教育・保育の遅れを心配している。
保育士や子ども同士の「3密」は避けることができず、苦慮している。
マスク着用により保育士・子ども共に表情がわかりづらく教育・保育に不安を感じる。
保護者に関すること
登園自粛に協力的な保護者が多かった一方、協力しない保護者、在宅勤務時に登園させる保護者や職場の理解が得られず協力できない保護者もいた。
登園自粛時に、週に1回程度、保護者に電話や手紙で連絡を行った。長期間在宅で過ごすことで不安やストレスを抱えている保護者には、登園を促すこともあった。
職員の不安
職員が感染したり、子どもに感染させてしまう不安から、緊張しながら日常生活を送っている。
施設運営に関する難しさ
入園式、卒園式、健康診断等行事の日程変更・中止による対応が難しい。
マスク等衛生用品の入手が難しい時期があった。
登園自粛期間の勤務体制の管理や給与・賃金の支払いが難しかった。
感染者発生時の対応に関すること
保護者や家族内に感染者がいる場合、教育・保育施設へ連絡はあるのだろうか。
感染者が発生したり濃厚接触者となった場合の対応方法がわかるものがあればよい。
行政として指針を示してほしい。

②情報の伝達について

主な課題や意見は以下のとおりです。

国通知等に関すること
通知や情報は、早く知らせてほしい。
早い段階で、市としての自粛要請の通知を出してほしい。
感染者発生時の対応に関すること
近隣の施設、小学校で感染者が発生した場合、情報提供をしてほしい。

③新たな業務の発生について

主な課題や意見は以下のとおりです。

職員の負担増加
玩具の消毒、清掃等の衛生管理、保護者対応等の業務が増加した。
施設運営に対する影響
施設消毒の徹底等の衛生管理が難しく、そのための人手や費用の増加が今後も続くことに不安を感じる。
一時預かり、延長保育や地域子育て支援活動等が必要な人員も配置しているのに実施できず、収入が減少した。

(2) 幼稚園・保育園・認定こども園等の登園状況

別紙「緊急事態宣言発令に伴う登園自粛要請期間中及びその後の出席児童数」に記載のとおりです。

4 今後の運営上の課題への対応

(1) 職員及び施設の対応について

(所見)

前例のない事態であり、感染拡大の終息が見えない中、各施設の職員が保護者・子どもとの対応において不安を感じながら教育・保育を進めた状況や、これまで支障なく運営していた事項や今後起こりうる事態への対応策について、各施設が苦慮していた状況がわかりました。各施設における課題への対応策として、これまで想定していなかった状況に対して、施設が対応できるガイドライン等の作成を行う必要があると考えます。

(今後の方針)

職員及び施設の不安感や苦慮している事項を軽減するために、施設と市が検討を行い、感染予防、感染者発生時の対応、新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」に基づく保育のあり方等施設の判断に役立つようなガイドライン等の作成を進めるようにします。

(2) 情報の伝達について

(所見)

国や県からの通知、また市独自の要請の通知等については、これまでもできる限り早く、わかりやすい形で送付していましたが、各施設において、より迅速かつ明確な内容の通知を求めていることがわかりました。通知内容が「要請」であることから、各施設に判断を委ねる部分があり、また個人情報保護の関係からすべての情報を開示できないこともあります。各施設の判断に迷いが生じないような情報を、市として伝達する必要があると考えます。

(今後の方針)

国、県や市の通知について、迅速に各施設に送付するだけでなく、特に国や県の通知については、送付内容に応じて市がポイントを整理し注釈を付ける等、更にわかりやすい形で情報を伝達し、施設の自主的な判断の助けとなるようにお知らせします。

(3) 新たな業務の発生について

(所見)

感染拡大防止を目的として新たに追加された、施設の衛生管理にかかる業務に職員の労力や物品購入費用の負担が増加している状況や、一時預かり等事業を中断していても通常どおり職員を配置せざるを得ないことから負担を感じている現状がわかりました。国・県の財政支援の動きを注視しながら、市としても財政的な支援について検討する必要があると考えます。

(今後の方針)

各施設の負担の現状を踏まえながら、財政的な支援の必要性を検討していきます。また、国、県による補助金・助成金創設等の動向を注視していきます。

緊急事態宣言発令に伴う登園自粛要請期間中及びその後の出席児童数

		保育所 (37園) <民間26+公立11>			幼保連携型 認定こども園 (12園)			幼稚園型 認定こども園 (10園)			幼稚園 (24園) <民間22+公立2>			合計		
		月初日の 在籍 児童数 (人)	出席 児童数 (人)	割合	月初日の 在籍 児童数 (人)	出席 児童数 (人)	割合	月初日の 在籍 児童数 (人)	出席 児童数 (人)	割合	月初日の 在籍 児童数 (人)	出席 児童数 (人)	割合	月初日の 在籍 児童数 (人)	出席 児童数 (人)	割合
4月	7日	2,982	2,361	79.2%	1,811	1,089	60.1%	1,105	239	21.6%	3,472	165	4.8%	9,370	3,854	41.1%
	14日		1,148	38.5%		468	25.8%		44	4.0%		68	2.0%		1,728	18.4%
	21日		1,033	34.6%		411	22.7%		30	2.7%		50	1.4%		1,524	16.3%
	28日		958	32.1%		414	22.9%		31	2.8%		42	1.2%		1,445	15.4%
5月	12日	3,019	1,055	34.9%	1,832	402	21.9%	1,120	31	2.8%	3,667	65	1.8%	9,638	1,553	16.1%
	19日		1,030	34.1%		407	22.2%		37	3.3%		63	1.7%		1,537	15.9%
	26日		1,236	40.9%		483	26.4%		50	4.5%		86	2.3%		1,855	19.2%
6月	2日	3,031	1,903	62.8%	1,859	1,107	59.5%	1,132	403	35.6%	3,747	1,466	39.1%	9,769	4,879	49.9%
	9日		1,949	64.3%		1,209	65.0%		446	39.4%		1,553	41.4%		5,157	52.8%
	16日		2,106	69.5%		1,341	72.1%		698	61.7%		1,750	46.7%		5,895	60.3%
	23日		2,201	72.6%		1,457	78.4%		821	72.5%		2,531	67.5%		7,010	71.8%
	30日		2,257	74.5%		1,542	82.9%		825	72.9%		2,729	72.8%		7,353	75.3%
7月	7日	3,051	2,554	83.7%	1,857	1,678	90.4%	1,148	1,038	90.4%	3,729	3,323	89.1%	9,785	8,593	87.8%

<本市の登園自粛要請期間>

令和2年(2020年)4月8日(水)～6月30日(火)

◎検証項目 臨時休校及び分散登校実施中の放課後児童クラブの課題について

1 検証の目的

新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休校及び分散登校実施中における放課後児童クラブ（以下「クラブ」といいます。）の課題を検証することにより、今後、同様の事態が生じた場合のクラブの円滑な運営につなげていくことを目的とします。

2 検証項目及び検証方法

（1）検証項目

- ①時系列でのクラブの課題整理
- ②クラブへの連絡のタイミングと方法
- ③小学校内のクラブとその他のクラブに対する対応状況
- ④利用自粛を求めた時期と日割り利用料返金に対する補助実施の通知時期
- ⑤クラブの人員面における支援への対応

（2）検証方法

全 72 クラブを対象に小学校の臨時休校・分散登校実施中における開所状況について調査するとともに、クラブへの通知文書を確認するなどの方法により検証しました。

3 調査の方法及び結果

（1）調査方法

①調査方法

全 72 クラブを対象に調査票の配布・提出により実施

②調査期間

令和 2 年 7 月 20 日（月）～ 7 月 31 日（金）

③調査内容

原則開所をお願いした 3 月 2 日から 3 月 25 日までの期間、規模を縮小しての開所をお願いした 4 月 6 日から 5 月 31 日までの期間、6 月 1 日から 6 月 19 日までの分散登校期間について、それぞれ下記の設問により調査しました。

また、全日を通して最も困っていた内容について調査しました。

設問番号	設問内容
Q 1	通常時に比べた利用児童数の割合
Q 2	3密状態の状況
Q 3	職員（放課後児童支援員等）の充足度
Q 4	小学校の校庭の利用
Q 5	小学校の体育館の利用
Q 6	小学校の校庭や体育館以外の施設の利用

（２）調査結果

①全 72 クラブから調査票の提出があり、調査結果は下記のとおりです。

Q 1 全日を通して、利用児童数は通常時に比べ、何%程度でしたか。

（単位 クラブ）

区 分	3月2日 ～3月25日	4月6日 ～5月31日	6月1日 ～6月19日
90%以上	11	3	10
70%以上 90%未満	18	8	33
50%以上 70%未満	22	21	21
50%未満	21	40	8
合 計	72	72	72

Q 2 3密状態は防げていましたか。

（単位 クラブ）

区 分	3月2日 ～3月25日	4月6日 ～5月31日	6月1日 ～6月19日
常にまたは日によって3密状態を防げていなかった	20	12	22
3密状態であったが外遊び等によりある程度防げていた	31	36	38
3密状態ではなかった	21	24	12
合 計	72	72	72

Q 3 職員（放課後児童支援員等）の充足度はいかがでしたか。

(単位 クラブ)

区 分	3月2日 ～3月25日	4月6日 ～5月31日	6月1日 ～6月19日
十分充足していた	9	9	8
概ね充足していた	21	21	23
充足しているとは言えないかもしれ ないが人道的に厳しくはなかった	19	20	19
人道的に厳しかった	23	22	22
合 計	72	72	72

Q 4 小学校の校庭を利用させてもらいましたか。

(単位 クラブ)

区 分	3月2日 ～3月25日	4月6日 ～5月31日	6月1日 ～6月19日
平日の13時30分から15時30分の間 で利用させてもらった	32(18)	27(15)	25(15)
上記時間帯以外にも利用させてもら った	7(7)	10(10)	11(11)
利用させてもらえなかった	1(0)	1(0)	1(0)
利用を希望しなかった	32(1)	34(2)	35(1)
合 計	72(26)	72(27)	72(27)

※1 カッコ内は内数で小学校内のクラブ数

2 小学校の校庭は、平日13時30分から15時30分まで開放

Q 5 小学校の体育館を利用させてもらいましたか。

(単位 クラブ)

区 分	3月2日 ～3月25日	4月6日 ～5月31日	6月1日 ～6月19日
利用させてもらった	6(6)	9(7)	5(5)
雨天時等に限って利用させてもらった	5(5)	7(5)	7(7)
利用させてもらえなかった	7(0)	7(0)	8(0)
利用を希望しなかった	54(15)	49(15)	52(15)
合 計	72(26)	72(27)	72(27)

※1 カッコ内は内数で小学校内のクラブ数

2 体育館は原則非開放、小学校内のクラブの開放要請については柔軟に対応

Q 6 小学校の校庭や体育館以外の施設を利用させてもらいましたか。

(単位 クラブ)

区 分		3月2日 ～3月25日	4月6日 ～5月31日	6月1日 ～6月19日
利用させても らった	廊下・中庭・裏庭	3(3)	3(3)	4(4)
	図書室・低学年図書 室	2(2)	2(2)	2(2)
	その他の教室	4(4)	5(5)	3(3)
利用させてもらえなかった		5(0)	5(0)	5(0)
利用を希望しなかった		58(17)	57(17)	58(18)
合 計		72(26)	72(27)	72(27)

※1 カッコ内は内数で小学校内のクラブ数

2 原則非開放、小学校内のクラブの開放要請については柔軟に対応

②全日を通して最も困っていた内容（主な内容）

○職員の確保等について

- ・市からの小学校休校等の情報伝達が遅く、職員の確保や配置等が大変だった。
- ・急な対応で職員の確保が難しく、職員の長時間勤務や体調不良につながった。
- ・保育経験のある職員の確保が難しく、ベテラン職員の負担増につながった。

○感染防止対策について

- ・密状態が避けられず、感染への不安があった。
- ・子どもたちにマスク着用、十分な手洗い、密接防止等を徹底させるのが難しかった。
- ・クラブ内の消毒をどの程度まで、どのようにしたらよいか、試行錯誤した。
- ・保護者に利用自粛を促しても児童数が減らず、密状態が避けられなかった。
- ・マスクや消毒液などの確保が難しい時期があった。

○その他

- ・開所、閉所の判断や開所時間等が各クラブに任せられ、急な対応を迫られた。
- ・小学校の校庭が利用できない期間、室内で1日中過ごすのが大変でストレスだった。

4 項目別検証結果

(1) 時系列でのクラブの課題整理

全期間を通じて、3密状態を防げていなかったクラブや人員的に厳しかったクラブがありましたが、4月6日から5月31日までの期間は、規模を縮小して開所することを依頼したこともあり、3密が解消できていたクラブもあると分析しています。

区 分	3月2日 ～3月25日	4月6日 ～5月31日	6月1日 ～6月19日
3密状態を防げていないクラブがあった。	20クラブ	12クラブ	22クラブ
人員的に厳しいクラブがあった。	23クラブ	22クラブ	22クラブ

(2) クラブへの連絡のタイミングと方法

クラブへの通知については、適宜、教育委員会との調整等を踏まえ、次のとおり行いました。

通知年月日	内容
令和2年2月28日	新型コロナウイルス感染症への対応について【別紙1】
3月2日	令和元年度新型コロナウイルス感染症対策に係る補助金について【別紙2】
4月8日	緊急事態宣言発令後のクラブの対応について【別紙3】
4月23日	新型コロナウイルス感染症が発生した場合のクラブの対応について【別紙4】
4月28日	大型連休明けのクラブの対応について【別紙5】
5月7日	緊急事態宣言延長に伴うクラブの対応について【別紙6】
5月22日	令和2年度新型コロナウイルス感染症対策に係る補助金について【別紙7】
5月26日	緊急事態宣言後のクラブの対応について【別紙8】

(3) 小学校内のクラブとその他のクラブに対する対応状況

①校庭の利用

小学校の校庭については、平日13時30分から15時30分の間で利用できることになっていたため、小学校内のクラブとその他のクラブ共に利用しており、概ね学校の対応は同じでした。

②体育館及びその他の施設の利用

小学校の体育館及びその他の施設については、原則非開放のため利用はできないものでしたが、小学校内のクラブの開放要請については、各小学校で柔軟に対応してもらいました。

(4) 利用自粛を求めた時期と日割り利用料返金に対する補助実施の通知時期

①利用自粛を求めた時期

緊急事態宣言が出された翌日の4月8日に、感染防止のため、家にいることが可能な保護者に対して、通所を控えるようお願いするなど、規模を縮小して開所することを検討するよう、全クラブあて通知しました。

②日割り利用料返金に対する補助実施の通知時期

5月20日付をもって国から、子ども・子育て支援交付金交付要綱の改正通知を受けたため、5月22日に補助金の内容について全クラブあて通知しました。

(5) クラブの人員面における支援への対応

職員の充足度について、人員的に厳しかったと回答したクラブはありましたが、半数以上のクラブは、充足していた、厳しくなかったと回答しています。

このような状況と人材の確保等に要する経費の支援を行っていることを踏まえ、学校の様々な業務を抱えている教員に、クラブの業務に携わってもらうことまでは考えていません。

5 今後のこども育成部の対応

(1) クラブへの適切な支援

新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休校及び分散登校に対応し、平日において午前中から開所するクラブに対して、引き続き、人材確保等に要する経費や利用料の返却に係る支援を行っていくことを検討していきます。

(2) 密を防ぐ対策

3密状態を防止するため、小学校内のクラブについては、空き教室が利用できないか教育委員会と調整し、その他のクラブについては、広い建物へ移転できないか検討していきます。

(3) 感染防止策

引き続き、マスクの着用やアルコール消毒等の徹底をクラブに促すとともに、全職員の感染防止に対する意識を高めるため、感染症対策をテーマとした研修を実施していく予定です。

(事 務 連 絡)
令和 2 年(2020 年) 2 月 28 日

放課後児童クラブ運営者 各位

横須賀市こども育成総務課長

新型コロナウイルス感染症への対応について(周知)

日頃より、本市の放課後児童健全育成事業にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、昨日全校一斉休校の要請がされました。

放課後児童クラブの取り扱いについて、下記の通りといたしますので、ご確認くださいませよう、お願い申し上げます。

記

1 児童・職員の体調管理について

(新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について第二報参照)

- 通所前に検温を実施し、発熱(37.5 度)がないか確認すること。
- せきがある、体調が悪い等風邪の症状がある場合は、通所を控える。
- アルコール消毒、手洗い、うがい等を徹底する。

2 通所する児童・職員等に感染者が発生した場合

(新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について第二報参照)

咳や熱など症状がある場合

- 当該クラブは 2 週間の閉所とします。
- 必ず担当課に事前に連絡してください

症状がなかった場合

- 当該児童のみ通所自粛

3 通所する児童・職員等に濃厚接触者がいた場合

- 該当者は 2 週間の通所自粛。

4 市内学校の休校について

3 月 2 日 午前中だけの短縮授業

3 月 3 日～ 3 月 25 日まで臨時休校

5 当該期間の開所について

(新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関するの保育所等の対応について参照)

- 小学校内に設置のクラブを含め、原則開所をお願いします(小学校長との調整は不要です)。長期

休暇等と同様の扱いとします。

- 開所時間は、原則長期休暇(8時間以上)と同様にお願いいたします。人員的に難しい場合は、可能な範囲で受け入れをお願いいたします。
- クラブ独自で、変則的な開所時間とする、低学年のみの受け入れを行うなどの対応は可能ですが、保護者との調整をお願いいたします。
- クラブと保護者の判断により閉所することも可能です。閉所を検討する場合、事前に担当課にご連絡ください。

6 補助金の取り扱い

(新型コロナウイルス感染症対策に伴う子ども・子育て支援交付金の取り扱いについて参照)

(新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関する保育所等の対応について参照)

- 長期休暇と同様の扱いとします。
- 追加で費用が発生する場合、通常の補助基準額の範囲内で申請可能です。(詳細は決定次第連絡)
- 臨時で閉所した場合、閉所した期間については開所したものとみなします。閉所に至った経緯等記録を残してください。

7 臨時で、利用希望があった場合

- 青少年の家のランドセル置き場を、朝9時~17時まで時間延長して開所しています。基準上の理由等により受け入れできない際は、ランドセル置き場をご案内くださいますよう、お願いします。

青少年会館 (046-823-7630)

追浜青少年の家(追浜みんなの家) (046-865-5264)

逸見青少年の家(逸見みんなの家) (046-822-1821)

坂本青少年の家(坂本みんなの家) (046-822-0451)

本公郷青少年の家(本公郷みんなの家) (046-853-2571)

衣笠青少年の家(衣笠みんなの家) (046-851-2532)

森崎青少年の家(森崎みんなの家) (046-836-0224)

大津青少年の家(大津みんなの家) (046-825-1195)

浦賀青少年の家(浦賀みんなの家) (046-841-6660)

鴨居青少年の家(鴨居みんなの家) (046-843-7800)

久里浜青少年の家(久里浜みんなの家) (046-835-2515)

北下浦青少年の家(北下浦みんなの家) (046-847-3906)

武山青少年の家(武山みんなの家) (046-857-1601)

大楠青少年の家(大楠みんなの家) (046-856-8004)

池上青少年の家(池上みんなの家) (046-853-1288)

以上

事務担当 横須賀市子ども育成総務課

放課後児童育成係

電話：046-822-8061

FAX：046-827-0652

(事務連絡)
令和 2 年(2020 年) 3 月 2 日

放課後児童クラブ運営者 各位

横須賀市こども育成総務課長

新型コロナウイルス感染症への対応について(周知)

日頃より、本市の放課後児童健全育成事業にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症による全校一斉休校により、皆様にはご対応をしていただき、ありがとうございます。

以下について厚生労働省から通知がありましたので、ご確認くださいませよう、お願い申し上げます。

記

1 休校中の開所日の取り扱いについて

- 長期休暇等分と平日分の長時間開所どちらが適用されるのか、厚生労働省から回答がありました。「3月2日から3月25日の臨時休校中に、元々開所予定だった平日に関しては、3時間以上の開所で開所日数に計上可能という整理です。したがって、平日分の長時間開所が適用されます。」
⇒平日分の開所加算として計上をお願いいたします。

2 財政措置について

- 小学校の臨時休業に伴い、午前中から運営する場合 10,200 円/日 加算を予定。
- 小学校の臨時休業に伴い、支援の単位を新たに設けて運営する場合 36,000 円/日 加算を予定。
保護者負担増は求めないとの国の方針から、放課後児童クラブの利用料については**原則通常月と同様の利用料(おやつ代、保険代を除く)**としていただきますよう、お願い申し上げます。

3 人員配置の基準適用について

- 通常2名配置としており、障害児受入加算または障害児受入特別加算を適用する場合は1名加配、障害児受入強化加算を適用する場合は2名加配を基準としています。
⇒開所時間中は2名配置を遵守してください。障害児受入加算を適用するにあたっての加配については、人員確保ができなかったやむを得ない場合には、臨時休校中については配置しなくとも開所できるものとして取り扱います。
「休校期間中の開所については、保育所等において保育士等が一時的に不足し、人員等の基準を満たすことができなくなるなどの場合が考えられますが、人員、設備等の基準については利用児童の保育に可能な限り影響が生じない範囲で配慮いただきますよう～お願いいたします。」

4 マスク、消毒液等の備品について

- マスクや消毒液等について「市の用品の配布をしてほしい」との声をお寄せいただいております

が、市の備品についても供給ができない状況にあります。
ご理解くださいますよう、お願い申し上げます。

5 決算書の提出締め切りについて

- 決算書の一部の締め切り 3月23日(月)
- 決算書の残り分締め切り 4月15日(水) としております。

現在のところ、国の提出締め切りを延長するとの連絡がないため、上記締め切りとさせていただきますが、今後国の提出締め切りが延長された場合は締め切りを延長する可能性があります。
今後変更となる場合はご連絡いたします。

以上

事務担当 横須賀市こども育成総務課
放課後児童育成係
電話：046-822-8061
FAX：046-827-0652

(事務連絡)

令和 2 年(2020 年) 4 月 8 日

放課後児童クラブ運営者 各位

横須賀市こども育成部こども育成総務課長

緊急事態宣言後の放課後児童クラブの対応について(周知)

日頃より、本市の放課後児童健全育成事業にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症まん延を防止するため、昨日付けで政府から新型コロナウイルス特別措置法に基づく緊急事態宣言が出されました。

これを受け、神奈川県から「県内の放課後児童クラブについては、今まで通り開所し、子どもの受入れを行っていただくようお願いするが、市が国の考え方を踏まえ、規模を縮小して開所することなどを妨げるものではない。」との考え方が示されました。

これを踏まえ、放課後児童クラブの取り扱いについて、下記の通りといたしますので、ご確認くださいませよう、お願い申し上げます。

記

1 緊急事態宣言発令期間中の放課後児童クラブの開所について

- 原則クラブと保護者の判断としますが、開所にあたっては、感染防止のため、家にいることが可能な保護者に対して、通所を控えるようお願いするなど、規模を縮小して開所することを検討してください。
- 子どもや職員が罹患した場合やその他の事情により、開所することが困難な場合は、臨時休業を検討してください。なお、臨時休業した場合は、こども育成総務課放課後児童育成係あてご連絡願います。
- 医療従事者や社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な者、ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な者の子どもの預かりが必要な場合は、極力ご対応願います。

2 実施報告書の提出について

- クラブの開所状況等を把握するため、お忙しいところ恐縮ですが、小学校が臨時休校となる 5 月 6 日までに開所した場合はその都度、別添「横須賀市放課後児童クラブ実施報告書」により、開所した日の翌日 15 時まで、こども育成総務課放課後児童育成係あてご報告願います。

3 小学校の校庭の使用について

- 校庭の使用にあたっては、学校長にご相談ください。なお、使用時間は 13 時 30 分から 15 時 30 分までとなります。

4 青少年の家「ランドセル置場」について

- 青少年の家のランドセル置場を、朝 9 時～18 時まで時間延長して開所しています。受入れできない際は、ランドセル置場をご案内くださいますよう、お願いします。

青少年会館（電話 046-823-7630）
追浜青少年の家（追浜みんなの家）（電話 046-865-5264）
逸見青少年の家（逸見みんなの家）（電話 046-822-1821）
坂本青少年の家（坂本みんなの家）（電話 046-822-0451）
本公郷青少年の家（本公郷みんなの家）（電話 046-853-2571）
衣笠青少年の家（衣笠みんなの家）（電話 046-851-2532）
森崎青少年の家（森崎みんなの家）（電話 046-836-0224）
大津青少年の家（大津みんなの家）（電話 046-825-1195）
浦賀青少年の家（浦賀みんなの家）（電話 046-841-6660）
鴨居青少年の家（鴨居みんなの家）（電話 046-843-7800）
久里浜青少年の家（久里浜みんなの家）（電話 046-835-2515）
北下浦青少年の家（北下浦みんなの家）（電話 046-847-3906）
武山青少年の家（武山みんなの家）（電話 046-857-1601）
大楠青少年の家（大楠みんなの家）（電話 046-856-8004）
池上青少年の家（池上みんなの家）（電話 046-853-1288）

以上

事務担当 横須賀市こども育成部こども育成総務課
放課後児童育成係
電話：046-822-8061
FAX：046-827-0652

令和 2 年（2020 年） 4 月 23 日

放課後児童クラブ運営者 様

横須賀市こども育成部こども育成総務課長

新型コロナウイルス感染症が発生した場合の放課後児童クラブの対応について

日頃より、本市の放課後児童健全育成事業にご協力いただき、ありがとうございます。
新型コロナウイルス感染症が発生した場合等の、放課後児童クラブの対応について下記のとおり取りまとめました。

つきましては、関係者の皆様へ周知していただくとともに、クラブとして必要な対応をしていただきますようお願いいたします。

記

- ① 放課後児童支援員等・児童が新型コロナウイルス感染症陽性の診断を受けた場合
 - ・保健所の指示により、市として臨時休所を要請することとします。（期間 2 週間）
- ② 放課後児童支援員等・児童が濃厚接触者となった場合
 - ・こども育成総務課あてご連絡願います。
 - ・当該支援員等・児童は自宅待機をお願いすることになります。（期間 2 週間）
 - ・この場合、クラブは引き続き開所しても差し支えありません。
- ③ その他
 - ・臨時休所の場合、保護者の皆様に、引き続きご自宅で健康観察（検温）をしてもらうなどの対応をお願いすることになります。
 - ・クラブの消毒などの具体的な対応については、保健所の指示に従うことになります。また、必要に応じて、当課からクラブとして必要な対応をお願いすることもあります。

（事務担当 こども育成総務課放課後児童育成係 電話 046（822）8061）

事務連絡
令和2年(2020年)4月28日

放課後児童クラブ運営者 各位

横須賀市こども育成部こども育成総務課長

放課後児童クラブの大型連休明けの対応について

日頃より、本市の放課後児童健全育成事業にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

また、小学校の臨時休校期間中の放課後児童クラブの開所につきましては、深く感謝申し上げます。

この臨時休校期間は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国の緊急事態宣言を受け、5月6日までとなっています。

現時点では緊急事態宣言が5月6日を超えて延長されるのか、解除されるのか明らかになっていないことから、本市教育委員会は5月7日及び8日は児童の登校を求めない準備期間としました。

このため、5月7日及び8日の放課後児童クラブの開所につきましては、原則クラブの判断としますが、現行どおり規模を縮小して開所くださいますようお願い申し上げます。

また、5月11日以降の対応につきましては、5月8日までにあらためてご通知申し上げます。

(担当：こども育成総務課放課後児童育成係 電話 046-822-8061)

(事務連絡)

令和2年(2020年)5月7日

放課後児童クラブ運営者 各位

横須賀市こども育成部こども育成総務課長

緊急事態宣言延長に伴う放課後児童クラブの対応について(周知)

日頃より、本市の放課後児童健全育成事業にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

また、これまでの小学校の臨時休校期間中の開所につきまして、深く感謝申し上げます。

ご承知のとおり、新型インフルエンザ特別措置法第32条に基づく緊急事態宣言が5月31日まで延長されました。

これを受け、神奈川県から、引き続き緊急事態措置を行う旨、実施方針の改定が示されるとともに、本市教育委員会から、市立学校の臨時休校期間を5月31日まで延長する旨の連絡がありました。

これを踏まえ、放課後児童クラブの取り扱いについて、従来と同様、下記のとおりといたしますので、ご確認くださいませよう、お願い申し上げます。

記

1 緊急事態宣言発令期間中の放課後児童クラブの開所について

- 原則クラブと保護者の判断としますが、開所にあたっては、感染防止のため、家にいることが可能な保護者に対して、通所を控えるようお願いするなど、規模を縮小して開所することを検討してください。
- 児童や職員が罹患した場合は、臨時休業をお願いします。また、児童や職員が濃厚接触者となった場合やその他の事情により、開所することが困難な場合は、臨時休業を検討してください。
- 医療従事者や社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な者、ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な者の子どもの預かりが必要な場合は、極力ご対応願います。

2 実施報告書の提出について

- クラブの開所状況等を把握するため、お忙しいところ恐縮ですが、小学校が臨時休校となる5月31日までの開所状況を1週間ごとに、別添「横須賀市放課後児童クラブ実施報告書」(書式は市ホームページのトップページ⇒申請書ダウンロード⇒27.「こども育成部こども育成総務課」の書式にあります)により、翌週の月曜日までに、こども育成総務課放課後児童育成係あてご報告願います。(従来の日ごとの報告は行わないこととしました。)

3 小学校の校庭の使用について

- 校庭の使用にあたっては、学校長にご相談ください。なお、使用時間は13時30分から15時30分までとなります。

4 青少年の家「ランドセル置場」について

- 青少年の家のランドセル置場を、朝 9 時～18 時まで時間延長して開所しています。受入れできない際は、ランドセル置場をご案内くださいますよう、お願いします。

青少年会館（電話 046-823-7630）

追浜青少年の家（追浜みんなの家）（電話 046-865-5264）

逸見青少年の家（逸見みんなの家）（電話 046-822-1821）

坂本青少年の家（坂本みんなの家）（電話 046-822-0451）

本公郷青少年の家（本公郷みんなの家）（電話 046-853-2571）

衣笠青少年の家（衣笠みんなの家）（電話 046-851-2532）

森崎青少年の家（森崎みんなの家）（電話 046-836-0224）

大津青少年の家（大津みんなの家）（電話 046-825-1195）

浦賀青少年の家（浦賀みんなの家）（電話 046-841-6660）

鴨居青少年の家（鴨居みんなの家）（電話 046-843-7800）

久里浜青少年の家（久里浜みんなの家）（電話 046-835-2515）

北下浦青少年の家（北下浦みんなの家）（電話 046-847-3906）

武山青少年の家（武山みんなの家）（電話 046-857-1601）

大楠青少年の家（大楠みんなの家）（電話 046-856-8004）

池上青少年の家（池上みんなの家）（電話 046-853-1288）

以上

事務担当 横須賀市こども育成部こども育成総務課

放課後児童育成係

電話：046-822-8061

FAX：046-827-0652

令和 2 年 (2020 年) 5 月 22 日

放課後児童クラブ運営者 各位

横須賀市こども育成総務課長

新型コロナウイルス感染症に係る追加の補助金について (令和 2 年分)

日頃より、本市の放課後児童健全育成事業にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。
また、全校一斉休校及び緊急事態宣言の発令により、皆様には様々なご対応・ご協力をいただき、大変ありがたく存じます。

標記の件について、国から通知がありましたので、取り急ぎお知らせいたします。

記

1 補助項目・単価について

(1) 小学校の臨時休校等に伴い、平日午前中から開所する場合

- | | |
|---|-------------|
| ① 開所するための経費 | ~11,000 円/日 |
| ② 人材確保等に要する経費 | ~21,000 円/日 |
| ③ 障害児を受け入れる場合に必要な専門知識等を有する者を配置するための経費 | ~6,000 円/日 |
| ④ 障害児を 3 人以上受け入れる場合に③に加えて必要な専門的知識等を有する者を配置するための経費 | ~6,000 円/日 |

(2) 登園自粛に係る保護者への利用料返還について

- | | |
|------------------------------|----------|
| ① 保護者へ利用料を返還した場合の経費 (1 人当たり) | ~500 円/日 |
|------------------------------|----------|

(3) 感染拡大防止を図るための経費について

- | | |
|---|-------------------------------|
| ① 感染拡大防止に資する物品の購入に係る経費
(マスクや空気清浄機など) | 令和元年度補助と合わせ
~500,000 円/一支援 |
|---|-------------------------------|

※ (2) ①以外の補助については、項目は令和元年度特例措置分と同様です。

ただし、(1) ①②は金額上限がアップしています。

※対象となる期間につきましては、追ってお知らせいたします。

2 補助金の申請方法

様式・締め切り等含め、詳細は決まり次第ご連絡いたします。

以上

事務担当 横須賀市こども育成総務課 放課後児童育成係
電話：046-822-8061 FAX：046-827-0652

(事 務 連 絡)

令和 2 年(2020 年) 5 月 26 日

放課後児童クラブ運営者 各位

横須賀市こども育成部こども育成総務課長

緊急事態宣言解除後の放課後児童クラブの対応について(周知)

日頃より、本市の放課後児童健全育成事業にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

また、これまでの小学校の臨時休校期間中の開所につきまして、深く感謝申し上げます。

ご承知のとおり、新型インフルエンザ特別措置法に基づく緊急事態宣言が 5 月 25 日をもって解除されました。

これを受け、神奈川県から、緊急事態宣言解除後の放課後児童クラブの対応について、基本的な考え方が示されるとともに、本市教育委員会から、市立学校における臨時休業後の学校再開方針が示されました。

これを踏まえ、放課後児童クラブの取り扱いについて、下記のとおりといたしますので、ご確認くださいませよう、お願い申し上げます。

記

1 緊急事態宣言解除後の放課後児童クラブの開所について

- 原則クラブと保護者の判断としますが、6 月 1 日から 6 月 19 日までの小学校の分散登校期間中の開所にあたっては、万一の感染防止のため、これまでと同様、家にいることが可能な保護者に対して、通所を控えるようお願いするなど、規模を縮小して開所することを検討してください。
- 万一児童や職員が罹患した場合は、臨時休業をお願いします。また、児童や職員が濃厚接触者となった場合やその他の事情により、開所することが困難な場合は、臨時休業を検討してください。
- 給食が開始される 6 月 22 日以降については、原則通常どおりの開所をお願いします。
- 開所にあたっては、引き続きマスクの着用や手洗いの徹底を図るなど、衛生管理に努めるようお願いいたします。

2 実施報告書について

- クラブの開所状況等を把握するため、5 月 31 日までの開所状況を 1 週間ごとに、「横須賀市放課後児童クラブ実施報告書」によりご報告いただいておりますが、6 月 1 日以降の報告は行わないこととします。

3 青少年の家「ランドセル置場」について

- 青少年の家のランドセル置場を、6 月 19 日まで朝 9 時～18 時まで時間延長して開所しています。受入れできない際は、ランドセル置場をご案内くださいますよう、お願いします。

青少年会館（電話 046-823-7630）
追浜青少年の家（追浜みんなの家）（電話 046-865-5264）
逸見青少年の家（逸見みんなの家）（電話 046-822-1821）
坂本青少年の家（坂本みんなの家）（電話 046-822-0451）
本公郷青少年の家（本公郷みんなの家）（電話 046-853-2571）
衣笠青少年の家（衣笠みんなの家）（電話 046-851-2532）
森崎青少年の家（森崎みんなの家）（電話 046-836-0224）
大津青少年の家（大津みんなの家）（電話 046-825-1195）
浦賀青少年の家（浦賀みんなの家）（電話 046-841-6660）
鴨居青少年の家（鴨居みんなの家）（電話 046-843-7800）
久里浜青少年の家（久里浜みんなの家）（電話 046-835-2515）
北下浦青少年の家（北下浦みんなの家）（電話 046-847-3906）
武山青少年の家（武山みんなの家）（電話 046-857-1601）
大楠青少年の家（大楠みんなの家）（電話 046-856-8004）
池上青少年の家（池上みんなの家）（電話 046-853-1288）

以上

事務担当 横須賀市こども育成部こども育成総務課
放課後児童育成係
電話：046-822-8061
FAX：046-827-0652

新型コロナウイルス感染症 対策検討協議会説明資料

(検証事項説明資料)

	(頁)
◎保育施設の登園者の決定方式について	1

令和2年（2020年）10月8日

こども育成部

◎検証項目 保育施設の登園者の決定方式について

1 検証の目的

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本市では保育施設利用者に登園自粛を要請しましたが、今後想定される感染拡大局面に備えるため、より有効な対策を講じることを目的とします。

2 検証する方式

(1) 登園自粛要請

市が保護者に対し、自主的な登園自粛をお願いする方式で、職種等を限定せず自粛をお願いする方法と、職種等を限定して自粛をお願いする方法がある。

(2) 施設運営者による登園自粛要請

各施設運営者が保護者に対し、各施設の基準により登園自粛をお願いする方式。

(3) 市による登園許可制

市が、職種等を限定し登園者を決定する方式。保育園は原則休園とし、保育を希望する対象保護者から申出書等の提出を受け、市が登園可否の承認をする。

3 検証方法

近隣や同規模の他都市の状況を調査し、それぞれの利点と課題を分析しました。

4 他都市の状況（近隣9市、中核市33市）

採用方式	自治体数
(1) 登園自粛要請 (うち、職種等を限定した自治体)	37 (12)
(2) 施設運営者による登園自粛要請	0
(3) 市による登園許可制	4

※登園自粛を行わなかった自治体 1

5 各方式の利点と課題

(1) 登園自粛要請方式

・利点

各家庭の事情（祖父母の協力や職場の休み易さ、経済状況など）と、感染リスクを考慮したうえで、最終的には保護者が選択できるため市民の納得感があり、市民生活への影響が少ない。

職種の限定を行うことで、保護者が職場に休暇を申請し易くなる。

・課題

強制力がないため、保護者が要請に応えず登園者が減らなければ、感染拡大リスクが高まる。

保護者により受け止め方が異なるため、効果に差がでる。

限定される職種の解釈が施設によって異なり、施設によって効果に差がでる。

(2) 施設運営者による登園自粛要請

- ・利点

各施設がそれぞれの事情（保育士の確保など）に合わせて自粛の判断が可能。

- ・課題

強制力がなく、防止効果が不透明。保護者が施設の判断に対して不満を持ち、今後の保育施設の運営に支障を来す恐れがある。

(3) 市による登園許可制

- ・利点

必要最小限の登園となるため、感染拡大防止効果が高い。

原則休園となるため、保護者が職場に休暇を申請し易い。

- ・課題

許可制とした場合、許可基準を明らかにする必要があるが、保育を必要とする家庭の状況は様々であり、厳格に運用すると真に必要な方が利用できなくなる恐れがある。一方で、弾力的に運用すると、不公平な取扱いになったり、制度自体が効果を発揮しない恐れがある。

保護者のストレスや虐待リスクの増加が懸念される。

6 今後の方針

現状では、(1)の方式が感染拡大リスクを減らし、市民への影響も少なくすむ最もバランスの良い方法であると考えられるため、原則、登園自粛要請を行うこととします。

ただし、要請に応じてくれる方が少なく、感染予防の効果が期待できない場合や、感染リスクが非常に高い状況になった場合には、近隣自治体との連携を考慮したうえで(3)の方法へ移行することを検討したいと考えています。

7 他都市の状況内訳

種別	No.	都市名	(1) 登園 自粛要請	(うち職種 等限定)	(2) 施設運 営者による登 園自粛要請	(3) 市に よる登園許 可	制限なし
一	一	横須賀市	○	(○)			
近 隣 市	1	横浜市	○	(○)			
	2	川崎市	○				
	3	平塚市	○	(○)			
	4	鎌倉市	○	(○)			
	5	藤沢市	○	(○)			
	6	小田原市	○				
	7	茅ヶ崎市	○				
	8	逗子市	○	(○)			
	9	三浦市	○				
中 核 市	10	八戸市					○
	11	郡山市	○				
	12	いわき市				○	
	13	前橋市	○				
	14	高崎市	○				
	15	川越市	○				
	16	川口市	○				
	17	越谷市				○	
	18	船橋市	○	(○)			
	19	富山市	○				
	20	金沢市	○	(○)			
	21	福井市	○				
	22	甲府市	○				
	23	豊橋市	○				
	24	岡崎市	○				
	25	豊中市	○	(○)			
	26	高槻市	○	(○)			
	27	姫路市	○				
	28	明石市				○	
	29	奈良市				○	
	30	和歌山市	○				
	31	鳥取市	○				
	32	松江市	○				
	33	倉敷市	○				
	34	呉市	○	(○)			
	35	高松市	○				
	36	高知市	○				
	37	久留米市	○				
	38	長崎市	○				
	39	佐世保市	○	(○)			
	40	大分市	○				
	41	鹿児島市	○				
	42	那覇市	○	(○)			
			合計 (42市中)	37	(12)	0	4

新型コロナウイルス感染症 対策検討協議会説明資料

(検証事項説明資料)

(頁)

◎児童虐待・コロナ禍における児童相談とDVの相談について……………1

令和2年（2020年）9月8日

こども家庭支援センター

◎検証項目

児童虐待・コロナ禍における児童相談とDVの相談について

1 検証の目的

外出自粛及び休校等により児童虐待の増加が懸念される状況で、実態の把握、及び児童相談、DV（ドメスティックバイオレンス）相談に係る対応・体制が適切に行われたかを検証し、今後同様な状況においても効果的な対応を図ることを目的とします。なお、今回の検証は新型コロナウイルスへの対応が開始された本年2月から、業務継続計画（BCP）による出勤抑制解除後約1か月が経過した6月末までの期間を検証期間としました。

2 項目別検証結果

(1) 児童虐待の実態把握について

①検証期間中の実態把握の状況

児童虐待の通報・通告は、児童相談所・こども家庭支援課の相談窓口を經由しての連絡、全国共通の児童相談所虐待対応ダイヤル（189）への通報、及び要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」）構成員からの通報等により行われ、これらの対応窓口はいずれも検証期間中も通常どおり開設していました。

また、児童相談所の支援・指導中の児童や、要対協によるサポートが行われている家庭への対応についても、基本的には通常どおりとしましたが、安全確認や会議の開催等については、感染の拡大防止を図るため、適宜実施方法の見直し等の検討を行いました。

②実態把握を通して見えた課題

・学校や地域等による実態把握機能の低下

学校・保育園等（以下「学校等」）は休業期間中でも、定期的に電話による日常生活状況の把握等を行い、特に要支援児童については、要対協への定期的な報告も求められているため、児童の安全について一定の状況確認はされました。

しかし、登校時の様子の確認といった日常的な現認は困難であり、また外出自粛を求められる状況では、地域における見守り機能の低下も想定され、4、5月に児童相談所の虐待認知件数が減少（資料参照）した要因として、児童の生活実態が見えにくくなったことが影響した可能性もあります。

・訪問による現認への支障

虐待通報があった場合には、48時間以内に児童の現認が必要であり、検証期間中においてもこうした対応を図りましたが、継続的な状況把握が必要な場合には、感染リスクを軽減する観点から、時間や回数等を抑制しながら訪問を実施する必要もありました。

③今後の対応

・ 児童本人からの通報の利便性の向上

学校、地域等周囲からの把握が難しくなる状況では、児童本人からの通報・連絡がしやすい環境づくりが必要と考えます。本市では、7月から県・政令市と共同で、若年層への訴求力が高いLINE（ライン）アプリによる相談窓口を設置しており、こうした新たな相談ツールを含めた相談・通報窓口について広く周知を図っていきます。

・ 要対協等地域支援者との連携の検証

学校等の休校・休園や、外出自粛が要請された場合であっても、児童虐待の実態把握に、要対協構成機関等地域の支援機関との連携が重要な役割を果たすことに変わりはありません。

本市においては市の組織として児童相談所（以下「児相」）を設置し、介入権限をもつ児相と要対協が、一体的に連携して支援にあたる体制を敷いています。

現在、要対協の会議においてもコロナ禍における実態把握や連携のあり方について総括しており、こうした議論も踏まえ、効果的な把握・連携方法を検討していきます。

・ 家庭訪問時等における感染防止対策の徹底

児童の生活状況の把握には、家庭訪問は欠かすことができず、地域の支援者が児童や家庭との接触を制限される状況にあっては、児相職員等の訪問がより重要性を高めることも考えられます。基本的な感染防止対策の徹底を図るとともに、滞在時間の調整等訪問方法の工夫を含め、職員の感染リスク軽減に努めます。

（２）児童相談とDV相談の相談体制について

①検証期間中の相談・支援体制の状況

検証期間中において、児童虐待の主な相談・通報窓口である「児童相談所における相談」「子育てホットライン(24時間電話相談)」、及びDV相談窓口である「女性のためのDV相談」は、通常どおり相談を実施しました。

ただし、面接相談においては感染拡大を防止するため、面接室や相談者の状況に応じて次のような措置を講じ、また出勤抑制措置がとられた期間中は相談員のシフト対応を図りました。

（面接相談での感染防止対策）

- ・ マスク着用の徹底、相談室等の換気・消毒、相談内容・人数による相談場所の柔軟な変更、体温チェックの実施、相談員用防護服の準備等

相談後の保護や継続的な支援については、組織的な対応が欠かせませんが、今回の出勤抑制期間中においても、出勤職員が在宅勤務者と密接に連絡を行いながら対応し、支援に大きな支障をきたすことはありませんでした。

また、母子のDV被害者への対応では、DV相談担当と児童虐待担当の迅速な連携が求められますが、本市では同じこども家庭支援センター内に両部門を配置し、連携して対応する体制を構築しており、今回の検証期間中も大きな支障は生じませんでした。

②今回の相談対応で見た課題

・面接室等の感染防止対策

児童の気が散ってしまうため、面接室内の亚克力板やシールドが使用できない場合や、プライバシー確保のため面接中のドアの開放が限定される等、感染防止対策と面接相談の両立が難しい面がありました。

・相談者の利用抑制の可能性と周知の必要性

4月～5月頃の時期には、児童相談所の虐待相談件数、子育てホットラインの相談件数の減少がみられ（資料参照）、緊急事態宣言に伴う業務の縮小の報道等により、相談者が相談窓口も中止しているとの誤認や、利用を自粛した可能性も推測されます。一方で女性のためのDV相談では、4月以降電話相談の増加が顕著（資料参照）であり、相談内容として特別定額給付金の特例に係る問い合わせ等が相当数あったことを踏まえると、相談窓口の開設の効果的な周知が重要であると考えます。

③今後の対応

・面接室等の感染防止対策

児童相談・DV相談においては、相談者等の保護等直接支援に繋がる場合もあるため、面接相談を中止することは困難であると考えます。しかし、密閉性が高い相談室内で相対して相談を行うことは、相互の感染リスクを高める恐れがあるため、引き続き基本的な感染防止対策を徹底していきます。

また一方で、児童が含まれる場合やプライバシーの確保の必要性等により、感染防止対策に限界があることも認識する必要があるとあり、緊急性や危険性が低い場合には、感染リスクがより低い電話対応の比重を増やすなど、状況に応じた柔軟な相談対応を図っていきます。

・相談者の利用抑制の防止

今後、市の業務の縮小や出勤抑制等が再度実施された場合でも、児童虐待・DV相談を継続する場合には、相談者が相談業務の中止等の誤認や、利用自粛を行わないよう、その時点の状況に応じてホームページや広報紙への掲載、関係機関への情報提供等を行い、相談窓口の開設を周知していきます。

・相談後の支援体制の確保

今回の検証期間中においては、相談後の保護や継続的な支援に大きな支障をきたすことはありませんでしたが、今後新型コロナウイルス感染症の蔓延により、長期にわたる出勤抑制や、入所施設等支援機関の支援体制に支障を生じた場合には、児童への支援に影響が生じることも想定されるため、職員の応援体制や関係機関との連携方法等についてあらかじめ協議をし、支援体制が確保できるよう努めていきます。

3 今後の方向性

今後新型コロナウイルス感染症の感染が再拡大し、通常行われているような児童の実態把握や、相談体制の確保に影響が生じることも想定され、こうした影響を最小限に抑えるためには、多様な相談ツールの提供や所謂リモート環境での対応の検討の必要性も考えられます。

しかし、例えば家庭からのWEBカメラを通したリモート環境での相談が、本人以外の家族が相談事実を知り、相談者に危険が及ぶ恐れがあるなど、児童虐待・DV相談が身体の危険と隣り合わせにある点も十分に考慮する必要があります。また、相談後の保護等の直接的な支援は、支援者と要保護者の接触が不可欠であり、リモート環境での業務にはなじみません。

こうした点を踏まえ、今後の感染拡大時等においても、児童虐待・DV相談や支援では、可能な限り感染防止対策を徹底し、相談者の利便性と安全を確保した上で、面接を基本とした相談支援体制の継続を図り、相談者等の個別の状況に適切に対応していきたいと考えています。

(資料)

相談・通報件数の推移（速報値）

・児童相談所の相談で虐待と分類された件数

	2月	3月	4月	5月	6月	期間計
元年	58	64	54	74	88	338
2年	58	63	45	44	86	296

期間中全体では前年をやや下回る件数でしたが、4、5月は他の月との比較、対前年比いずれも件数が減少し、特に5月は前年件数を大きく下回りました。また、6月の件数はほぼ前年並みでしたが、前月からは大きく増加し期間中でも最多でした。

・子育てホットラインの相談件数

	2月	3月	4月	5月	6月	期間計
元年	299	301	533	258	287	1,678
2年	270	254	188	280	263	1,255

相談件数は概ね200件台後半で推移しましたが4月は大きく減少し、期間中全体では前年実績を下回りました。

・女性のためのDV相談件数

(全体)

	2月	3月	4月	5月	6月	期間計
元年	66	94	53	55	68	336
2年	38	56	75	76	115	360

(来所)

	2月	3月	4月	5月	6月	期間計
元年	36	30	26	24	35	151
2年	15	26	26	24	31	122

(電話)

	2月	3月	4月	5月	6月	期間計
元年	30	64	27	31	33	185
2年	23	30	49	52	84	238

全体の相談件数は期間中増加傾向にあり、対前年比でも3月までは前年実績を下回ったものの、4月以降は前年実績を上回っています。相談方法別では、来所相談件数の増加は緩やかで、対前年比でもほぼ横ばいであった一方、電話相談件数は大きく増加し、対前年比でも4月以降は前年実績を大きく上回りました。

新型コロナウイルス感染症 対策検討協議会説明資料

(検証事項説明資料)

(頁)

◎中小企業等家賃支援補助金の効果及び運用面の課題等について……………1

令和2年（2020年）9月8日

経 済 部

◎中小企業等家賃支援補助金の効果及び運用面の課題等について

1 検証の目的

補助金の交付実績等を踏まえ、国の制度との整合性、周知方法、受付体制等について検証し、新たな支援策の検討や申請事務の効率化等につなげることを目的とします。

(1) 中小企業等家賃支援補助金の概要

①対象の企業

新型コロナウイルス感染症の影響で売上げが減少した中小企業等
原則として、令和2年4月の売上げが、令和2年1月または平成31年4月と比較し、20%以上減少した中小企業等（個人事業主、医療法人等）

②補助金額

令和2年3月、4月、5月の家賃相当額の2分の1
（上限額60万円（20万円/月×3月））

③申請期間

令和2年5月1日から7月31日まで

④予算額（補正予算を要求した当初額）

1,536,000千円

(2) 申請状況（全体）

①申請件数 3,114件（事業者数）

※一部、審査中の案件を含む。

②平均補助金額

約255,000円（3か月分。1か月あたり約85,000円）

③予算執行見込み

予算額	1,536,000千円
<u>執行見込額</u>	<u>796,000千円</u>
執行残見込	740,000千円

2 項目別実績

(1) 申請及び交付実績について

①申請件数

3,114 件（予算時の推計：3,840 件）

- ・申請実績は推計件数の約 81.1%となりました。
- ・経済センサスなどの統計情報から対象となる事業者数を推計しましたが、概ね適切であったと考えています。

②業種別内訳

業種	割合
飲食業	34.9%
洗濯・理美容・浴場業	11.8%
医療業	8.4%
衣服等の小売業	6.4%
建設業	6.3%
教育・学習支援業	3.5%
その他	28.7%

※業種は「日本標準産業分類」による。

- ・緊急事態宣言で休業要請を受けた飲食業が 1 / 3 を占めました。
- ・以下、理美容業などサービス関連の業種、対象を拡大した医療業の申請が多い結果となりました。
- ・申請の傾向は、支援策の検討の参考にしました。

③平均交付額

約 255,000 円（3 か月分。1 か月あたり約 85,000 円）

- ・補助金の上限額を月 20 万円と設定して予算額を見積もりましたが、平均交付額が上限額を大きく下回りました。
- ・ほとんどの企業に対して上限額で足切りすることなく支援することができ、補助対象の拡大の財源として活用することができました。

④予算執行状況

予算額 1,536,000 千円

執行見込額 796,000 千円

執行残見込 740,000 千円

- ・執行率は、約 51.8%でした。
- ・申請件数は概ね推計どおりでしたが、補助金額が上限額より低かったため、

執行残を生じる結果となりました。

- ・執行残見込額については、補正予算（第6号）で補正減します。

（2）申請受付事務について

①郵送申請

- ・窓口での3密を避け、クラスターの発生を防止するため、郵送申請を原則としました。申請件数の約8割が郵送申請となり、窓口で混乱は生じませんでした。
- ・一方で、不足書類等があった場合には、電話連絡のうえ追加提出を求める必要があり、審査に時間を要しました。

②窓口申請

- ・申請書類の書き方がわからない方への対応が必要と考え、5月中はヴェルクよこすか6階ホールに臨時窓口を設置しました。6月以降は経済部会議室を受付会場として対応しました。
- ・申請の受付だけでなく、国や県の支援制度を同時にご案内することもでき、一度に用事が済んでよかったとの声も寄せられました。
- ・窓口対応が効果的であるため、7月から（公財）神奈川産業振興センターの協力を得て、経済企画課に中小企業診断士（1名）を配置し、経営改善や国の支援策等に関する相談に無料で対応しています。

※参考：ヴェルクよこすか臨時窓口の利用状況等

- ・設置期間 5月7日（木）から5月29日（金）まで
（5月9日、10日のみ土日も対応）
- ・利用者数 681件（1日平均 36件）
- ・会場の様子 6階ホールに10ブース設置して対応



③申請書類

- ・申請書類は必要最低限を心掛けましたが、郵送を原則としたため、補助要件を確認するための書類をすべて送付いただくことになり、種類が多すぎるとのご指摘を受けました。
- ・郵送前に提出書類のセルフチェックができるように、チェックシートを用意するなど工夫をしたものの、書類の不備は多くなりました。
- ・特に、「大家と長年の付き合いで不動産契約書を交わしていない」「月別の売り上げは把握していない」という事業者が多かったのですが、単に書類不備とするのではなく、代替案を提示するなど柔軟な対応を行いました。

④審査の効率化

- ・当初は、申請が集中したことや、職員にとって初めて見る書類も多かったため、審査に時間がかかりました。経済企画課の職員だけでなく、他部局に応援を要請し体制を強化して取り組んだことで、比較的短期間で補助金の入金をすることができました。終盤は、経済部内の職員の応援で対応しました。
- ・今回は補助金という制度設計をしましたが、審査時間のさらなる短縮のためには、給付金制度を採用することも考えられます。

(3) 周知方法について

①広報媒体

- ・広報よこすか（特集号を含む）
- ・市ホームページ
- ・市役所、行政センターでの案内配布
- ・FMブルー湘南番組でのPR
- ・横須賀商工会議所の広報紙、ホームページ、会員向けFAX
- ・横須賀市産業振興財団のホームページ
- ・神奈川県宅地建物取引業協会横須賀三浦支部会員あてメール
- ・全日本不動産協会横須賀支部会員あてメール
- ・東京地方税理士会横須賀支部会員あてメール
- ・神奈川県社会保険労務士会横須賀支部会員あてメール
- ・各業界団体、事業協同組合等へのダイレクトメール
- ・タウンニュース（有料記事含む）
- ・このほか、新聞報道、政党の情報紙なども周知の一助となりました。

②その他の周知

- ・セーフティネット認定手続きなどで来庁した事業者には、職員が直接案内を行いました。
- ・市民相談室、社会保険労務士、行政書士等との情報共有を行いました。
- ・知人、同業者、士業からのクチコミで知ったという事業者も多くいました。
- ・なお、横須賀商工会議所の会員向けのアンケートでは、市の制度を知らなかったと答えた事業者は3.6%で、低い割合であったと認識しています。

(4) 補助対象を拡大したことについて

① 5月分家賃を追加

- ・緊急事態宣言の延長など、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化したことを受けて、支援の対象を5月分まで拡大しました。
- ・申請者の1／3が休業要請を受けた飲食業であったことから、5月分を追加支援したことで救済された事業者が多かったと考えられます。
- ・なお、すでに4・5月分を申請している事業者に対しては、押印をするだけの申請書を送付し負担軽減を図りました。こうした対応は事業者から喜ばれました。

② 医療法人等に対象を拡大

- ・企業と同様に新型コロナウイルス感染症の影響を受けていた医療法人、公益法人などに補助対象を拡大しました。
- ・医療業については、業種別の申請件数が上位となっており、対象の拡大により救済された事業者が多かったと考えています。

(5) 国・県の制度との整合性等について

① 実施時期

- ・横須賀商工会議所の要望などから、事業者の固定費負担を低減する支援策が必要と考え、国や他自治体よりも早期に取り組みました。神奈川県内市では鎌倉市に続いて2番目に実施を公表しました。
- ・国の家賃支援給付金に先駆けて実施したことで、市内事業者に対して、切れ目のない支援を行うことができたと考えます。

② 支援対象

- ・広く事業者を対象にできるよう制度を検討し実施しました。
- ・神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第1弾）は、県が休業要請を行った職種に限定されましたが、横須賀市は、休業要請の有無に関係なく対象としました。
- ・売上げの減少幅の要件について、国の持続化給付金や家賃支援給付金は、前年比50%減としています。横須賀市は、セーフティネット保証を参考に前年比20%減を条件としました。
- ・また、国の家賃支援給付金は、7月以降の家賃を対象に支援する制度となったため、横須賀市の制度との重複はありませんでした。

(6) 交付実績等、関連データの活用について

① 支援策の検討

- ・ これまでも ICT 化支援に対する補助金の創設や、臨時経営相談窓口の設置などに活用してきました。
- ・ 今後の感染症の第二波に対する支援策や、新たな経済活性化施策の検討の際にバックデータとして活用します。(家賃相場、地域・業種別の動向など)

② きめ細かな情報提供

- ・ インターネットによる情報収集が困難な事業者に対して直接ご案内するなど、施策の周知の際に活用します。
- ・ 職員が書類審査に携わることで、確定申告書、契約書類等の関連書類を読み解くスキルが向上しました。また、直接、中小事業者の声を聞く機会も増えました。こうしたノウハウを今後の相談対応や啓発等に生かします。

新型コロナウイルス感染症 対策検討協議会説明資料

(検証事項説明資料)

◎学びの遅れについて

- ・(資料1) 文部科学省「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動等の実施における『学びの保障』の方向性等について
- ・(資料2) 教科書発行者作成「年間指導計画例」

令和2年(2020年)7月20日

教育委員会

◎検証項目 学びの遅れについて

1 検証の目的

今回の臨時休校により、3月初旬から5月末までの間と、6月の分散登校期間に起きた授業の遅れを回復する手立てを、どのように講じるかを見出すことを目的としています。

2 項目別検証結果

(1) 検証項目

休校期間等における授業の遅れの回復について

考察・検証

休校期間及び6月の分散登校における授業の回復の手立てについて

- ・ 文部科学省通知（資料1）において、学校の授業における学習活動の重点化に関して、文部科学省と教科書発行者が協力し、各教科等の留意事項や具体的な活動例等の参考資料を提示することが示されました。それを受け、教科書発行者が本年度の実際の授業時数に合わせた各教科等の年間指導計画例を作成しました。

各学校においては、その年間指導計画を参考にし、各学校の実態に応じて作成した年間指導計画を立て、本年度内で授業内容が終了するように進めています。

- ・ 年間指導計画例（資料2）に示したように、7月16日現在で、4月から開始した場合よりも、4、5月の休校及び6月の分散登校により削減された小学校47日分、中学校43日分程度の授業の遅れが見られますが、夏休みの短縮による回復や、家庭学習での取組により、本年度内に学習内容が終了する見込みが立っています。

5月14日の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の改定を踏まえ、感染症対策と子供たちの学びの保障を両立していく上での基本的な考え方と取組の方向性をまとめました。

2文科初第265号
令和2年5月15日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国公立大学長 殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長
丸山 洋 司

(印影印刷)

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動等
の実施における「学びの保障」の方向性等について（通知）

5月14日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づき、新型コロナウイルス感染症対策本部が開催され、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「対処方針」という。）の改定が行われました。

今般の対処方針の改定により、これまで全都道府県が緊急事態措置の対象とされていたところ、緊急事態措置を実施すべき区域を北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府及び兵庫県とする等の変更がありました。

緊急事態措置の対象から外れた地域も含め、学校における感染拡大のリスクがなくなるものではなく、引き続き万全の感染症対策を講じていただく必要がありますが、同時に、社会全体が、長期間にわたり、この新型コロナウイルス感染症とともに生きていかなければならないという認識に立ちつつ、子供たちの健やかな学びを保障することとの両立を図っていくことが重要です。

本通知は、学校教育が協働的な学び合いの中で行われる特質を持つことに鑑み、授業時数の確保に努めることは当然のこととして、学校行事等も含めた学校

教育ならではの学びを大事にしながら教育活動を進めていくことが大切であることを踏まえ、感染症対策を講じながら最大限子供たちの健やかな学びを保障することを目指して、取組の方向性を示すものです。

各設置者においては、「新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について」（令和2年5月1日付け2文科初第222号初等中等教育局長通知）で示したとおり、感染防止対策を徹底したうえで、段階的に教育活動を開始し、学校における教育活動を充実していくことが必要です。

これらを踏まえ、下記のとおり基本的な考え方と取組の方向性をまとめました。各取組に関する詳細については、調整が整ったものから今後随時お知らせしてまいりますので、各学校設置者におかれては、下記の内容を念頭に取組を進めてくださいますようお願いいたします。

各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対し、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対し、各都道府県知事及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対し、附属学校を置く各公立大学長におかれては、その管下の学校に対し、周知くださいますようお願いいたします。

記

1. 新型コロナウイルス感染症対策を徹底したうえでの「学びの保障」

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動の実施にあたっては、学校・家庭・地域が連携し、あらゆる手段で、子供たちを誰一人取り残すことなく、最大限に学びを保障するという観点に立って対応していくことが大切である。

また、今後も地域の感染状況等により、地域ごとに臨時休業の期間や学校再開の状況等が異なる状況が発生するとともに、一旦収束しても再度感染者が増加する等の事態も想定されることから、柔軟な対応が可能となるよう、ICT環境の整備も含めた準備を進めておくことが必要である。

さらに、学校教育活動においても感染拡大防止のための配慮が求められることから、5月4日の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議において提言された「新しい生活様式」を踏まえ、学校教育活動の実施に当たり必要な措置を講じることが重要である。

※今後、文部科学省において、「新しい生活様式」を踏まえた、学校における新型コロナウイルス感染症対策に関するマニュアルを作成し、提供する予定。

なお、学校再開にあたり、医療的ケアが日常的に必要であったり基礎疾患等のある子供たちが感染予防のために欠席する場合や、保護者の意向により感染予防のために欠席する場合における出欠の取扱いについては、「新型コロナ

ウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒の学習指導について」(令和2年4月10日付け2文科初第87号初等中等教育局長通知。以下「学習指導通知」という。)の3(2)に示したとおり、必要な配慮を行うこと。また、臨時休業や分散登校(児童生徒を複数のグループに分けたうえでそれぞれが限られた時間、日において登校する方法)を行っている期間中であっても、虐待を受けている子供をはじめとする要保護児童等、特に配慮を要する子供たちについては登校させたりするなどきめ細かな対応のための工夫を行うこと。

2. 子供たちの「学びの保障」のための教育活動について

新型コロナウイルス感染症の影響がある中においても、学校においては家庭における学習の支援を最大限行うとともに、感染防止を徹底したうえで分散登校などの可能な限りの工夫を行い、子供たちの「学びの保障」に努めることが必要である。

学校教育は、教師から児童生徒への対面指導、児童生徒同士の関わり合い等を通じて行われるものであり、臨時休業や分散登校の実施により、学校において教育活動を実施する時間が限定される場合であっても、電話や電子メール等も活用し、教師が児童生徒の日々の状況を丁寧に把握し、学習の歩みを止めることのないよう支援することが必要である。また、児童生徒同士がお互いに励まし合いながら成長していけるよう、学校内外で様々な工夫を凝らして協働的な学びを実現していくことが重要である。

子供たちの学びを最大限に保障するためには、各学校において、新型コロナウイルス感染症の影響の度合いに応じて、年度当初に編成した教育課程を見直すことが必要な場合もあると考えられるが、その際には、新学習指導要領の趣旨に則り、以下の基本的な考え方に基づき教育課程を編成し、学校教育活動を実施することが必要である。

- 学習指導要領に規定されている「何ができるようになるか」(育成を目指す資質・能力)を意識した上で、「何を学ぶか」(指導すべき内容)を明確化し、今般の事態を受けた様々な環境変化を踏まえて「どのように学ぶか」(指導方法)を柔軟に見直すこと。
- その際、知・徳・体にわたる「生きる力」を子供たちに育むために、各教科等を通じて「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」をバランスよく育成するものとする。また、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた指導方法の工夫・改善を図ること。
- 学校全体として、地域の状況や児童生徒一人一人の状況を丁寧に把握し、教科等横断的な視点で児童生徒の学校生活の充実を図れるよう、教育活動や時間の配分等を検討するとともに、地域や家庭の協力も得て児童生徒の学習の効果を最大化できるようカリキュラム・マネジメントを行うことと

し、各自治体や国がその取組を最大限支援すること。

上に示した基本的な考え方を踏まえて子供たちの学びを保障していくため、具体的な教育課程編成のための工夫を以下のとおり示すので、各設置者・学校においては地域や学校、子供たちの実情に応じ、これらを参考に必要な手段を組み合わせる教育活動を実施いただきたい。

その際、地域や家庭に対しても丁寧に説明を行い、子供たちの「学びの保障」のための取組方針について十分に認識の共有を図ることが重要であること。

(1) 登校日の設定等による学校での指導の充実

学校教育は、教師から児童生徒への対面指導、児童生徒同士の関わり合い等を通じて行われるものであり、新型コロナウイルス感染症の影響がある中においても、その趣旨を踏まえて、感染拡大防止に十分配慮しながら、教師が様々な工夫を行いつつ、学校における指導を充実させることが必要である。

具体的には、地域の感染状況や児童生徒・教職員の負担を勘案しつつ、臨時休業期間中も登校日を設ける、学校の空き教室や社会教育施設等も最大限活用して分散登校を実施するなどして、学校での指導を充実させることが考えられる。また、例えば1コマを40分や45分に短くしたうえでの一日当たりの授業コマ数の増加等の時間割編成の工夫や長期休業期間の短縮、土曜日の活用、学校行事の重点化や準備時間の縮減等の様々な工夫により、学校における指導を進めることも考えられる。

その際には、学習指導通知4.に示したとおり、新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業により、学校教育法施行規則に定める標準授業時数を踏まえて編成した教育課程の授業時数を下回ったことのみをもって、学校教育法施行規則に反するものとはされないとされていることも踏まえ、児童生徒や教職員の負担軽減にも配慮すること。

また、感染症対策として分散登校を行う際には、進路の指導の配慮が必要な最終学年（小学校第6学年・中学校第3学年等）の児童生徒が優先的に学習活動を開始できるよう配慮すること。併せて、最終学年以外の指導においては、教師による対面での学習支援が特に求められる小学校第1学年の児童にも配慮すること。

なお、高等学校等においても、進学や就職を控えた高等学校第3学年の生徒等に配慮するなど、生徒の発達段階や多様な学校の実態を踏まえつつ、同等の対応を検討すること。

※今後、文部科学省において人的・物的体制整備を含む取組を示す予定。

(2) 年度当初予定していた内容の指導を本年度中に終えることが困難な場合の対応

新型コロナウイルス感染症の影響により、上記のとおり各種の取組を行い学校における指導を充実したとしても、なお年度当初予定していた内容の指

道を本年度中に終えることが困難である場合には、各種の取組に加えて以下のような特例的な対応をとることにより、子供たちの「学びの保障」を進めていくことも考えられる。その際には以下の特例的な対応は上記の各種の取組を行った上での補完的な取組となるよう留意すること。

① 次年度以降を見通した教育課程編成

今年度在籍している最終学年以外の児童生徒（小学校第1学年から第5学年まで、中学校第1学年・第2学年、高等学校第1学年・第2学年等）に係る教育課程に関する特例的な対応として、各学校において本年度指導を計画している内容について学年内に指導が終えられるように努めても、なお臨時休業及び分散登校の長期化などにより指導を終えることが難しい場合には、学校教育が協働的な学び合いの中で行われる特質を持つことに鑑み、学校行事等も含めた学校教育ならではの学びを大事にしながら教育活動を進めていくことが大切であること等を踏まえ、令和3年度又は令和4年度までの教育課程を見通して検討を行い、学習指導要領において指導する学年が規定されている内容を含め、次学年又は次々学年に移して教育課程を編成する。

※今後、文部科学省において上記特例的な対応を可能とするために必要な制度的措置を講じるとともに、義務教育段階については、教科書発行者と協力して参考資料の提供を行う予定。

② 学校の授業における学習活動の重点化

臨時休業及び分散登校の長期化などにより学校の授業における通常の学習活動で指導を終えることが困難な場合の特例的な対応として、学習指導要領に定める内容が効果的に指導できるよう、個人でも実施可能な学習活動の一部をICT等を活用して授業以外の場において行うことなどにより、学校の授業において行う学習活動を、教師と児童生徒の関わり合いや児童生徒同士の関わり合いが特に重要な学習への動機付けや協働学習、学校でしか実施できない実習等に重点化する。

授業以外の場において行うこととする学習活動については、ICTの活用を含む多様な学習活動を学校の指導計画に位置付け、学習指導員の活用や地域・家庭等との連携も図ることにより、指導の充実を図り、その状況・成果を丁寧に把握する。また、内容の定着が不十分な児童生徒に対しては個別に指導を行う。

なお、児童生徒が密集して長時間活動する学習活動等、感染症対策を講じていながらもなお感染の可能性が高い学習活動については、指導順序の変更や教師による適切な事前・事後指導と授業以外の場における学習の組合せによる指導計画の立案など、各教科等の指導計画を見直し、必要な措置を講じる。

※今後、文部科学省において人的・物的体制整備を含む取組を示すとともに、義務教育段階については、文部科学省と教科書発行者が協力し、各教科等

の留意事項や具体的な活動例等の参考資料を示す予定。

既に述べたとおり、①及び②の取組については、学校における指導の充実を最大限図ったうえで、なお本年度中に予定していた内容の指導が終わらない場合の補完的な取組であることに留意すること。

(3) ICTの活用による学びの保障

(2) ②におけるICTの活用においては、文部科学省のホームページ等で紹介している事例やコンテンツ等も参考にして学習の充実に努めること。そのためには全ての児童生徒が家庭においてICTを活用可能な環境とする必要があることから、以下の内容に取り組むこと。

- 一人一台端末など学校におけるICT環境が十分整っている場合は、それらを全ての児童生徒が家庭でも最大限活用できるように工夫すること。
- 学校の環境のみで全ての児童生徒のICT環境が対応できない場合には、家庭や学校にあるあらゆる機器や環境を最大限活用すること。そのために、学校において、児童生徒の家庭におけるインターネット通信等のICT環境を早急に把握すること。
- そのうえで、経済的理由等でICT環境を準備できない家庭に対しては、学校が最大限の支援を行うこと。そのために、令和元年度補正予算、令和2年度補正予算における端末や通信機器整備支援も活用し、必要最低限のICT環境整備を急ぐこと。なお、令和元年度補正予算による公立学校への端末整備については、「公立学校情報機器整備費補助金（1人1台端末の整備）の執行について」（令和2年4月30日付け初等中等教育局情報教育・外国語教育課事務連絡）においてお示しした通り、緊急事態宣言が出された翌日以降に、緊急性からやむをえず契約したものについて、補助金の対象であれば今後の交付決定において遡って補助対象とするので、速やかに手続を進めて頂きたいこと。

(4) 教育委員会等による支援

各設置者において各学校の教育活動に対する支援を行う。また、各都道府県教育委員会、各都道府県私立学校主管部課及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体担当課等においても域内の設置者への支援を行う。なお、各都道府県私立学校主管部課及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体担当課においては、必要に応じて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第27条の5による学校教育に関する専門的事項についての助言又は援助等を活用し、各都道府県教育委員会等と連携すること。

※今後、文部科学省において教育課程の編成・実施に関する助言を行う取組を

進める予定。

3. 取組実施に向けた人的・物的体制の整備

2. に示す方向性に基づく取組を進めていくため、特に以下に示す事業を積極的に活用いただくとともに、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について」(令和2年5月7日付け初等中等教育局事務連絡)も参照されたいこと。また、政府においては令和2年度第2次補正予算案の編成に着手したところであり、今後、追加の財政措置についても適宜情報提供を行っていく予定であること。

<令和元年度補正予算>

- ・ 端末や校内通信ネットワーク等の整備 (GIGA スクール構想の実現)

<令和2年度補正予算(第1号)>

- ・ 端末やLTE通信機器(モバイルルータなど)等の整備 (GIGA スクール構想の加速による学びの保障)
- ・ 学習指導員の追加配置(補習等のための指導員等派遣事業)
- ・ 学校再開に必要な衛生関係経費の支援(学校保健特別対策事業費補助金)

4. 高等学校入学者選抜等への対応

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた高等学校入学者選抜等の実施に当たっては、「中学校等の臨時休業の実施等を踏まえた令和3年度高等学校入学者選抜等における配慮事項について」(令和2年5月13日付け2文科初第241号初等中等教育局長通知)において示した事項に配慮して実施すること。

<本件連絡先>

文部科学省：03-5253-4111 (代表)

○学習指導に関すること

初等中等教育局 教育課程課 (内2368)

○人的・物的体制の整備に関すること

- ・ 公立学校について 初等中等教育局 財務課 (内2587)
- ・ 私立学校について 高等教育局私学部 私学助成課 (内2547)
- ・ 国立学校について 総合教育政策局 教育人材政策課 (内3498)

○学校における保健管理に関すること

初等中等教育局 健康教育・食育課 (内2918)

○ICT環境整備に関すること

初等中等教育局 情報教育・外国語教育課 (内2085)

○高等学校入学者選抜等に関すること

初等中等教育局 児童生徒課 (内3291)

単元名・教材名・時数	時	主な学習活動	学校の授業以外の場において行うことが考えられる教材・学習活動
<p>つないで、つないで、一つのお話 1時間（話・聞①） 教科書 p.12-13</p> <p>【学校での授業時数】 1時間（話・聞1）</p>	1	<p>1 扉の詩を読み、目次や、P6「六年生の国語の学びを見わたそう」を見て、既習事項を確かめ年間の国語学習を見通すとともに、P11「ものの考え方、伝え方」で、情報を整理して伝える言い方を使っていくことを確認する。</p> <p>2 「つないで、つないで、一つの話」の活動の目的と流れを確かめる。</p> <p>3 最初と最後の一文を決め、グループで二周する間に物語がつながるようにお話を作る。時間に余裕があれば、「もっと楽しもう」に挑戦する。</p> <p>4 友達とお話を作ってどう感じたか、活動の振り返りをする。</p>	
<p>春の河 小景異情 続けてみよう 1時間（読①） 教科書 p.14-16</p> <p>【学校での授業時数】 1時間（読1）</p>	1	<p>1 情景を思い浮かべながら音読する。 ・文語調の表記や表現の工夫に着目する。 ・自分が想像した情景を伝えるために、どう音読すればいいかを考える。 ・言葉の抑揚や強弱、速さ、間の取り方などについて気をつける。</p> <p>2 音読を聞き合い、互いに感じたことを伝え合う。</p> <p>3 学習のまとめをする。 ・P16「続けてみよう」を読み、年間を通した継続的な活動に取り組む意欲をもつ。</p>	
<p>1 視点のちがいに着目して読み、感想をまとめよう</p>			
<p>帰り道 4時間（読④） 教科書 p.17-33</p> <p>【学校での授業時数】 3.7時間（読3.7）</p>	1	<p>1 学習の見直しをもつ。 ・単元名とリード文を読み、自分がどんな帰り道を過ごしているか、また、「律」と「周也」の帰り道にどんなことが起こるかを考え交流する。 ・P9-10で既習事項を確かめるとともに、P30, 309で「視点」の意味や使い方を押さえる。 ・全文を読んで、「視点のちがいに着目して読み、感想をまとめよう」という学習課題を設定し、学習計画を立てる。</p> <p>2 「律」と「周也」の人物像を考え、交流する。 ・同じ出来事に対する登場人物の捉え方や心情について、共通点や相違点をまとめる。</p> <p>3 「律」と「周也」の心情がどのように変化したかを考え、その後の二人の関係を想像する。 ・P31「感想を書く観点の例」を参考に、次時に感想をまとめるための見直しをもつ。</p> <p>4 4 感想を書き、交流する。</p> <p>5 学習を振り返る。 ・「ふりかえろう」で単元の学びを振り返るとともに、「たいせつ」「いかそう」を読んで、身につけた力を押さえる。 ・「この本、読もう」で読書へと広げ、読んだ本について読書記録を付ける意識をもつ。</p>	<p>○「4」について、手引きを参考にしながら観点を定めて感想をノートに書く。（※感想の交流は学校授業） ○P33 や巻末「この本で習う漢字」を活用し、新出漢字の筆順・音訓・使い方について学習する。</p> <p>【時間】 0.3時間（読0.3）</p>
<p>地域の施設を活用しよう 1時間（知・技①） 教科書 p.34-35</p> <p>【学校での授業時数】 1時間</p>	1	<p>1 教科書を読み、地域で活用できる施設を探る。 ・P34-35を読み、自分たちの地域にどんな施設があるか、それぞれどんなときに活用できるかを確かめる。</p> <p>2 「記録カード」例を参考に、調べて分かったことの記録のしかたを知る。 ・実際に、学校図書館などで何かを調べて記録カ</p>	<p>※学校や地域の施設を訪れたり活用したりする活動を別時期に行う、もしくは、単元の学習時期を移動させることが考えられる。</p>

単元名・教材名・時数	時	主な学習活動	学校の授業以外の場において行うことが考えられる教材・学習活動
		<p>ードに書いてみるとよい。</p> <p>3 学習のまとめをする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目的に応じて地域の施設等を活用すること、調べて分かったことを記録していくことに意欲をもつ。 	
<p>漢字の形と音・意味 2 時間 (知・技②) 教科書 p. 36-37</p> <p>【学校での授業時数】 1.7 時間 (知・技 1.7)</p>	<p>1</p> <p>2</p>	<p>1 同じ部分をもつ漢字には、音も共通する場合があることを理解する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・P36 の設問①に取り組む。 <p>2 同じ部分をもつ漢字には、意味のうえでつながりがある場合があることを理解する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・P37 の設問②に取り組む。 <p>3 学習のまとめをする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・形・音・意味に着目して、漢字を読んだり書いたりすることにかそうとする意識をもつ。 	<p>○「2」について、下線部は教科書の学習課題を把握して、設問に取り組む。(※正答の確認は学校授業)</p> <p>○P37 や巻末「この本で習う漢字」を活用し、新出漢字の筆順・音訓・使い方について学習する。</p> <p>【時間】 0.3 時間 (知・技 0.3)</p>
<p>春のいぶき 2 時間 (書②) 教科書 p. 38-39</p> <p>【学校での授業時数】 1.5 時間 (書 1.5)</p>	<p>1</p> <p>2</p>	<p>1 「春のいぶき」という言葉からイメージするものを発表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身の回りで感じた「春」を交流する。 ・教科書で示されている二十四節気、短歌、俳句を声に出して読む。 <p>2 自分の地域で感じる「春」を俳句や短歌の形式に表して書く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・俳句や短歌の形式や決まりを確かめる。 ・自分の感じる春が表れるような言葉を選んで作る。 <p>3 書いた作品をグループで読み合う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・語感や言葉の使い方、選び方など、表現の工夫に着目して感想を伝え合う。 	<p>○「2」について、「1」で交流したことを基に、既習の学習経験をいかして取り組む。</p> <p>【時間】 0.5 時間 (書 0.5)</p>
<p>聞いて、考えを深めよう 6 時間 (話・聞⑥) 教科書 p. 40-43</p> <p>【学校での授業時数】 5 時間 (話・聞 5)</p>	<p>1</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>5</p> <p>6</p>	<p>1 学習の見通しをもつ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・話の聞き方や、聞いて自分の考えが変わることについて、P7「五年生の学びを確かめよう」などを用いて振り返る。 ・「話の内容をとらえて、自分の考えをまとめよう」という学習課題を設定し、学習計画を立てる。 <p>2 話題を確かめ、自分の考えを整理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・P41 の例を参考に話題を決め、賛成・反対の立場をはっきりさせて、具体的な理由を挙げながら考える。 <p>3 話題について、友達から聞きたいことを考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・P41「話を聞くときの観点」を参考に、自分の考えを深めるために、友達からどんなことを聞きたいかを明らかにしておく。 <p>4 グループで考えを聞き合う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・つながり言葉や文末表現、意見と理由、事例とのつながりに気をつけて聞く。 <p>5 出た意見をもとに自分の考えを深め、グループで交流する。</p> <p>6 話を聞くときに大事なことについてまとめ、学習を振り返る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ふりかえろう」で単元の学びを振り返るとともに、「たいせつ」「いかそう」を読んで、身につけた力を押さえる。 	<p>○「2」について、話題に対する自分の考えとその理由を明らかにし、ノートに整理する。(※話題は学校授業で決定しておく。)</p> <p>○P43 や巻末「この本で習う漢字」を活用し、新出漢字の筆順・音訓・使い方について学習する。</p> <p>【時間】 1 時間 (話・聞 1)</p>

単元名・教材名・時数	時	主な学習活動	学校の授業以外の場において行うことが考えられる教材・学習活動
漢字の広場① 1時間（書①） 教科書 p. 44 【学校での授業時数】 0時間	1	1 教科書の絵を見て、町のあちこちで起こっている出来事を想像する。 2 提示された言葉を使い、5年生までに習った漢字を正しく用いて、例にならってそれぞれの出来事を伝える文を書く。	○教科書を読んで学習課題を把握し、活動に取り組む。 【時間】 1時間（書1）
2 筆者の主張や意図をとらえ、自分の考えを発表しよう			
笑うから楽しい 時計の時間と心の時間 【情報】主張と事例 7時間（知・技①、読⑥） 教科書 p. 45-57 【学校での授業時数】 6時間（知・技1、読5）	1 2 3 5 6 7	1 学習の見通しをもつ。 ・単元名とリード文を読み、「筆者の主張や意図を捉え、自分の考えを発表しよう」という学習課題を確認し、学習計画を話し合う。 2 「笑うから楽しい」を、語句の意味を確かめながら読む。 ・筆者の考えを捉え、事例を挙げることの効果とその有効性について考える。 ・この文章に対する自分の考えをまとめる。 3 「時計の時間と心の時間」を読む。 ・P54 下段「言葉に着目する」を参考に内容を捉え、筆者の主張や文章全体の構成についてまとめる。 ・P54 下段「話し合いの例」を参考に、筆者の主張と複数の事例との関係に着目して、論の進め方の意図について話し合う。 4 筆者の主張に対する自分の考えをまとめる。 ・P55「発表の例」を参考に、筆者の主張に共感・納得したり、疑問に思ったりしたことや、自分が体験したことを重ねて、ノートに考えを書く。 5 考えを発表し合い、学習を振り返る。 ・筆者の考えに対する意見を聞き合い、感想を交流する。 ・「ふりかえろう」で単元の学びを振り返るとともに、「たいせつ」「いかそう」を読んで、身につけた力を押さえる。 ・「この本、読もう」で関連する本の読書意欲を高める。 6 P57「主張と事例」を読み、主張と事例の関係を理解する。 ・例を参考に、主張と事例の関係をふまえながら自分の考えを話す。	○「4」について、手引きを参考にしながら、自分の考えとその理由や具体例を明らかにしてノートに書く。 （※考えのまとめ方については、学校授業で確認しておく。） ○P57 や巻末「この本で習う漢字」を活用し、新出漢字の筆順・音訓・使い方について学習する。 【時間】 1時間（読1）
話し言葉と書き言葉 1時間（知・技①） 教科書 p. 58-59 【学校での授業時数】 1時間（知・技1）	1	1 教科書の例文を読み、話し言葉と書き言葉の特徴について、経験の中で気づいたことを交流する。 2 話し言葉と書き言葉の違いについて整理する。 3 相手や場面などによる違いについて話し合い、学習を振り返る。 ・P59 1の設問や「いかそう」について考え、グループで話し合う。	
たのしみは 3時間（書③） 教科書 p. 60-63 【学校での授業時数】 2.2時間（書2.2）	1 2	1 学習の見通しをもつ。 ・学習課題として、「言葉を選んで、短歌を作ろう」を設定し、学習計画を立てる。 2 短歌にしたい場面を決める。 ・P61の短歌二首を読み、内容の大体を理解する。 ・自分の中の「たのしみ」を想起し、心に残っていることを言葉に書き表す。 3 言葉を選び、表現の工夫を考えながら短歌を作る。 ・短歌のリズムや決まりを確かめる。 ・言葉を入れ替えたり、語順を変えたりするなど	○ 本年度、7月20日（従来の夏休み期間前）は、このあたりまで終了している。

単元名・教材名・時数	時	主な学習活動	学校の授業以外の場において行うことが考えられる教材・学習活動
	3	<p>表現の工夫をする。</p> <p>4 短歌を短冊に書き、グループで読み合う。 ・題材や表現のしかた、言葉の使い方に着目して感想を伝え合う。</p> <p>5 学習を振り返る。 ・「ふりかえろう」で単元の学びを振り返るとともに、「たいせつ」「いかそう」を読んで、身につけた力を押さえる。</p>	<p>【時間】 0.8 時間（書 0.8）</p>
<p>文の組み立て 2 時間（知・技②） 教科書 p. 64-65</p> <p>【学校での授業時数】 2 時間（知・技 2）</p>	1 2	<p>1 教科書で示されたカードを並べ替えて文を作り、友達のものを見比べる。 ・日本語の文の語順について確かめる。</p> <p>2 例文を読み、文中の主語と述語、修飾と被修飾の関係を捉える。 ・主語と述語の関係が複数ある文は、指示語を補うなどして短い文に分けて書き直せることを確かめる。</p> <p>3 P65 の設問について考え、友達と話し合う。</p> <p>4 学習を振り返る。 ・「いかそう」を読み、文の組み立て方について理解が深められたか確認する。</p>	
<p>天地の文 1 時間（知・技①） 教科書 p. 66-67</p> <p>【学校での授業時数】 0.7 時間（知・技 0.7）</p>	1	<p>1 教材文を音読する。</p> <p>2 大意を参考に内容の大体を捉え、繰り返し音読する。 ・時間や週日など、暮らしの基本となる決め事について書かれていることを確かめる。</p> <p>3 筆者の考えについて、感想を発表し合う。</p>	<p>○「2」について、繰り返し音読を行う。P66 の二次元コードの利用が可能であれば、その朗読音声参照することも考えられる。</p> <p>【時間】 0.3 時間（知・技 0.3）</p>
<p>【情報】情報と情報をつなげて伝えるとき 2 時間（書②） 教科書 p. 68-69</p> <p>【学校での授業時数】 2 時間（書 2）</p>	1 2	<p>1 情報を整理して伝えることについて理解する。 ・P68 を読み、身近な例を取り上げて、情報と情報にはどのような関係があるか、またその関係をどう整理して伝えるかを知る。</p> <p>2 例文を使って、情報と情報をどうつなげて伝えればよいのかを考える。 ・P69 の設問に沿って、集めた情報がどのような関係にあるのか、また、どのようにつなげると文意が伝わるのかを考え、書き表す。 ・書いたものを交流して、情報と情報をつなげて伝えるときに大事なことをまとめる。</p> <p>3 学習を振り返る。 ・「いかそう」を読み、書くときだけでなく、文章を読むときにも、情報と情報の関係に着目するとよいことを確認する。</p>	
<p>私たちにできること 10 時間（書⑩） 教科書 p. 70-75</p> <p>【学校での授業時数】 8 時間（書 8）</p>	1 2 3 5 6	<p>1 学習の見通しをもつ。 ・「具体的な事実や考えをもとに、提案する文章を書こう」という学習課題を設定し、学習計画を立てる。 ・P70-71 を読み、身の回りで自分たちが取り組めそうなテーマについて考える。</p> <p>2 提案文を書くための資料を集める。 ・テーマに応じて、<u>学校図書館やインターネットで調べたり、インタビューをしたりして情報を収集する。</u></p> <p>3 グループで、問題点や解決策など具体的な事例を取り上げながら、提案内容について話し合う。</p> <p>6 提案文の構成を考える。</p>	<p>○「2」について、下線部は、調べたことをノートにまとめたり、現状・問題点・解決策を個人で考えたりする学習を行う。</p> <p>○「5」について、分担が決まったら教科書の例を参考に下書きを書く。</p> <p>○P75 や巻末「この本で習う漢字」を活用し、新出漢字の筆順・音訓・使い方について学習する。</p> <p>※「2」の資料集めにあたって、学級外でのインタビューや学校施設の利用を行うことも想定されるため、適切な時期に移動させることが考</p>

単元名・教材名・時数	時	主な学習活動	学校の授業以外の場において行うことが考えられる教材・学習活動
	8 9 10	<ul style="list-style-type: none"> ・提案のきっかけや内容の骨子を確認しながら文章の組み立てを考える。 ・P68「情報と情報をつなげて伝えるとき」を参考に、情報どうしの関係に気を配る。 <p>5 グループで提案文の下書きをする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「提案するときに使う言葉」を参考に、内容のまとまりごとに分担するなどして書く。 <p>6 下書きをグループで検討して清書する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・P74の作例を参考に、内容や書き表し方の工夫について、意見を出し合って推敲する。 <p>7 書いた提案文を他のグループと交流する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分かりやすい、説得力がある書き方だと感じた部分を伝え合う。 <p>8 学習を振り返る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ふりかえろう」で単元の学びを振り返るとともに、「たいせつ」「いかそう」を読んで、身につけた力を押さえる。 	えられる。 【時間】 2時間（書2）
夏のさかり 2時間（書②） 教科書 p.76-77 【学校での授業時数】 1.5時間（書1.5）	1 2	<p>1 「夏のさかり」という言葉からイメージするものを発表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身近で感じた「夏」を伝え合う。 ・教科書で示されている二十四節気という言葉や解説、短歌や俳句を音読する。 <p>2 2自分の地域で感じた「夏」を知らせる手紙を書く。</p> <p>3 書いた手紙を友達と読み合い、よさを共有する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・言葉の選び方や書き表し方など、表現に着目して感想や助言を伝え合う。 	○「2」について、「1」で交流したことを基に、既習の学習経験をいかして取り組む。 【時間】 0.5時間（書0.5）
私と本 森へ 5時間（読⑤） 教科書 p.78-91 【学校での授業時数】 4.5時間（読4.5）	1 4 5	<p>1 「学習の進め方」を確認して「自分と本との関わりをふまえて、本を紹介し合おう」という学習課題を設定し、学習計画を立てる。</p> <p>2 自分と本との関わりを考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・P79を参考に、読書記録などをもとに読書生活を振り返る。 <p>3 特に心に残っていた本や、その本がもつテーマについて交流する。</p> <p>4 これから読んでみたい本のテーマを考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・P81やP265「本の世界を広げよう」を参考に読む本を決め、並行読書を始めてもよい。 <p>5 「森へ」を読み、P82を参考にブックトークの手順を確かめる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「森へ」で心に残ったことを交流する。 <p>6 自分で考えたテーマに沿って、紹介したい本を決め、ブックトークをする。</p> <p>7 <u>印象に残っている本を再読したり、新たに選んだ本を読んだりして、紹介のしかたを考える。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・グループでブックトークをし、本の魅力を伝え合う。 <p>7 学習を振り返る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「たいせつ」を読み、今後の自分と本の関わりや読書することのよさについて考える。 	○「6」について、下線部は教科書の例を参考に、ブックトークの準備を行う。 ○P91や巻末「この本で習う漢字」を活用し、新出漢字の筆順・音訓・使い方について学習する。 ※公共図書館や学校図書館の利用がしやすい時期に移動させることも考えられる。 【時間】 0.5時間（読0.5）
せんねん まんねん 1時間（読①） 教科書 p.92-93 【学校での授業時数】 1時間（読1）	1	<p>1 詩を繰り返し音読する。</p> <p>2 反復や擬人法などの表現の工夫について、話し合う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・どのような情景が描かれているか想像し、考えを交流する。 ・表現の工夫が読み手に与える効果を考える。 	

単元名・教材名・時数	時	主な学習活動	学校の授業以外の場において行うことが考えられる教材・学習活動
いちばん大事なものは 2時間（話・聞②） 教科書 p. 94-95 【学校での授業時数】 2時間（話・聞2）	1 2	1 これからの生活の中で、どんなことを大切にしていきたいか、自分の考えを書く。 ・P94 吹き出しの例を参考にする。 2 三人一組のグループを作り、考えを聞き合う。 ・互いの考えがよく分かるように、考えた理由や、これまでの経験などを尋ね合う。 ・二度メンバーを入れ替えて、同様に互いの考えを聞き合う。 ・最後に、初めのグループに戻って、印象に残った友達の考えや、広がったり深まったりした自分たちの考えを交流する。 ○最終的に自分の考えをまとめ、学習を振り返る。 ○まとめたことを読み合い、「いちばん大事なものの」についての互いの考えや、対話の意義について交流する。	
短縮した場合の合計授業時間 45. 8時間			
利用案内を読もう 3時間（読③） 教科書 p. 96-99 【学校での授業時数】 3時間（読3）	1 2 3	1 利用案内や説明書、広告などから情報を得るとい う経験について想起する。 2 知りたい事柄に応じて、利用案内を読む。 ・P98 の資料がどのような内容や構成になってい るかを確かめながら、P97 ①の設問に必要な情報 を読み取る。 ・P97 ②③の設問に必要な情報について話し合 う。 3 知りたい事柄に応じて、ウェブサイトを見る。 ・P97 ④の設問に沿って話し合う。 4 紙媒体の利用案内とウェブサイトの違いや、それ ぞれの活用のしかたについて話し合う。 ・P98-99 の資料を比較し、その違いをまとめる。 ・各自がまとめたものをもとに、グループや学級 全体で話し合う。 ・実際に近隣の公共図書館のウェブサイトを見 て、確かめる。 5 学習を振り返る。	※広い意味での感染症対策として、公 的機関のウェブサイト等から自分 にとって必要な情報を取り出した りつなげて考えたりする学習を早 めに行うことが考えられる。
熟語の成り立ち 2時間（知・技②） 教科書 p. 100-101 【学校での授業時数】 1.5時間（知・技1.5）	1 2	1 漢字二字・三字の熟語の成り立ちを理解する。 ・漢字辞典を使って意味を調べる。 ・漢字三字の熟語のでき方の特徴を捉える。 2 漢字四字以上の熟語の成り立ちを理解する。 ・教科書の熟語例を使って確かめたり、知ってい る熟語をつなげて長い熟語を作ったりする。 3 学習を振り返る。	○「1」について、下線部は教科書の 設問に沿って漢字辞典で調べる。 ○P101 や巻末「この本で習う漢字」 を活用し、新出漢字の筆順・音訓・ 使い方について学習する。 【時間】 0.5時間（知・技0.5）
漢字の広場② 1時間（書①） 教科書 p. 102 【学校での授業時数】 0時間	1	1 教科書の絵を見て、遊園地での人々の行動を想像 する。 2 提示された言葉を使い、5年生までに習った漢字 のもつ意味を考えながら、同音異義語などに注意 して正しく使い、例にならって遊園地での人々の 行動を文章に書く。	○教科書と読む学習課題は、 通常の場合（休校もなく4月か らスタートした場合）、 7月20日（従来の夏休み期間 前）は、このあたりまで終了し ている。
3 作品の世界をとらえ、自分の考えを書こう			
やまなし 【資料】イーハトーヴの夢 8時間（読⑧） 教科書 p. 103-127 【学校での授業時数】 6.7時間（読6.7）	1 2	1 学習の見通しをもつ。 ・P103 で題名や写真から物語を想像する。 ・これまでの物語の学習を P9-10「五年生の学び を確かめよう」で振り返り、「作品の世界をとら え、自分の考えを書こう」という学習課題を設 定して、P124-125 を参考に学習計画を立てる。 2 「やまなし」の世界を捉える。	○「2」について、下線部は作品に出 てくるものやそれらが描かれてい る様子に着目して、位置関係が分 かるようにノートに描く。（※描いた ものの交流は学校授業） ○「4」について、手引きを参考にし て、本文の叙述を使って文章にまと

単元名・教材名・時数	時	主な学習活動	学校の授業以外の場において行うことが考えられる教材・学習活動
	3 4 6 7 8	<ul style="list-style-type: none"> ・「やまなし」を読み、二枚の青い幻灯に描かれた谷川の様子を簡単な絵や図で表す。 ・資料「イーハトーヴの夢」を読み、宮沢賢治の生き方や考え方について感想を伝え合う。 <p>3 「やまなし」を読み深める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心を引かれる表現に線を引き、「五月」「十二月」の情景を対比しながら想像する。 ・作者がなぜ「十二月」にしか出てこない「やまなし」を題名にしたのかを考える。 <p>4 作者が作品に込めた思いや考えについて、自分の考えをまとめる。</p> <p>5 書いたものをグループで読み、感想を交流する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・友達の考えと似ているところや、違うけれども納得したところなどを伝え合う。 <p>6 学習を振り返る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ふりかえろう」で単元の学びを振り返るとともに、「たいせつ」「いかそう」で身につけた力を確認する。 ・「この本、読もう」で読書を広げる観点を確かめるとともに、二次元コードを活用して読書への意欲をもつ。 	<p>める。</p> <p>○P127 や巻末「この本で習う漢字」を活用し、新出漢字の筆順・音訓・使い方について学習する。</p> <p>【時間】 1.3 時間（読 1.3）</p>
<p>言葉の変化 2 時間（知・技②） 教科書 p. 128-129</p> <p>【学校での授業時数】 2 時間（知・技 2）</p>	1 2	<p>1 時代による言葉の違いがあることを知り、自分の身の回りから例を探して交流する。</p> <p>2 世代による言葉の違いがあることを知り、例を探して交流する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・P129 ①の設問に提示された言葉について、違う言い方を調べる。 <p>3 学習を振り返る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「いかそう」を読み、誰にでも分かりやすい言葉とはどういうものかを確かめる。 	
<p>秋深し 2 時間（書②） 教科書 p. 130-131</p> <p>【学校での授業時数】 1.5 時間（書 1.5）</p>	1 2	<p>1 「秋」を感じる言葉を出し合う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二十四節気の「秋」を示す言葉の意味を、解説を読んで確かめる。 ・教科書の短歌や俳句を声に出して読み、おおまかな意味を捉える。 <p>2 「秋」をテーマに俳句や短歌を作る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・俳句や短歌の決まりを確認する。 ・自分の地域で見つけた「秋」が表れるような言葉を選んで作る。 <p>3 創作した俳句や短歌を交流し、学習を振り返る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「秋」を感じる表現のしかたに着目して、助言や感想を伝え合う。 	<p>○「2」について、「1」で交流したことを基に、既習の学習経験をいかして取り組む。</p> <p>【時間】 0.5 時間（書 0.5）</p>
<p>みんなで楽しく過ごすために 【コラム】 伝えにくいことを伝える 6 時間（話・聞⑥） 教科書 p. 132-139</p> <p>【学校での授業時数】 5.5 時間（話・聞 5.5）</p>	1 2 3	<p>1 学習の見通しをもつ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでに行ってきた話し合いを想起し、話し合いのしかたについての知識を出し合う。 ・「目的や条件に応じて、計画的に話し合おう」という学習課題を設定し、学習計画を立てる。 <p>2 議題を確かめ、目的や条件をはっきりさせる。</p> <p>3 司会や記録係などの役割をグループごとに決めて、話し合いの進行計画を立てる。</p> <p>4 目的や条件に合わせて、自分の考えを明確にする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主張や理由、根拠が明確になるよう、図や表で整理する。 <p>5 進行計画に沿って、グループで話し合う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・話し合いの目的や、それぞれの考えの共通点・ 	<p>○「4」について、議題に沿って自分の主張とそれに合う理由・根拠をノートに書きまとめる。</p> <p>○P139 や巻末「この本で習う漢字」を活用し、新出漢字の筆順・音訓・使い方について学習する。</p> <p>【時間】 0.5 時間（話・聞 0.5）</p>

単元名・教材名・時数	時	主な学習活動	学校の授業以外の場において行うことが考えられる教材・学習活動
	5 6	<p>相違点, 利点・問題点などを明確にする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画に沿って, 考えを広げる話し合いと, 考えをまとめる話し合いのしかたを使い分ける。 ・話し合いの過程を視覚的に共有できるように, P135「記録用紙の例」や, P254「考えを図で表そう」を参考に, 図や表を使って記録する。 ・話し合いで決まった仮の結論を実際に試してみても, 改善点などについてさらに話し合う。 <p>6 意見の伝え方について考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・P138-139「伝えにくいことを伝える」を読み, それぞれの場面について, 表情や口調, 表現のしかたなどについて考える。 <p>7 話し合った結果や感想をクラス全体で共有し, 学習を振り返る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目的や条件に応じて話し合うこと, 計画的に話し合うことについて, 大事なことを振り返る。 ・「たいせつ」で単元の学びを振り返るとともに「いかせつ」「いかそう」で身につけた力を押さえる。 	
<p>漢字の広場③ 1 時間 (書①) 教科書 p. 140</p> <p>【学校での授業時数】 0 時間</p>	1	<p>1 教科書の絵を見て, 主人公や登場人物の行動から, 作家になったつもりでストーリーを考える。</p> <p>2 提示された言葉を使い, 5年生までに習った漢字を, 意味を考えながら正しく用いて, 例文を参考に絵に合った物語を書く。</p>	<p>○教科書を読んで学習課題を把握し, 活動に取り組む。</p> <p>【時間】 1 時間 (書 1)</p>
<p>4 表現の工夫をとらえて読み, それをいかして書こう</p>			
<p>『鳥獣戯画』を読む 【情報】調べた情報の用い方 日本文化を発信しよう 11 時間 (知・技①, 書⑤, 読⑤) 教科書 p. 141-157</p> <p>【学校での授業時数】 9.7 時間 (知・技 1, 書 4.2, 読 4.5)</p>	1 2 4 5 6 7 8 9	<p>1 学習の見通しをもつ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・P141 で, 教材名やリード文から『鳥獣戯画』や日本文化に対するイメージを広げる。 ・P8-10「五年生の学びを確かめよう」やP56でこれまでの学習を振り返り, 「筆者のものの見方や表現の工夫を捉え, それをいかして日本の文化について説明しよう」という学習課題を設定し, 学習計画を立てる。 <p>2 『鳥獣戯画』を読む』を, 絵と文章を照らし合わせながら読み, 内容を捉える。</p> <p>3 筆者のものの見方や, それを伝えるための工夫について気づいたことをまとめる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「絵」と「絵巻物」に対する筆者の評価が分かる表現を押さえる。 ・論の展開, 表現の工夫, 絵の示し方という点から, 筆者の工夫について考える。 <p>4 学校図書館などを利用して日本文化について書かれた本を読み, 表現の工夫について交流する。</p> <p>5 <u>説明のしかたや評価の述べ方, 写真や絵の使い方などで, 自分が真似したいことを書き出す。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・書き出したことをもとに, グループで交流する。 ・「たいせつ」を読み, 筆者の考えと表現の工夫について学んだことを振り返る。 <p>6 グループで題材を決め, どんなパンフレットを作るか構想を練る。</p> <p>7 決めた題材について詳しく調べる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・P152 を参考に, 引用のしかたや出典の示し方, 著作権の尊重について確かめる。 <p>8 パンフレットの目的に応じてその構成を決め, 役割分担をする。</p>	<p>○「4」について, 下線部は自分で選んだ本から表現の工夫を見つけてノートにまとめる。</p> <p>○「8」について, 分担に沿って割り付けを考え, 下書きを書く。(※書いた下書きをグループで読み合っで相互修正を行うなど, 交流活動は学校授業)</p> <p>○P157 や巻末「この本で習う漢字」を活用し, 新出漢字の筆順・音訓・使い方について学習する。</p> <p>※調べ学習にあたって, 実際に学校外施設等の見学を行うことも想定されるため, 適切な時期に移動させることが考えられる。</p> <p>【時間】 1.3 時間 (書 0.8, 読 0.5)</p>

単元名・教材名・時数	時	主な学習活動	学校の授業以外の場において行うことが考えられる教材・学習活動
	11	<p>8 割り付けを決め、下書きを書く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・P155を参考に、割り付けや下書きのしかたを考える。 ・書いた下書きをグループで読み合い、話し合っ て記事の内容や表現を検討する。 <p>9 清書し、パンフレットを完成させる。</p> <p>10 各グループのパンフレットに対する感想を伝え合 い、学習を振り返る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工夫されていると感じた表現や、絵・写真の使 い方、今後にかきたいことなどを伝え合う。 ・「ふりかえろう」で単元の学びを振り返るととも に、「たいせつ」「いかそう」で身につけた力を 押さえる。 	
<p>古典芸能の世界——演じて伝える 1 時間 (知・技①) 教科書 p. 158-159</p> <p>【学校での授業時数】 0.7 時間 (知・技 0.7)</p>	1	<p>1 教科書で紹介されている古典芸能についての理解 を深める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童になかなか馴染みがない場合など、必要に 応じて、デジタル教材や二次元コードの資料を 利用する。 <p>2 さらに知りたくなったことや、見てみたいと思っ たものについて交流する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童の関心に応じて、家庭学習などで調べさせ てもよい。 	<p>○「1」について、下線部は二次元コ ードの利用が可能であれば、資料を 視聴して理解を深める。</p> <p>【時間】 0.3 時間 (知・技 0.3)</p>
<p>カンジエ博士の漢字学習の秘伝 2 時間 (知・技②) 教科書 p. 160-161</p> <p>【学校での授業時数】 2 時間 (知・技 2)</p>	1 2	<p>1 漢字の学習で、困っていることや、自分なりの工 夫などを出し合う。</p> <p>2 漢字学習の三つの秘伝について、教科書に沿って 確認する。</p> <p>3 「究極の秘伝」を確かめ、P161 の設問に取り組み ながら、漢字学習の秘伝について振り返る。</p>	
<p>漢字の広場④ 1 時間 (書①) 教科書 p. 162</p> <p>【学校での授業時数】 0 時間</p>	1	<p>1 教科書の絵を見て、テレビ局での様子や会話を想 像する。</p> <p>2 提示された言葉を使い、5年生までに習った漢字 を正しく用いて、例にならって見学したことを分 かりやすく伝える文章を考えて書く。</p>	<p>○教科書を読んで学習課題を把握し、 活動に取り組む。</p> <p>【時間】 1 時間 (書 1)</p>
5 伝統文化を楽しもう			
<p>狂言 柿山伏 「柿山伏」について 4 時間 (読④) 教科書 p. 163-175</p> <p>【学校での授業時数】 4 時間 (読 4)</p>	1 2 3 4	<p>1 学習の見通しをもつ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・P163で、題名やリード文、写真から狂言につい てのイメージを広げる。 ・「狂言 柿山伏」の朗読CDを聞き、関心をもっ た点や疑問点などを交流する。 ・「狂言を楽しみ、音読しよう」という学習課題を 設定し、学習計画を立てる。 <p>2 「狂言 柿山伏」を音読し、独特の表現と話の筋 を理解する。</p> <p>3 『「柿山伏」について』を読み、理解を深めると ともに、昔の人のものの見方や感じ方を知る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・狂言のおもしろさについて考える。 <p>4 グループで役割を決め、音読練習をする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・せりふに合ったふりを付けたり、演じたりして もよい。 <p>4 音読の発表をし、学習を振り返る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・音読発表の感想を交流し、狂言や昔の人のもの の見方・感じ方について、感じたことや考えた ことをまとめる。 	
<p>大切にしたい言葉 6 時間 (書⑥)</p>	1	<p>1 学習の見通しをもつ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・P176のリード文やP8「五年生の学びを確かめよ 	<p>○「4」「5」について、教科書の例 を参考にしながら、下書きや清書を</p>

単元名・教材名・時数	時	主な学習活動	学校の授業以外の場において行うことが考えられる教材・学習活動
教科書 p.176-180 【学校での授業時数】 4.5時間（書4.5）	2 3 4 6	う」を読み、学習の進め方を確かめる。 ・「書き表し方を工夫して、経験と考えを伝えよう」という学習課題を設定し、学習計画を立てる。 2 座右の銘にしたい言葉を決める。 ・選んだ言葉と、それに結び付く経験を思い出し、友達と話す。 3 文章構成を考える。 ・字数を決め、「初め・中・終わり」にそれぞれ何を書くか、構成メモにまとめる。 4 下書きをし、読み合って推敲する。 ・詳しく書くとよいところや、自分の考えを表すのにふさわしい言葉を吟味する。 5 書き表し方を工夫して清書する。 6 読み合って感想を伝え、単元を振り返る。 ・心を動かされた内容や表現について伝え合う。 ・「ふりかえろう」で単元の学びを振り返るとともに、「たいせつ」「いかそう」で身につけた力を押さえる。	行う。（※各学習のポイントの確認や、交流活動は学校授業） 【時間】 1.5時間（書1.5）
漢字の広場⑤ 1時間（書①） 教科書 p.181 【学校での授業時数】 0時間	1	1 教科書の絵を見て、商店街の様子や人々の会話を想像する。 2 提示された言葉を使って、5年生までに習った漢字を正しく用いて、例にならって商店街の様子を表す文章を書く。	○教科書を読んで学習課題を把握し、活動に取り組む。 【時間】 1時間（書1）
冬のおとずれ 2時間（書②） 教科書 p.182-183 【学校での授業時数】 1.5時間（書1.5）	1 2	1 冬のイメージを広げる。 ・二十四節気という言葉の意味を確かめ、教科書の中の短歌や俳句を音読する。 ・自分が「冬」を感じる言葉を考える。 2 自分が住む地域の「冬」の様子を手紙に書く。 3 互いの手紙を読み合い、学習を振り返る。 ・感想を伝え合い、「冬」を感じる言葉について、認識を広げたり深めたりする。	○「2」について、「1」で交流したことを基に、既習の学習経験をいかして取り組む。 【時間】 0.5時間（書0.5）
詩を朗読してしょうかいしよう 2時間（読②） 教科書 p.184-185 【学校での授業時数】 2時間（読2）	1 2	1 教科書にある詩を朗読する。 ・詩を読み、感じたことや考えたことを交流する。 ・どのようにすれば感じたことや考えたことが表現できるか、朗読のしかたを考える。 2 お気に入りの詩を朗読する。 ・詩集などから、お気に入りの詩を選ぶ。 ・詩に描かれたことと、自分の気持ちが重なることについて考える。 ・お気に入りの詩を朗読し、友達に紹介する。なぜその詩を選んだのか、理由も述べる。	
仮名の由来 1時間（知・技①） 教科書 p.186-188 【学校での授業時数】 1時間（知・技1）	1	1 仮名の由来を知り、日常的に使う文字に対する理解と関心を深める。 ・身の回りの仮名について想起する。 ・P188の一覧を見ながら、万葉仮名から平仮名・片仮名への変化について理解する。 ・「いかそう」を読み、学習を振り返る。	
6 筆者の考えを読み取り、社会と生き方について話し合おう			
メディアと人間社会 大切な人と深くつながるために 【資料】プログラミングで未来を創る 6時間（読⑥） 教科書 p.189-200 【学校での授業時数】	1	1 学習の見直しをもつ。 ・P189で、題名やリード文から、これから読む文章の内容や考えていくことをイメージする。 ・「これまでの学習」を参考にしながら、説明的な文章を読んで自分の考えをもつという学習経験を振り返り、「筆者の考えを読み取り、社会と生き方について話し合おう」という学習課題を設	○「4」について、教材文を引用するなどして考えをノートにまとめる。（※「プログラミングで未来を創る」を読むことと、自分の意見のまとめ方の確認は、先に学校授業で行っておくとよい。） ○P198 や巻末「この本で習う漢字」

単元名・教材名・時数	時	主な学習活動	学校の授業以外の場において行うことが考えられる教材・学習活動
5.5時間（読5.5）	2 3 4 5 6	<p>定し、学習計画を立てる。</p> <p>2「メディアと人間社会」「大切な人と深くつながるために」の要旨を捉える。</p> <p>・二つの教材文を読み、これからの社会を生きていくという観点から感想を交流する。</p> <p>3二つの教材文を比べて読む。</p> <p>・論の展開や構成の工夫、事例の挙げ方、表現の特徴に着目する。</p> <p>・二人の筆者の考えの共通点を考える。</p> <p>・自分の知識や経験などと比べて、気づいたことや考えたことを書き出す。</p> <p>4「これからの社会でどう生きていくか」ということについて、筆者の考えをふまえて自分の意見をまとめる。</p> <p>・P199-200「プログラミングで未来を創る」や、「この本、読もう」で取り上げられている本を読んで、参考にする。</p> <p>5各自の意見をグループで交流する。</p> <p>・考えが広がったことについて、学級全体でも共有し、感想を伝え合う。</p> <p>6学習を振り返る。</p> <p>・「ふりかえろう」で単元の学びを振り返るとともに、「たいせつ」「いかそう」で身につけた力を押さえる。</p>	<p>を活用し、新出漢字の筆順・音訓・使い方について学習する。</p> <p>【時間】 0.5時間（読0.5）</p>
<p>漢字を正しく使えるように</p> <p>【コラム】覚えておきたい言葉</p> <p>2時間（知・技②）</p> <p>教科書 p. 201-203</p> <p>【学校での授業時数】</p> <p>1時間（知・技1）</p>	1 2	<p>1「同じ読み方をする漢字」について、適切な字を選択する方法を知る。</p> <p>2学んだ方法に従って、設問の平仮名を漢字に変換したり、間違いを直したりする。</p> <p>3「覚えておきたい言葉」に出てくる言葉について、辞書を引いて意味を確認したり、漢字を書いたりする。</p>	<p>○「2」について、教科書の設問に沿ってノートに漢字で正しく書く。（※解答の確認は、学校授業）</p> <p>○「3」について、言葉の意味調べをしたり、その言葉を使った短文をノートに書いたりする。（※交流は学校授業）</p> <p>○P203 や巻末「この本で習う漢字」を活用し、新出漢字の筆順・音訓・使い方について学習する。</p> <p>【時間】 1時間（知・技1）</p>
<p>人を引きつける表現</p> <p>3時間（知・技①、書②）</p> <p>教科書 p. 204-207</p> <p>【学校での授業時数】</p> <p>2時間（知・技1、書1）</p>	1 2 3	<p>1日常生活の中で目にする「人を引きつける表現」を想起する。</p> <p>2教材文を読み、さまざまな表現の工夫があることを捉える。</p> <p>3気に入った表現について説明する文章を書く。</p> <p>・教科書にある物語や詩、文章から、心が引かれる表現を見つけて書き写す。</p> <p>・選んだ表現について、どのような工夫や効果があり、自分がどう感じるのかを書く。</p> <p>4書いた文章を交流し、学習を振り返る。</p>	<p>通常（休校もなく4月からスタートした場合）も、本年度の場合も、12月頃にこのあたりまで終了する。</p>
<p>思い出を言葉に</p> <p>7時間（書⑦）</p> <p>教科書 p. 208-211</p> <p>【学校での授業時数】</p> <p>5時間（書5）</p>	1 2	<p>1学習の見通しをもつ。</p> <p>・6年間で最も印象に残った出来事について話し合う。</p> <p>・これまでの「書くこと」の学習で身につけてきたことを振り返り、「伝えたい思いを明確にして書こう」という学習課題を設定し、学習計画を立てる。</p> <p>2伝えたいことを明確にする。</p> <p>・印象に残っている出来事を詳しく思い出し、自</p>	<p>○「2」について、下線部は友達と交流するなどして詳しく思い出した出来事の中から、今の自分に最も意味や価値のあるものを選んでノートに書き出す。（※考えの交流や助言は学校授業）</p> <p>○「3」について、下線部は教科書の例を参考にしながら表現の効果を考えて仕上げる。（相談や助言は学</p>

単元名・教材名・時数	時	主な学習活動	学校の授業以外の場において行うことが考えられる教材・学習活動
	4 5 6 7	<p>分にとっての意味や価値などを考えて、伝えたいことを書き出す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 書き出したことの中から、何を中心に取り上げるのかを考える。 <p>3 形式を決め、表現を工夫して書く。</p> <ul style="list-style-type: none"> P204「人を引きつける表現」や、P307「言葉の宝箱」を参考にして表現を選び、作品として仕上げる。 誤字等がないか、声に出して読むなどして確かめ、推敲する。 <p>4 作品を読み合って感想を交流し、学習を振り返る。</p> <ul style="list-style-type: none"> どの表現からどのような思いが伝わったか、感想を伝え合い、自分の作品のよさを見つける。 「ふりかえろう」で単元の学びを振り返るとともに、「たいせつ」「いかそう」で身につけた力を押さえる。 	<p>校授業)</p> <p>○P211 や巻末「この本で習う漢字」を活用し、新出漢字の筆順・音訓・使い方について学習する。</p> <p>【時間】 2時間(書2)</p>
<p>今、私は、ぼくは 6時間(話・聞⑥) 教科書 p.212-215</p> <p>【学校での授業時数】 5.2時間(話・聞5.2)</p>	1 2 3 4 5 6	<p>1 学習の見通しをもつ。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「将来どんな自分でありたいか」について意見を出し合う。 P7「五年生の学びを確かめよう」などで、これまでの「話すこと・聞くこと」の学習を振り返り、「資料を使って、効果的なスピーチをしよう」という学習課題を設定し、学習計画を立てる。 <p>2 スピーチの話題を決め、内容を整理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 将来の夢とそう思うようになったきっかけや、そのときに感じたことを書き出し整理する。 <p>3 構成を考えて、スピーチメモを作る。</p> <ul style="list-style-type: none"> P213「矢島さんのスピーチメモ」を参考に、「初め・中・終わり」の大体の内容を考える。 <p>4 発表に必要な資料を準備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 聞き手に合わせて情報をしぼり、図表等を積極的に用いて提示資料を作る。 P264「デジタル機器を使って、プレゼンテーションをしよう」を参考にしてもよい。 <p>5 スピーチの練習をする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 使う言葉や話し方、資料の見せ方など、工夫したいことをスピーチメモに書き込む。 <p>6 スピーチの会を開いて交流し、単元を振り返る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 友達のスピーチを聞いて、感じたことや考えたことを伝え合う。 「ふりかえろう」で単元の学びを振り返るとともに、「たいせつ」「いかそう」で身につけた力を押さえる。 	<p>○「3」について、教科書の例を参考にしながらスピーチメモをまとめる。(※一人で完成させるのではなく、学校授業で交流しながら改善していく。二次元コードの動画資料を参考にすることも考えられる。)</p> <p>○P215 や巻末「この本で習う漢字」を活用し、新出漢字の筆順・音訓・使い方について学習する。</p> <p>【時間】 0.8時間(話・聞0.8)</p>
<p>漢字の広場⑥ 1時間(書①) 教科書 p.216</p> <p>【学校での授業時数】 0時間</p>	1	<p>1 教科書の絵を見て、いつ、どこで、どんなことがあったのか、学校の場面の様子を想像する。</p> <p>2 提示された言葉を使い、5年生までに習った漢字を正しく用いて、例にならって文章を書く。</p>	<p>○教科書を読んで学習課題を把握し、活動に取り組む。</p> <p>【時間】 1時間(書1)</p>
7 登場人物の関係をとらえ、人物の生き方について話し合おう			
<p>海の命 6時間(読⑥) 教科書 p.217-232</p> <p>【学校での授業時数】 5.3時間(読5.3)</p>	1	<p>1 学習の見通しをもつ。</p> <ul style="list-style-type: none"> P217で、題名やリード文、挿絵から物語の内容を想像する。 全文を通読し、心に残ったところや疑問に思ったところなどを交流する。 「これまでの学習」を参考に、これまでの文学的 	<p>○「4」について、これまでの学習や友達の発言などを基に、自分の考えとその根拠をノートにまとめる。</p> <p>○P232 や巻末「この本で習う漢字」を活用し、新出漢字の筆順・音訓・使い方について学習する。</p>

単元名・教材名・時数	時	主な学習活動	学校の授業以外の場において行うことが考えられる教材・学習活動
	2 3 4 5 6	<p>な文章の学習を振り返り、「登場人物の関係を捉え、人物の生き方について話し合おう」という学習課題を設定し、学習計画を立てる。</p> <p>2 物語の設定を確かめ、構成と内容を捉える。 ・「太一」と他の登場人物との関係を、行動や会話、情景に着目してまとめる。</p> <p>3 物語の山場を読み深める。 ・「瀬の主」と対峙したときの「太一」の心情やその変化を考える。 ・「太一」が「瀬の主」を殺さなかった理由や、「海の命」が表すものについて、考えを交流する。</p> <p>4 それぞれの登場人物の生き方について考え、それに対する自分の考えをまとめる。</p> <p>5 登場人物の生き方について考えたことを、グループで話し合い、学習を振り返る。 ・他者の考えにふれて考えが広がったことや、初めて読んだときに感じたことと学習後の自分の考えの変容を意識しながら学習感想を書く。 ・「ふりかえろう」で単元の学びを振り返るとともに、「たいせつ」「いかそう」で身につけた力を押さえる。 ・「この本、読もう」で、読書への意欲をもたせる。</p>	<p>【時間】 0.7時間（読0.7）</p>
卒業するみなさんへ			
<p>中学校へつなげよう 生きる 今、あなたに考えてほしいこと 4時間（読④） 教科書 p. 233-246</p> <p>【学校での授業時数】 4時間（読4）</p>	1 2 3 4	<p>1 学習の見直しをもつ。 ・P233で、教材名やリード文から、単元で考えていくことをイメージする。</p> <p>2 「中学校へつなげよう」で、6年間の国語学習を振り返り、身につけた言葉の力を整理する。</p> <p>3 「生きる」「今、あなたに考えてほしいこと」を読み、それぞれのメッセージとその共通点を考える。</p> <p>4 それぞれの作品を読んで感じたことや、自分これからどう生きていきたいかについて考えを交流する。 ・「生きる」は、朗読を取り入れるとよい。</p> <p>5 改めて6年間の国語学習を振り返り、これからの生活や学習に向けて取り組んでいきたいことを考え、本単元をまとめる。</p>	

合計145時間

短縮120.7時間

中学校 数学 3

年間指導計画案

本資料は、令和2年度用教科書「中学校数学3」において、学校での授業と学校の授業以外の場で取り組む学習活動を併用して指導される場合の年間指導計画案を示したものです。

学校の授業以外の場で取り組む学習活動をできるだけ多く行う場合を想定して示した一例です。地域や学校の状況に合わせて、適宜、変更してご活用ください。

学校図書株式会社

年間指導計画案 第3学年

1章 式の計算 (20)		学校の授業以外の場の時数 (3.5)		学習指導要領 容A(2)	
章の目標					
① 単項式と多項式の乗法及び多項式を単項式でわる除法の計算をすることができる。					
② 簡単な1次式の乗法の計算及び公式を用いる簡単な式の展開や因数分解をすることができる。					
③ 文字を用いた式で数量及び数量の関係を捉え説明することができる。					
節・項	時数	学習内容	用語・記号	学校の授業以外の場で可能と考えられる学習活動	時数
章の扉 p.12-13	1	●積の回文を基にして、多項式どうしの乗法について考える。			
1 多項式の計算	6				
1 式の乗法・除法 p.14-15	1	●単項式と多項式の乗法を理解する。 ●多項式を単項式でわる除法を理解する。			
2 式の展開 p.16-17	1	●分配法則を使って、多項式どうしの乗法の計算をする。 ●式の展開の意味を理解する。	展開		
3 乗法公式 p.18-22	3.5	●乗法公式を理解し、それらを用いて式を展開する。 ●乗法公式を使って、いろいろな計算をする。	乗法公式		
確かめよう p.23	0.5			「確かめよう」「計算力を高めよう」は、学校の授業以外の場で取り組むことができる。ノートを確認し、達成度を把握する。	0.5
◇計算力を高めよう① p.24					
2 因数分解	7				
1 素因数分解 p.25-26	1	●因数、素因数、素因数分解の意味を理解する。 ●素数以外の自然数は、素数の積で表せることを理解する。	因数 素因数 素因数分解		
2 因数分解 p.27-29	2	●多項式の因数及び因数分解の意味を理解する。 ●共通な因数をかつこの外にくくり出して多項式を因数分解する。	因数 因数分解		
3 公式による因数分解 p.30-33	3.5	●乗法公式を逆に使って、多項式を因数分解する。 ●やや複雑な多項式を因数分解する。			
確かめよう p.34	0.5			「確かめよう」「計算力を高めよう」は、学校の授業以外の場で取り組むことができる。ノートを確認し、達成度を把握する。	0.5
◇計算力を高めよう② p.35					
3 式の利用	4				
1 式の利用 p.36-40	3	●整数や図形の性質を調べ、式の計算を利用して、それらを証明する。			
確かめよう p.40	1			「確かめよう」は、学校の授業以外の場で取り組むことができる。ノートを確認し、達成度を把握する。	1
1章のまとめの問題 p.41-43	2			まとめの問題「基本」「応用」「活用」は、学校の授業以外の場で取り組むことができる。学校の授業では、達成度等を確認する時間を設ける。	1.5
☆乗法の計算を見直そう p.44-45		●式の計算を活用して、小学校で学習した2桁の整数どうしの乗法の計算を捉え直す。			

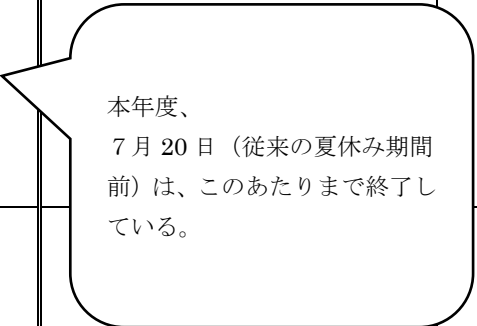
2章 平方根 (16)

学校の授業以外の場の時数 (3.5)

学習指導要領 内容A (1)

章の目標

- ① 数の平方根の必要性和意味を理解することができる。
- ② 数の平方根を含む簡単な式の計算をすることができる。
- ③ 有理数と無理数の意味及び数の集合について理解することができる。
- ④ 具体的な場面で数の平方根を用いて表したり処理したりすることができる。

節・項	時数	学習内容	用語・記号	学校の授業以外の場で可能と 考えられる学習活動	時数
章の扉 p.46-47	1	●方眼上の正方形の1辺の長さを調べる活動を通して、「2乗すると2になる数」などの存在に気付く。			
1 平方根 1 平方根 p.48-50	5 2	●逐次近似的に平方根の近似値を求める。 ●平方根の必要性に気付き、平方根の意味を理解する。 ●平方根は根号を使って表せること及びその表し方を理解する。	$\sqrt{\quad}$, 根号 平方根		
2 平方根の大小 p.51	1	●平方根の大小を比べ、不等号を使って表す。			
3 有理数と無理数 p.52-53	1	●有理数と無理数の意味及び数の範囲の広がりについて理解する。 ●有理数と無理数を小数で表したときの特徴を調べる。	有理数 無理数		
確かめよう p.54	1			「確かめよう」は、学校の授業以外の場で取り組むことができる。ノートを確認し、達成度を把握する。	1
2 根号をふくむ式の計算 1 根号をふくむ式の 乗法・除法 p.55-59	8 4	●平方根の積と商のきまりを理解する。 ●根号を含む数を、目的に応じて変形する。 ●根号を含む数の乗法や除法の計算をする。 ●小数点の位置に着目して、平方根の近似値を求める。	有理化	 <p>本年度、 7月20日（従来の夏休み期間前）は、このあたりまで終了している。</p>	
2 根号をふくむ式の 加法・減法 p.60-63	2	●根号の中が同じ数の和は、分配法則を使って簡単にできることを理解する。 ●根号を含む式の加法や減法の計算をする。 ●乗法公式を用いて根号を含む式の計算をする。			
3 平方根の利用 p.64-65	1	●平方根を利用して、B5判の紙の縦横比などを調べる。			
確かめよう p.66 ◇計算力を高めよう③ p.67	1			「確かめよう」「計算力を高めよう」は、学校の授業以外の場で取り組むことができる。ノートを確認し、達成度を把握する。	1
2章のまとめの問題 p.68-70	2			まとめの問題「基本」「応用」「活用」は、学校の授業以外の場で取り組むことができる。学校の授業では、達成度等を確認する時間を設ける。	1.5
☆丸太からとれる角材は？ p.71		●曲尺の $\sqrt{2}$ 倍の目盛りを使って、丸太からとれる角材の1辺の長さを求める方法を説明する。			

3章 2次方程式 (16)

学校の授業以外の場の時数 (3)

学習指導要領 内容A (3)

章の目標

- ① 2次方程式の必要性和意味及びその解の意味を理解することができる。
- ② 因数分解したり平方の形に変形したりして2次方程式を解くことができる。
- ③ 解の公式を理解し、それを用いて2次方程式を解くことができる。
- ④ 2次方程式を具体的な場面で活用することができる。

節・項	時数	学習内容	用語・記号	学校の授業以外の場で可能と考えられる学習活動	時数
章の扉 p.72-73	1	●具体的な問題の考察を基にして、2次の項を含む方程式を導く。			
1 2次方程式の解き方 1 2次方程式とその解 p.74-76	10 2	●2次方程式及びその解の意味を理解する。	2次方程式 2次方程式の解 2次方程式を解く		
2 因数分解を使った解き方 p.77-79	2	●因数分解を用いた2次方程式の解き方を理解し、その方法で2次方程式を解く。			
3 平方根の考えを使った解き方 p.80-83	3.5	●平方根の考えを用いた2次方程式の解き方を理解する。 ●平方根の考えを用いて、 $(x+p)^2=q$ の形の2次方程式を解く。 ● $x^2+bx+c=0$ の形の2次方程式は、 $(x+p)^2=q$ の形に変形すれば解けることを理解する。			
4 2次方程式の解の公式 p.84-87	2.5	●解の公式の意味を理解する。 ●解の公式を用いて2次方程式を解く。	解の公式		
確かめよう p.87	0.5			「確かめよう」「計算力を高めよう」は、学校の授業以外の場で取り組むことができる。ノートを確認し、達成度を把握する。	0.5
◇計算力を高めよう④ p.89					
2 2次方程式の利用 1 2次方程式の利用 p.90-92	3 2.5	●2次方程式を利用して、数や図形などに関する問題を解決する。			
確かめよう p.92	1			「確かめよう」は、学校の授業以外の場で取り組むことができる。ノートを確認し、達成度を把握する。	1
3章のまとめの問題 p.93-95	2			まとめの問題「基本」「応用」「活用」は、学校の授業以外の場で取り組むことができる。学校の授業では、達成度等を確認する時間を設ける。	1.5
☆総当たり戦の試合数は? p.96		●2次方程式を活用して、総当たり戦の試合数の問題を解決する。			

通常の場合 (休校もなく4月からスタートした場合)、7月20日 (従来の夏休み期間前) は、このあたりまで終了している。

4章 関数 $y=ax^2$ (19)

学校の授業以外の場の時数 (3)

学習指導要領 内容 C(1)

章の目標

- ① 事象の中には関数 $y=ax^2$ として捉えられるものがあることを理解することができる。
- ② 関数 $y=ax^2$ について、表、式、グラフを相互に関連付けて理解することができる。
- ③ 関数 $y=ax^2$ を用いて具体的な事象を捉え説明することができる。
- ④ いろいろな事象の中に、関数関係があることを理解することができる。

節・項	時数	学習内容	用語・記号	学校の授業以外の場で可能と考えられる学習活動	時数
章の扉 p.98-99	1	●具体的な事象の考察を通して、2乗に比例する関数の存在に気付く。			
1 関数 $y=ax^2$ 1 2乗に比例する関数 p.100-102	13 2	●具体的な事象の変化や対応を調べることを通して、2乗に比例する関数 $y=ax^2$ について理解する。 ●2乗に比例する関数の式を求める。	y は x の2乗に比例する比例定数		
2 関数 $y=ax^2$ のグラフ p.103-110	4	●関数 $y=ax^2$ のグラフをかき、その特徴を調べる。 ●関数 $y=ax^2$ のグラフについて、比例定数 a の値と関連付けながら、共通点や関係などを調べる。 ●関数 $y=ax^2$ のグラフを放物線と呼ぶことや、その軸や頂点の意味を理解する。	放物線		
3 関数 $y=ax^2$ の値の変化 p.111-116	4	●関数 $y=ax^2$ の値の変化について調べる。 ● x の変域が指定された関数 $y=ax^2$ のグラフをかき、 y の変域について調べる。 ●関数 $y=ax^2$ の変化の割合を理解し、具体的な場面でどんな意味をもつのかを調べる。	最大値 最小値		
4 関数 $y=ax^2$ の利用 p.117-120	2	●具体的な事象の中から関数 $y=ax^2$ を見だし、問題の解決に利用する。			
確かめよう p.121	1			「確かめよう」は、学校の授業以外の場で取り組むことができる。ノートを確認し、達成度を把握する。	1
2 いろいろな関数 1 身のまわりの関数 p.122-125	3 2.5	●身のまわりから、いろいろな関数関係を見だし、グラフなどを用いて特徴を調べる。			
確かめよう p.125	0.5			「確かめよう」は、学校の授業以外の場で取り組むことができる。ノートを確認し、達成度を把握する。	0.5
4章のまとめの問題 p.126-128	2			まとめの問題「基本」「応用」「活用」は、学校の授業以外の場で取り組むことができる。学校の授業では、達成度等を確認する時間を設ける。	1.5
☆スピードと停止距離の関係は? p.129-131		●関数 $y=ax^2$ を活用して、自動車の速さと制動距離の関数を捉え説明する。			

5章 相似な図形 (21)

学校の授業以外の場の時数 (4)

学習指導要領 内容 B(2)

章の目標

- ① 平面図形の相似の意味及び三角形の相似条件を理解することができる。
- ② 三角形の相似条件などを基にして図形の基本的な性質を論理的に確かめることができる。
- ③ 平行線と線分の比についての性質を見だし、それを確かめることができる。
- ④ 基本的な立体の相似の意味と、相似な図形の相似比と面積比及び体積比の関係について理解することができる。
- ⑤ 相似な図形の性質を具体的な場面で活用することができる。

節・項	時数	学習内容	用語・記号	学校の授業以外の場で可能と考えられる学習活動	時数
章の扉 p.134-135	1	●小学校で学んだ拡大図・縮図の考えを基に、ピラミッドの高さを考える。			
1 相似な図形 1 相似な図形と相似比 p.136-139	7 2	●図形の相似の意味を理解する。 ●相似な図形の性質や相似比について理解する。 ●相似な図形の性質を用いて、辺の長さを求める。	相似, ∞ 相似比		
2 三角形の相似条件 p.140-145	3	●三角形の相似条件を理解する。 ●三角形の相似条件を用いて、2つの三角形が相似であるかどうかを判断したり図形の性質を証明したりする。 ●相似の中心及び相似の位置の意味を理解し、拡大図や縮図をかく。	相似の位置 相似の中心		
3 相似の利用 p.146-147	1	●縮図を用いて木の高さや2地点間の距離などを求める。			
確かめよう p.148	1			「確かめよう」は、学校の授業以外の場で取り組むことができる。ノートを確認し、達成度を把握する。	1
2 平行線と相似 1 平行線と線分の比 p.149-154	7 3	●平行線と線分の比の関係を理解する。 ●平行線と線分の比の関係をj用いて線分の長さを求めたり、線分を等分したりする。			
2 線分の比と平行線 p.155-159	3	●線分の比と平行線の関係を理解する。 ●中点連結定理を理解する。 ●中点連結定理を用いて、見いだした図形の性質を証明する。	中点連結定理		
確かめよう p.160	0.5			「確かめよう」は、学校の授業以外の場で取り組むことができる。ノートを確認し、達成度を把握する。	0.5
3 相似と計量 1 相似な図形の面積比 p.161-163	4 2	●図形の相似比と面積比の関係を理解する。 ●図形の相似比と面積比の関係をj用いて、図形の面積を求める。			
2 相似な立体の表面積比と体積比 p.164-166	1.5	●立体の相似比と表面積比及び体積比の関係を理解する。 ●立体の相似比と表面積比及び体積比の関係をj用いて、立体の表面積や体積などを求める。	相似比		
確かめよう p.167	1			「確かめよう」は、学校の授業以外の場で取り組むことができる。ノートを確認し、達成度を把握する。	1
5章のまとめの問題 p.168-170	2			まとめの問題「基本」「応用」「活用」は、学校の授業以外の場で取り組むことができる。ノートを確認し、達成度を把握する。	1.5
☆問題づくりにチャレンジ! p.171		●相似な図形の性質を活用して解くことができる問題づくりをする。			

章の目標

- ① 観察, 操作や実験を通して円周角と中心角の関係を見だし, それが証明できることを理解することができる。
 ② 円周角と中心角の関係を具体的な場面で活用することができる。

節・項	時数	学習内容	用語・記号	学校の授業以外の場で可能と考えられる学習活動	時数
章の扉 p.172-173	1	●サッカー場で, 同じ角度でシュートの入る地点を集めると円弧を描くことに気付く。			
1 円周角と中心角 1 円周角の定理 p.174-180	6 4	●円周角と中心角の関係を見だし, 既習の三角形の性質などを基にしてそれが証明できることを理解する。 ●等しい弧と円周角の関係を理解する。	円周角		
2 円周角の定理の逆 p.181-182	1	●円周角の定理の逆が成り立つことを理解する。			
確かめよう p.183	1			「確かめよう」は, 学校の授業以外の場で取り組むことができる。ノートを確認し, 達成度を把握する。	1
2 円周角の定理の利用 1 円周角と図形の証明 p.184-185	3 1	●円周角に関する定理を利用して, 図形の性質を証明する。			
2 円周角と円の接線 p.186-188	1.5	●円周角と中心角の関係を利用して, 円外の1点から円に接線を引く作図の方法を調べ, それを説明する。			
確かめよう p.188	1			「確かめよう」は, 学校の授業以外の場で取り組むことができる。ノートを確認し, 達成度を把握する。	1
6章のまとめの問題 p.189-191	2			まとめの問題「基本」「応用」「活用」は, 学校の授業以外の場で取り組むことができる。学校の授業では, 達成度等を確認する時間を設ける。	1.5
☆船の位置を求めよう p.192-193		●円周角と中心角の関係を活用して, 海上にいる船の位置を特定する方法を説明する。			

通常 (休校もなく4月からスタートした場合) も、
 本年度の場合も、12月頃にこのあたりまで終了する。

7章 三平方の定理 (13)

学校の授業以外の場の時数 (3)

学習指導要領 内容 B(3)

章の目標

- ① 観察, 操作や実験を通して三平方の定理の意味を見だし, それが証明できることを理解することができる。
- ② 三平方の定理を具体的な場面で活用することができる。

節・項	時数	学習内容	用語・記号	学校の授業以外の場で可能と考えられる学習活動	時数
章の扉 p.194-195	1	●方眼を用いて, 直角三角形の各辺を1辺とする正方形の面積の関係を調べる。			
1 三平方の定理 1 三平方の定理 p.196-198	4 2	●三平方の定理を見だし, それが証明できることを理解する。 ●三平方の定理を用いて, 直角三角形の辺の長さを求める。	三平方の定理		
2 三平方の定理の逆 p.199-200	1.5	●三平方の定理の逆を理解する。 ●三平方の定理の逆を用いて, ある三角形が直角三角形であるかどうかを判別する。			
確かめよう p.201	0.5			「確かめよう」は, 学校の授業以外の場で取り組むことができる。ノートを確認し, 達成度を把握する。	0.5
2 三平方の定理の利用 1 平面図形での利用 p.202-207	6 3	●三平方の定理を用いて, 平面図形のいろいろな計量を行う。 ●三平方の定理を用いて, 平面上の2点間の距離を求める。			
2 空間図形での利用 p.208-212	2	●三平方の定理を用いて, 空間図形のいろいろな計量を行う。 ●三平方の定理を用いて, 箱にかけるひもの最短の長さを求める。			
確かめよう p.213	1			「確かめよう」は, 学校の授業以外の場で取り組むことができる。ノートを確認し, 達成度を把握する。	1
7章のまとめの問題 p.214-216	2			まとめの問題「基本」「応用」「活用」は, 学校の授業以外の場で取り組むことができる。学校の授業では, 達成度等を確認する時間を設ける。	1.5
☆ビルの屋上から見渡せる範囲は? p.217-218		●三平方の定理を活用して, ビルの屋上や山頂から見渡せる範囲を求める。			

8章 標本調査 (9)

学校の授業以外の場の時数 (2.5)

学習指導要領 内容D(1)

章の目標

- ① 標本調査の必要性と意味を理解することができる。
- ② 簡単な場合について標本調査を行い、母集団の傾向を捉え説明することができる。

節・項	時数	学習内容	用語・記号	学校の授業以外の場で可能と考えられる学習活動	時数
章の扉 p.220-221	1	●身のまわりで行われている調査が、どのように行われているかを調べる。			
1 標本調査	6	●標本調査の必要性と意味を理解する。	全数調査 標本調査 母集団, 標本抽出, 推定		
1 全数調査と標本調査 p.222	1				
2 標本調査による推定 p.223-226	2	●標本調査における無作為抽出の必要性を理解する。 ●標本の大きさと標本平均の信頼性の関係を理解する。	無作為に抽出する, 乱数 標本平均		
3 標本調査の利用 p.227-229	2	●簡単な場合について標本調査を行い、母集団の傾向を捉え説明する。			
確かめよう p.230	1			「確かめよう」は、学校の授業以外の場で取り組むことができる。ノートを確認し、達成度を把握する。	1
8章のまとめの問題 p.231-232	2			まとめの問題「基本」「応用」「活用」は、学校の授業以外の場で取り組むことができる。学校の授業では、達成度等を確認する時間を設ける。	1.5
☆はずれた予想 p.233		●標本調査の結果と実際の結果がなぜ違ったのか、その理由を考える。			

合計 140 時間 (126 時間(内学校の授業以外の場 26 時間) + 予備 14 時間)

新型コロナウイルス感染症 対策検討協議会説明資料

(検証事項説明資料)

(頁)

◎休校期間中の各家庭への情報提供について (No.15) 1

令和2年(2020年)10月8日

教育委員会

◎検証項目 休校期間中の各家庭への情報提供について (No.15)

1 検証の目的

各家庭への情報伝達の状況を検証し、今後、同様の事態が生じた場合に、効果的な情報伝達につなげていくことを目的とします。

2 項目別検証結果

(1) 各家庭へのメール配信について

①保護者への連絡用電子メールの未登録状況 (令和2年7月1日現在)

- ・小学校 77件 (全体の0.6%)、中学校 110件 (全体の1.3%) の割合で個人情報観点から登録されていない状況があります。

②保護者への連絡用電子メール未登録の家庭への対応

- ・メールと同様の内容を該当の家庭に電話連絡をしました。

(2) 学校ホームページの更新格差について

①学校ごとのホームページ更新回数について

- ・小学校 最大61回、最小2回、平均は23.8回
- ・中学校 最大70回、最小4回、平均は20.5回

②ホームページ更新を行う担当者について

- ・各学校の担当は、管理職2名、情報担当教員1名です。
- ・ホームページの更新方法が複雑なことにより、本来の教職員の職務以外で取り組むには難しさがあるため、今後は更新方法が簡便なものの導入や教職員への研修を検討していきます。

(3) 保護者への情報伝達全般について

①家庭でインターネットが使えない割合

- ・小学校 685件 (全体の回答の6%)、中学校 374件 (全体の回答の5%)

②家庭にプリンターがない割合

- ・小学校 4579件 (全体の回答の38%)、中学校 3075件 (全体の回答の39%)

上記のようにインターネットやプリンターがないといった各家庭の状況に差もみられるため、各家庭が情報環境の拡充をしていきながら、それを補完できるような取り組みを考えていきます。

新型コロナウイルス感染症 対策検討協議会説明資料

(検証事項説明資料)

	(頁)
◎連絡体制のあり方について (No.16)	1
◎休校中の児童の学習について (No.17)	4

令和2年(2020年)11月6日

教育委員会

◎検証項目 連絡体制のあり方について (No.16)

1 検証の目的

一斉臨時休校中の、教育委員会、学校、家庭の間での情報伝達の状況や、学童クラブへの情報提供のための教育委員会とこども育成部の連絡の状況について検証し、今後、同様の事態が生じた場合の連絡体制を整えていくことにつなげます。

2 項目別検証結果

(1) 教育委員会、学校、家庭への情報伝達の状況

ア 現状

(ア) 一斉臨時休校当初から、4月初旬までの主な通知の取り扱い

	通知内容	教育委員会から 学校への通知	学校から家庭への 連絡
①	一斉臨時休校の基本方針について ・休校期間 ・卒業式の取り扱い	・文書送付 2月28日	・メール配信 2月28日 ・文書配布 3月2日
②	子どもの居場所づくりについて ・日中保護者がおらず、預ける所 もない場合の自主学習の場の提 供	・文書送付 3月4日	・メール配信せず、 担任が各家庭へ 電話連絡する中 で、個別に聞き 取り
③	卒業式の保護者向け通知について ・式後、児童生徒と保護者の写真 撮影の場の提供	・文書送付 3月6日	・メール配信 中学校3月6日 小学校3月13日
④	始業式・入学式の実施について	・文書送付 3月24日	・文書配布 3月25日
⑤	臨時休校の延長について ・4月6日から4月17日まで臨時 休校を延長	・文書送付 4月3日	・メール配信 4月3日 ・文書配布 4月6日

(イ) 小学校における学校施設で自主学習を行った児童数

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	備考
3月	0	0	1	1	0	0	2	・自主学習として
4月	0	0	0	0	0	0	0	—
5月	1	0	3	5	12	27	48	・パソコン室の利用等として

※3月に自主学習として2件の報告がありました。この2件の報告が漏れていました。

イ 課題

これまで、教育委員会が各学校に通知した内容は、各学校が各家庭に伝達してきましたが、こうした中、3月11日には、保護者から小学校に対して自主学習の受け入れを行うかどうかという一般的な質問があり、その時点では準備が整わなかったため、実施していませんと回答したことがありました。その後、受け入れの体制を取りましたが、当該保護者からの具体的な要望はありませんでした。

ウ 今後の対応

自主学習としての学校開放など全校一律に対応すべき内容について、各学校で確実に行われていたという確認を怠っていましたので、今後、教育委員会は各学校の実行の可否について確認をするようにします。

(2) 学童クラブへの情報提供のための教育委員会とこども育成部の連絡の状況

ア 現状

(ア) 今回の一斉臨時休校にかかる教育委員会からこども育成部へ伝達した学校の休校期間等に関する連絡

連絡月日	内容
2月28日	新型コロナウイルス感染防止に関する対応として、一斉臨時休校を3月3日から春季休業の開始日まで実施すること
4月8日	国の緊急事態宣言を踏まえ、一斉臨時休校を5月6日まで延長すること
4月28日	5月7日及び8日は、児童生徒の登校を求めない準備期間とすること
5月7日	一斉臨時休校を5月31日まで延長すること
5月25日	6月1日からの学校再開における、分散登校など段階的に再開すること

※一斉臨時休校にかかる連絡は、教育委員会から学校に連絡すると同時に、こども育成部に連絡しています。

イ 課題

教育委員会から各小学校に対して、3月4日付で「校内に設置されている学童クラブから学校に対して、子どもの密集緩和措置のための学校施設開放の要請があれば、柔軟な対応を行うこと」と通知しました。

各小学校はこの通知に基づき、要請に応じました。

一方で、校外に設置されている学童クラブからの学校施設開放の要請に対しては、行政財産の目的外使用にあたることから、こども育成部と教育委員会との協議が必要となるため、利用の要請があった時点ですぐにお貸しできないケースがありました。(その後、当該クラブからこども育成部への要請はありませんでした。)

ウ 今後の対応

今後、学校施設利用の要請が学校外の学童クラブからあった場合には、速やかにこども育成部と協議し、利用できるようにしていきます。

◎検証項目 休校中の児童の学習について (No. 17)

1 検証の目的

今回の臨時休校により、登校できない期間の学習サポートにかかわる状況を踏まえて、今後、同様の事態が生じた場合に備え、オンラインを活用した児童生徒の学習サポートにつなげます。

2 検証結果

(1) 横須賀市立学校の教育ネットワークシステムの現状

- ・各学校は単独のサーバーを所有しておらず、教育研究所のサーバーを通じた専用回線によるクローズされた構成となっています。したがって各学校と各家庭とを直接結ぶ回線がなく、リモートによる授業を行うことができませんでした。
- ・各学校のホームページも教育研究所のサーバー内に置かれているため、各学校のデータ通信容量に制限があり、ホームページ上に課題を掲載するには限界がありました。

(2) 教育委員会から各学校への通知

- ・以下のとおり、教育委員会が各学校へ家庭学習にかかわる通知を行い、これを受けて各学校は各家庭に家庭学習課題の提示を行いました。

	送付日	市教委からの通知	各学校から家庭への提示
①	4月3日	家庭学習課題について	<ul style="list-style-type: none"> ・学校独自課題 ・問題集データベースの課題 ・市コンクールに出品するための作品制作
②	5月5日	オンライン学習の活用について	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会ホームページに文部科学省「子供の学び応援サイト」へのリンクを設定したこと及び当該サイトの活用を周知 ・学校のパソコン教室の開放を周知 (小学校6年生、中学校3年生を優先対象) ※パソコン教室の利用状況は、小学校で延べ48人、中学校で延べ146人の利用がありました。主な利用内容は、インターネットを活用した調べ学習や学習動画の視聴です。
③	5月7日	児童生徒に対する学習保障に関する取組について	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年、教科ごとの家庭学習内容例及び家庭学習の方法例の提示 ・学習計画表活用の提示
④	5月8日	家庭学習応援コーナーの開設について	<ul style="list-style-type: none"> ・横須賀市教育委員会がホームページに「家庭学習応援コーナー」を開設し、各学校のホームページからリンクできることを周知 ・「家庭学習応援コーナー」内に、文部科学省「子供の学び応援サイト」へのリンクを設定したことを周知

(3) 休校期間中の学校から家庭への課題提示手段と内容

提示手段	小学校	中学校
紙面で配布・回収	46校	23校

課題の内容	小学校	中学校
① 学校独自課題	42校	21校
② 教科書やドリル等	39校	20校
③ 業者プリント	37校	5校
④ 問題集データベース	23校	13校

※「学校独自課題」・・・教員がオリジナルで作成した問題集やプリント、植物の観察や図画工作作品の制作の指示。

(4) 各家庭の ICT インフラの普及状況（令和2年5月末現在）

・小・中学校の各家庭の ICT インフラの普及状況を調査しました。

	項目	小学校	中学校
①	インターネットが使える	94.4%	95.3%
②	日中、子どもが利用できる端末がある	81.9%	93.0%
③	プリンターで印刷ができる	62.3%	61.2%

(5) 市立学校の特徴的な取組

- ・ Google Classroom を活用し、教師と生徒による双方向の通信実験を実施（中学校1校）
- ・ YouTube において、オンデマンド型の授業動画を配信（中学校1校）
- ・ Google Meet を活用し教員間で通信実験を実施（中学校1校）
- ・ テレビ神奈川「テレビホームルーム」に参加（小学校3校、中学校7校）

(6) 課題

① 横須賀市教育情報システムについて

- ・ 重要な個人情報を管理している専用回線で、閉鎖的なシステムになっているために、現在、学校と家庭を接続する回線はありません。
- ・ オンラインによるオンデマンド型の授業を行うことができたとしても、多くの学校で学習コンテンツが準備できていない現状があります。

② 学校について

- ・ 各学校は、児童生徒に対して紙面での学習課題を提示することで、学習保障を行いました。4月の緊急事態宣言後には、登校日を中止するなど、直接やりとりする機会が設定できず、個々の課題に対する進捗状況を把握することができなくなってしまったので、学習支援が難しくなりました。

③ 家庭について

- ・本市では約5%の家庭でインターネットが使用できず、約40%の家庭でプリンターがない実態があります。また、小学校の約2割、中学校の約1割が、日中、子どもが使用できる端末が家庭にないということが分かりました。
- ・保護者から学校に対して「家庭学習課題について子どもから質問されても答えられなくて困っている」といった意見が寄せられました。

(7) 今後の対応

- ①11月から全学校にPC端末とモバイルWi-Fiルーターを1台ずつ配備し、学校間でのオンライン会議の試行を進め、各学校から直接外部につなげる方法の構築を検討していきます。
- ②各学校で学習コンテンツを作成し、各家庭に配信することを進めています。
※ 4月から校内でGoogle Classroom を立ち上げ、授業で活用したワークシートや動画配信・パワーポイント教材を提示し、通信実験に着手しています。(中学校1校)

参考資料

休校期間中の児童生徒の作文から見てきたこと

学年	作文の内容
小学校低学年 (2年生)	学校の友達と一緒に楽しくお話しをすることや、遊ぶことができなくなってしまったことにストレスを感じている内容が多かった。
小学校中学年 (3・4年生)	学校は友達と遊ぶことができる場所だったと同時に友達との学び合いの場所だったという認識をもち、教室で学習できないことに不安をもつ内容が多かった。
小学校高学年 (5・6年生)	感染への不安を感じつつも、今自分ができることを考え前向きにとらえようと努力している内容が多かった。
中学校 (1～3年生)	今まで「当たり前」と思っていた学校生活ができない状況で「学校のありがたさ」に気付いた生徒が多かった。1年生はこれから始まる中学校生活の不安や3年生は受験に対する不安を訴えているものが多かった。

※各学校の担任は休校明けに、子どもたちが書いた作文から休校中の状況を把握し、特に心配な内容については学年、学校で共有し、子どもの気持ちに寄り添うよう学級経営や指導につなげました。